第４期三原市地域福祉計画

（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）

令和６（2024）年３月

広島県三原市

はじめに

三原市では、平成 26（2014）年３月に「第３期三原市地域福祉計画」を定め、地域共生社会の実現に向けた各種施策を推進してきました。

この間、生活支援を目的とした地域主体の協議体の設置（11 地区）や権利擁護を推進するための支援者ネットワークの設置など、地域福祉に向けたまちづくりに取り組んできたところです。

現在、本市の地域福祉を取り巻く環境は、人口減少に加え、少子高齢化、核家族化、価値観の多様化などにより、つながりの希薄化が進むことを要因に、孤独死、虐待、生活困窮、ひきこもりなど、地域が抱える課題がより複合化・複雑化してきています。

本市では地域共生センター等の相談機能の拡充を図るなど対策に取り組んでいますが、これらに対応するためには、当事者に寄り添った見守りや地域と専門職が協働した取組など、地域全体で多様な人たちの参画のもとに対応していくことが重要です。

そのため、今回、策定した「第４期三原市地域福祉計画」では、これまでの成果や課題を踏まえ、基本理念に「つながり、支え合い、安心して暮らせる地域を育む 共生のまち みはら」を掲げ、住民同士がお互いを思いやる気持ちを持ち、つながり、住民・地域・団体・行政など多様な担い手によって支え合い、誰もが孤独・孤立することのない、包摂的なまちづくりをめざすこととしています。

このめざすまちの姿の実現に向け、新たな基本目標として「包括的な支援体制づくり」を位置づけ、関係者、関係機関が一体となり、人づくりや地域づくりを推進するほか、困ったときには、身近な相談窓口がどこでも受け止め、多様な関係機関が連携して課題解決に取り組む体制づくりを推進してまいります。

本計画に基づいて、市民、住民組織、支援機関、行政等の多様な主体が参画し、連携・協働を図り、それぞれの強みや役割を活かすことで、より一層、地域福祉の推進が図られ、誰もが安心して住み続けることができる三原が創出されていくことを期待しております。

結びに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見をいただいた三原市総合保健福祉計画推進等委員会ならびに地域福祉計画策定部会の委員の皆様、また、アンケートやヒアリング等で様々な視点でのご意見を寄せていただいた市民の皆様ならびに関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和６(2024)年３月

三原市長　岡田吉弘

目　次

第１章　計画の基本事項 1

１　計画策定の趣旨..... 1
２　計画の位置付け..... 5
３　計画の期間..... 8
４　地域福祉推進の圏域について..... 9
５　計画の策定体制..... 10

第２章　三原市の現状と課題 11

１　三原市の現状..... 11
２　地域別の現状..... 22
３　地域活動者・団体アンケート調査結果からみた現状..... 26
４　人とのつながり、地域とのつながりに関する調査結果..... 54
５　関係団体等へのヒアリング等による意見..... 62
６　三原市の取組状況と課題..... 64

第３章　計画の基本的な考え方 70

１　基本理念..... 70
２　基本目標..... 71
３　基本目標の位置付け..... 72
４　計画の体系..... 73

第４章　行動計画 74

１　【基本目標１】地域の多様なつながりを育む人づくり..... 74
２　【基本目標２】多様な担い手が助け合い・支え合う地域づくり..... 80
３　【基本目標３】すべての人が安心して暮らせる環境づくり..... 86
４　【基本目標４】すべての人への包括的な支援体制づくり..... 92

第５章　推進体制 105

１ 関係機関等の協働による計画推進..... 105
２ 計画の進行管理..... 107

資料編.....108
1　三原市総合保健福祉計画推進等委員会設置要綱..... 108
2　三原市総合保健福祉計画推進等委員会（地域福祉計画策定部会）委員名簿 . 111
3　策定経過..... 112
4　用語解説..... 113

第1章 計画の基本事項

1　計画策定の趣旨

（1）地域福祉とは

「地域福祉」とは、すべての人が人間としての尊厳を持ち、家庭や地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域に暮らす人々が主体となり、事業者、関係機関・団体、行政などと連携・協働し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。また、高齢者、障害のある人、子ども等の分野ごとの制度ではなく、「地域」という視点で捉え、包括的に必要な支援を行っていくものです。

平成30（2018）年４月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、保健医療、福祉、介護に限らない、地域生活課題を把握するとともに、課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、その課題の解決を図っていくことが規定されています（法第４条）。地域生活課題の解決に向けて、自助、共助、互助、公助の考えに基づいて、地域住民、事業者、関係機関・団体、行政のそれぞれが役割を果たし、連携して取り組んでいくことが必要とされています。

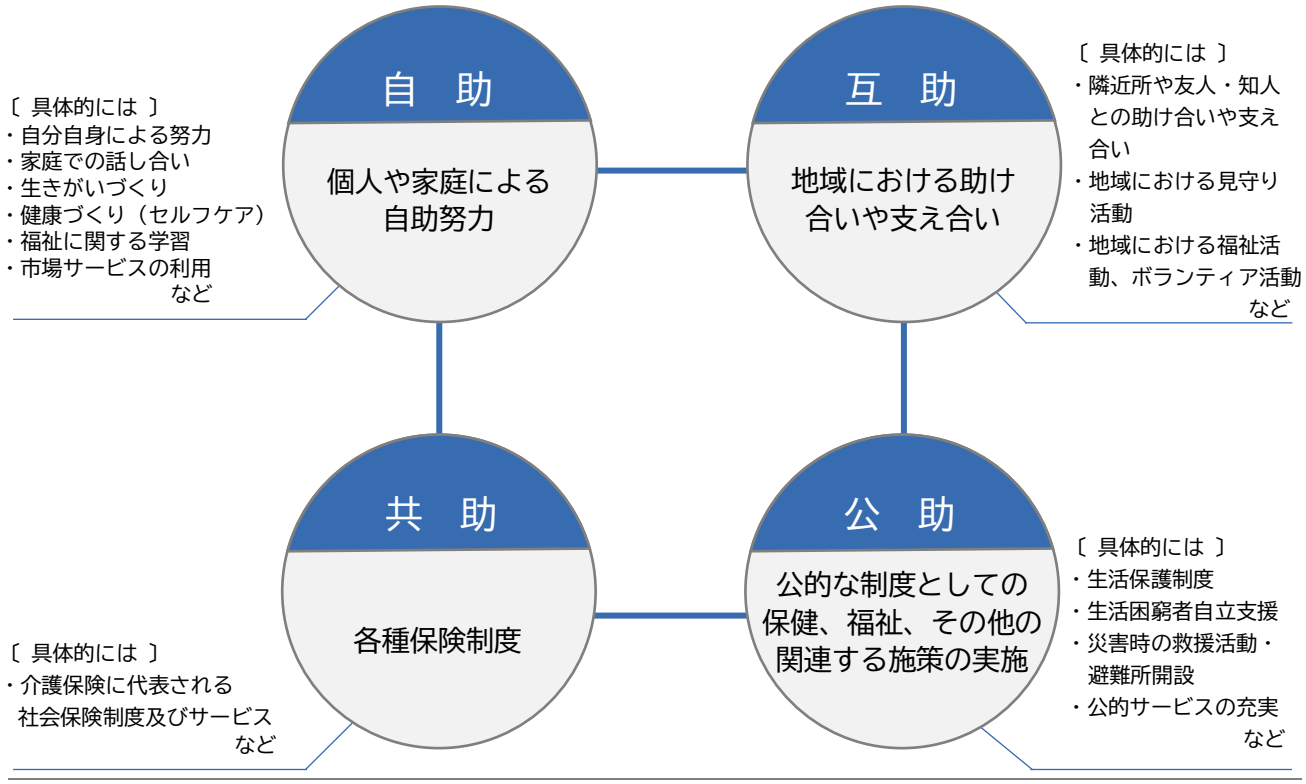

さらに、令和３（2021）年４月に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町による包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業を実施することができる旨が示されました。

地域福祉を推進していくにあたり、「支える人」と「支えられる人」という意識を改め、多様な価値観を尊重しながらお互いを思いやる心を大切にし、お互いに関心を持ちながら地域全体で自助・共助の力を再構築し、日中の活動者を含めて多様な人々と共にあらゆるニーズに対して向き合う「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要となります。

地域に古くから受け継がれる、さりげない心配りや振る舞いのできる助け合いの文化を福祉にも生かしながら、社会的包摂（社会的に全ての人を包み込み、 誰も排除されることなく、全員が社会に参画する機会を持つこと）の観点を踏まえて、住民が主体的に参加するコミュニティ、誰もが生きがいとやりがいを持つ地域づくり、どのようなときも安心して暮らし続けることができる重層的支援体制、権利擁護、住環境、防災対策などを、住民・団体・企業などと一緒に推進していく必要があります。

（２）計画策定の背景

三原市（以下、「本市」という。）では、平成26（2014）年３月に計画期間を10カ年とする「第３期三原市地域福祉計画」を策定し、令和元（2019）年６月に計画の中間見直しを行いました。基本理念に「交流で育む、支え合い、安心して　暮らせるまちみはら」を掲げ、「①地域のつながりを育む人づくり」、「②助け合い・支え合いの地域づくり」、「③安心して暮らせる環境づくり」の基本目標を設定し、地域福祉を推進するリーダーや担い手の養成、ネットワーク体制の整備と協議体設置の推進、住民活動支援の充実、わかりやすい多種多様な情報伝達の提供、相談・支援機関の連携体制の構築・強化などの施策に取り組んできました。

近年では、少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、地域での人と人とのつながりは希薄になってきています。かつては家庭や地域のつながりの中で対応してきたことも今では困難になり、価値観の多様化による世代間の意識の違い、頻発する大規模な自然災害など、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会状況の中、本市においても、認知症などにより支援を必要とする高齢者の増加、社会問題となっているひきこもりなどによる社会からの孤立、虐待や暴

力、ダブルケアや8050問題といった複雑化・複合化した課題を抱える世帯が顕在化するとともに、経済的に困窮している世帯や発達に支援を要する子どもの増加、災害時要援護者支援の課題など、行政による分野ごとの支援体制だけでは解決が困難な地域生活の課題が生じています。

こうした中、今後の地域福祉では、「地域共生社会」の実現に向け、制度・分野毎の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域の多様な主体が参画し、行政と協働しながら、地域生活課題を解決することが求められています。

高齢者、障害のある人、子ども等、誰もが地域の中で安心して生き生きと暮らしていけるようにするためには、他人事になりがちな地域づくりを、地域住民一人ひとりが「我が事」として捉えていく仕組みづくりが重要であると考えられます。

本市においても、「三原市長期総合計画」において、地域福祉の推進を掲げ、誰もが社会参加しながら、自立した生活が送れるよう地域で支え合いができるまちをめざして、施策を推進しています。

誰もが住み慣れた地域で、性別、年齢、国籍、障害の有無、価値観などの多様性が認められ、安心して暮らせる社会を築くために、地域の支え合いと助け合いにより、あらゆる人の存在価値を認める社会的包摂の考え方に基づいた「地域共生社会」の実現をめざし、これまでの取組の成果や課題を活かしつつ、社会環境の変容に対応した地域福祉を推進する「第４期三原市地域福祉計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

（３）ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の視点を踏まえた計画の推進

本市においては、持続可能な開発目標ＳＤＧｓ（エスディージーズ）に基づいた施策展開を図っています。ＳＤＧｓは、平成27(2015) 年９月の国連サミットにおいて全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のための、2030年を年限とする17の国際目標です。全17の目標分野のうち、本計画は次の９分野に関わる施策内容を含んでいます。

目標１ 貧困をなくそう	地域や社会全体で貧困課題を解決するという意識を強く持ち、貧困の連鎖を断ち切り、あらゆる形態の貧困を終わらせ、すべての子どもが夢や希望を持てる社会を構築します。
目標３ すべての人に健康と福祉を	地域で暮らすあらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進します。
目標４ 質の高い教育をみんなに	すべての人々への包括的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進します。
目標５ ジェンダー平等を実現しよう	性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消、性的少数者などの多様性を尊重し、認め合う環境をつくります。
目標８ 働きがいも経済成長も	包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働き甲斐のある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進します。
目標 10 人や国の不平等をなくそう	個人の属性に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進します。
目標 11 住み続けられるまちづくりを	すべての人々の適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、生活環境を改善します。すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供します。
目標 16 平和と公正をすべての人に	すべての人々に対する虐待、搾取、あらゆる形態の暴力をなくします。すべての人々に司法への平等なアクセスを提供します。有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させます。
目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう	地域福祉計画の策定や実施において、コミュニティ、自治体、非営利団体、企業などの構成員のパートナーシップを強化し、協力を促進します。

2　計画の位置付け

（1）法律の位置付け

本計画は、社会福祉法第４条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する同法107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

また、本計画は成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第１項の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第８条第１項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」、社会福祉法第106条の５の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するものです。

＜参考＞

（社会福祉法）

第四条　地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

２　地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

３　地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第百六条の五　市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

２　市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

３　重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であって地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

４　市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

５　前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

＜参考＞

（社会福祉法）

第百七条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五　地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

＜参考＞

（成年後見制度の利用の促進に関する法律）

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

＜参考＞

（再犯の防止等の推進に関する法律）

（地方再犯防止推進計画）

第八条　都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

２　都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

（2）市政における位置付け

本計画は、「三原市長期総合計画」の地域福祉に関する部門計画として、本市における地域福祉の推進に向けて、保健・医療・福祉の各分野で共通的に取り組む事項や、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、包括的な支援体制の整備に関する事項などを一体的に定めるものです。

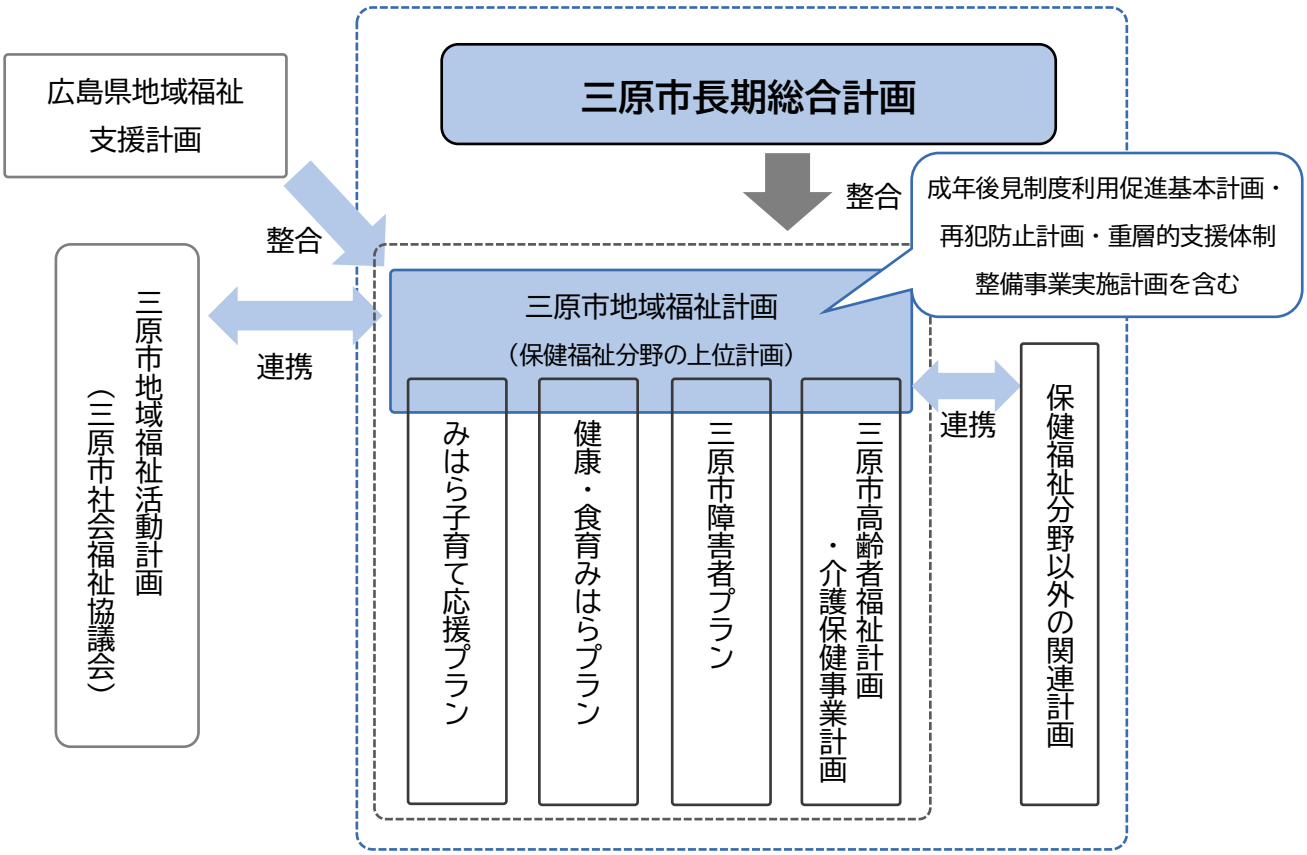

３　計画の期間

本計画の期間は、令和６（2024）年度から令和11（2029）年度までの６年間とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、地域の状況等を踏まえ、必要に応じて内容を見直します。

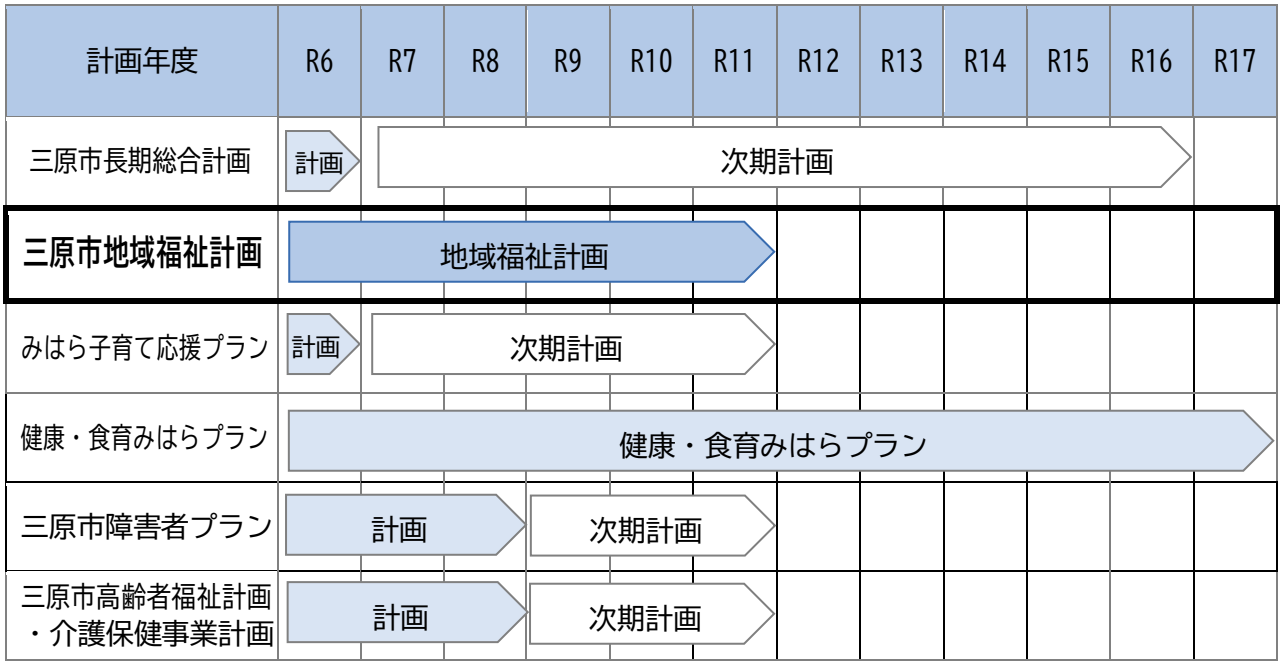

4　地域福祉推進の圏域について

地域を考えるとき、隣近所や住民組織、小学校区、中学校区、旧市町区域、市全域などさまざまな区分があります。地域福祉活動では、地域の広さや大きさ、その機能を重層的に捉え、それぞれの範囲での役割が積み重なることで、一つの大きな福祉のまちづくりにつながると考えます。

行政が主体となる施策においては、市全域や旧市町単位などでの取組が主となっています。しかし、地域福祉では地域住民（住民組織）、地区社会福祉協議会、民間非営利活動団体等が活動の主体となります。住民組織や小学校区などの身近な地域（小地域）における取組が重要となってきます。

これらの地域の階層・区分について、実際の活動状況や地理的な条件によって相違はありますが、本市においてはおおむね次の図のように役割・機能を整理し、地域福祉を進めていきます。

■地域福祉の区分の考え方

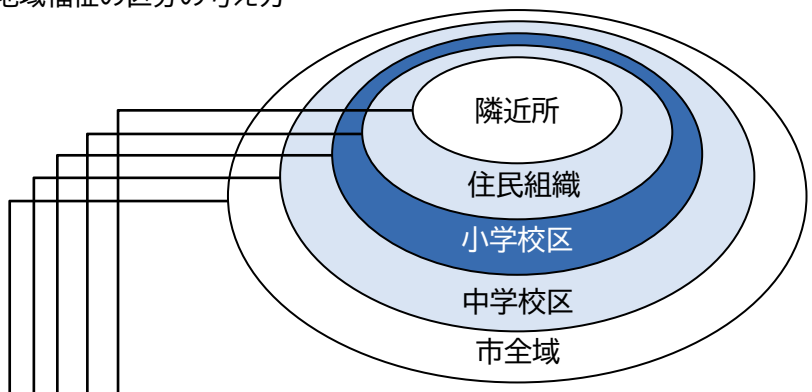

地域の区分	役割・機能
隣近所	普段の見守り、声かけ、外出の付き添い、子守り、話し相手、相談相手　など
住民組織	地域の見守り、健康づくり、自主防災活動、避難行動要支援者避難支援の取組、地域住民の生活課題の把握　など （サロンなどの地域活動の基本）
小学校区 【第２層協議体】	登下校時の見守り、各種行事による交流・社会参加活動　など （地区社会福祉協議会や相談支援などの地域福祉推進の基本）
中学校区	コミュニティ同士の連携体制の充実、関係団体との連絡調整、地域包括支援センターによる高齢者の総合相談・支援　など
市全域 【第１層協議体】	相談体制の充実、情報提供体制、人材育成、サービス調整、ユニバーサルデザイン※1・バリアフリー※2　など

※1　ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々のさまざまな特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、仕組みづくりを行うという考え方。
※2　バリアフリー：障害のある人や高齢者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。福祉のまちづくりの分野では、公共の建築物や道路、個人の住宅などにおいて、障害のある人や高齢者などの利用にも配慮した設計のことをいう。

5　計画の策定体制

（1）「三原市総合保健福祉計画推進等委員会」「三原市地域福祉計画策定部会」による協議

本計画を策定するにあたり、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「総合保健福祉計画推進等委員会」「三原市地域福祉計画策定部会」を設置・開設し、各委員の専門的な見地から、計画の方向性や内容について意見・提言を受け、その意見を計画に反映させています。

（2）市民等のニーズの把握

住民自治組織や民生委員・児童委員、ボランティア団体に対して、地域とのつながり、地域活動、地域の協力体制等の現状について実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■アンケート調査実施概要

調査対象	住民自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体代表
調査方法	郵送配付・郵送回収及びインターネット回答 直接配付・直接回収方式
調査対象及び調査期間	1．住民自治組織代表：令和５（2023）年４月１日～令和５（2023）年４月中旬 2．民生委員・児童委員：令和５（2023）年４月１日～令和５（2023）年５月 22 日 3．ボランティア団体代表者：令和５（2023）年３月 28 日～令和５（2023）年４月下旬
回収結果	1．住民自治組織代表　　有効回答数：352 通　有効回答率：69.8% 2．民生委員・児童委員　　有効回答数：227 通　有効回答率：94.2% 3．ボランティア団体代表　有効回答数：244 通　有効回答率：52.9%

（3）パブリックコメントの実施

市民から広く意見を得て、計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

■実施期間：令和６（2024）年１月５日（金）～令和６（2024）年１月 31 日（水）
■公表場所：市ＨＰ、社会福祉課(市役所本庁１階)、情報公開コーナー(市役所本庁４階)、各支所地域振興課、本郷・久井・大和保健福祉センター、中央・本郷・久井・大和図書館
■意見提出：２名（４件）

第2章　三原市の現状と課題

1　三原市の現状

（1）人口の推移

平成30（2018）年から令和５（2023）年の人口の推移をみると、0～14歳、15～64歳は減少しており、65歳以上についても、令和２（2020）年をピークに減少傾向となっています。

また、住民基本台帳人口を用いて、コーホート変化率法による人口推計を行った結果をみると、引き続き、すべての年齢区分で減少しており、令和22（2040）年の総人口は、令和５（2023）年と比較すると約３割減少することが予想されます。

図表　人口の推移

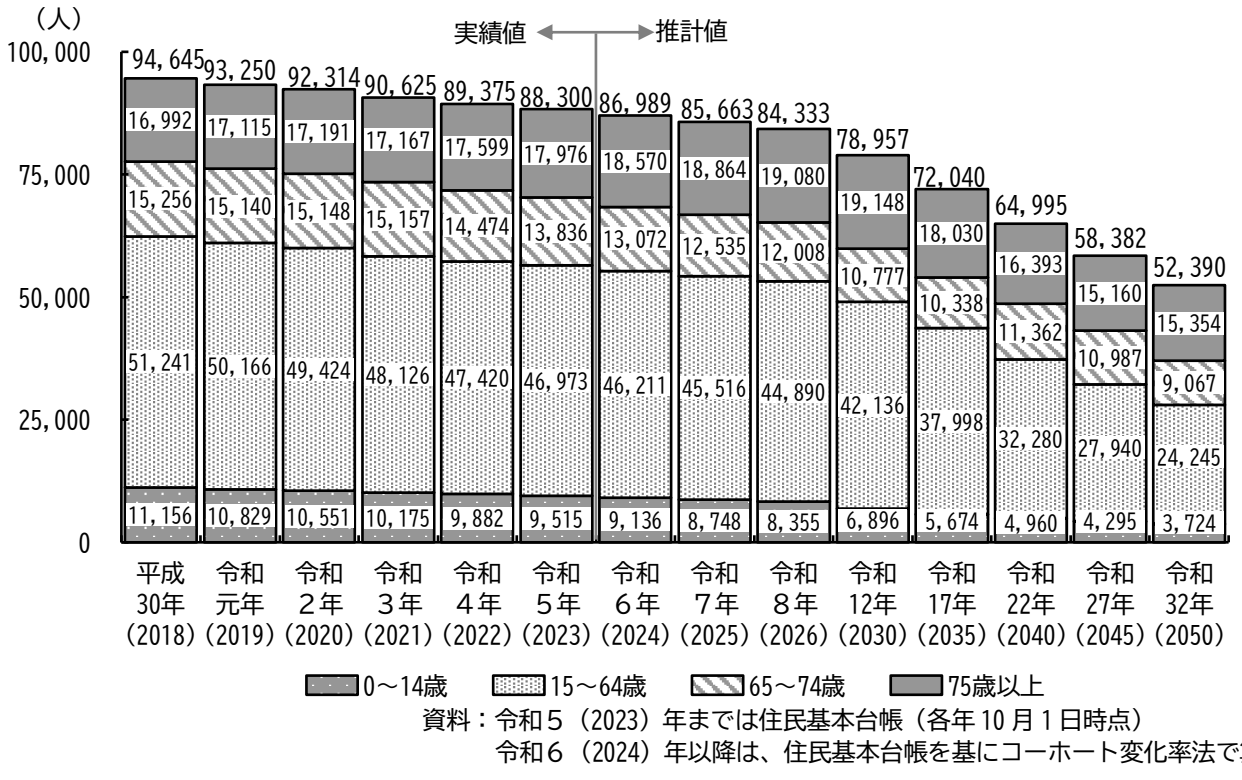

資料：令和５（2023）年までは住民基本台帳（各年10月１日時点）
令和６（2024）年以降は、住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出

（２）現在の人口

本市の現在の人口をみると、本市の人口は、令和５（2023）年10月１日現在で男性42,522人、女性45,778人、合計88,300人となっています。年齢別にみると、男性・女性ともに「70歳～74歳」が最も多くなっており、65歳以上の高齢者人口は男性より女性が多くなっています。

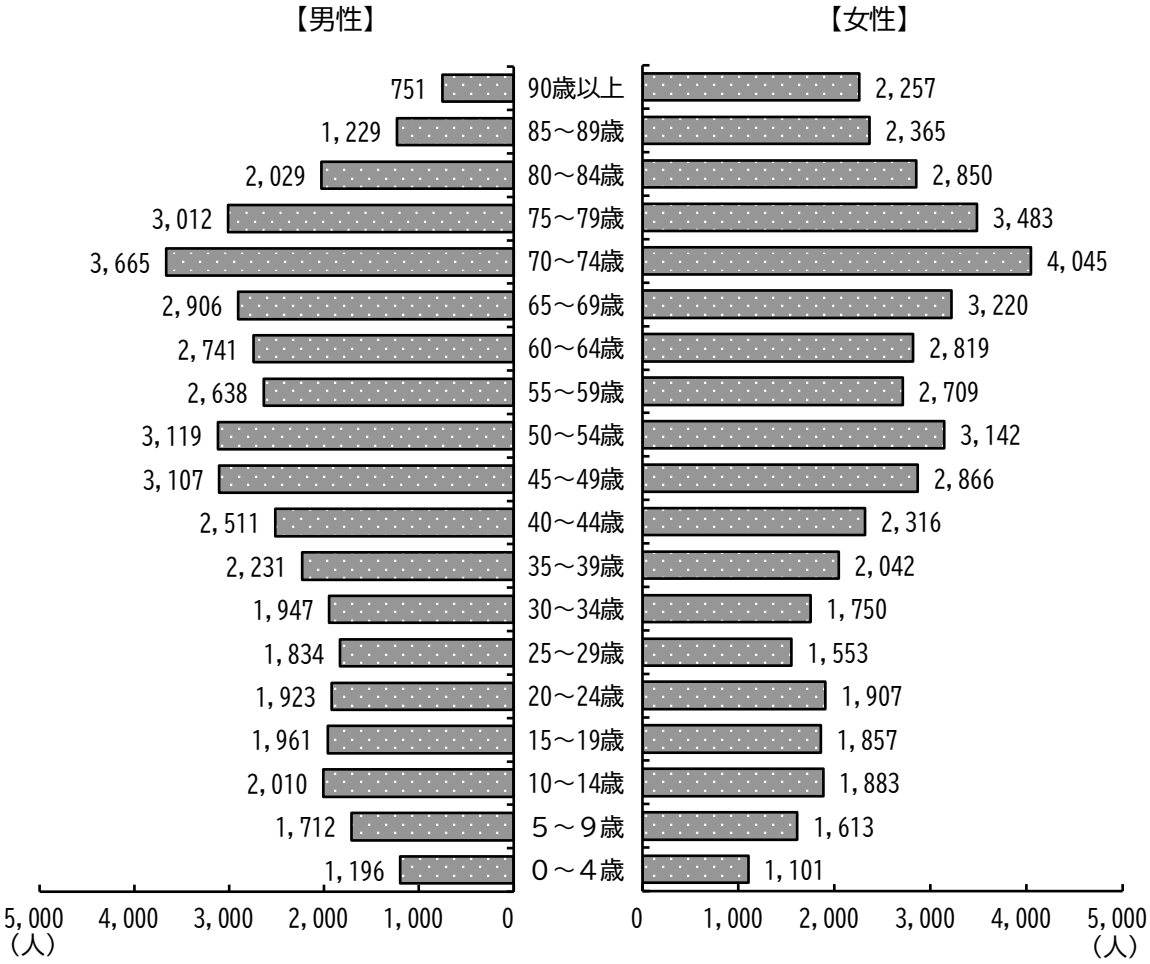

資料：住民基本台帳（令和５（2023）年 10 月１日現在）

（3）高齢者の状況

高齢者人口は、令和２（2020）年をピークに減少しており、令和32（2050）年には、65歳～74歳の前期高齢者は9,067人、75歳以上の後期高齢者は15,354人になる見込みです。

図表　高齢者人口・高齢化率の推移

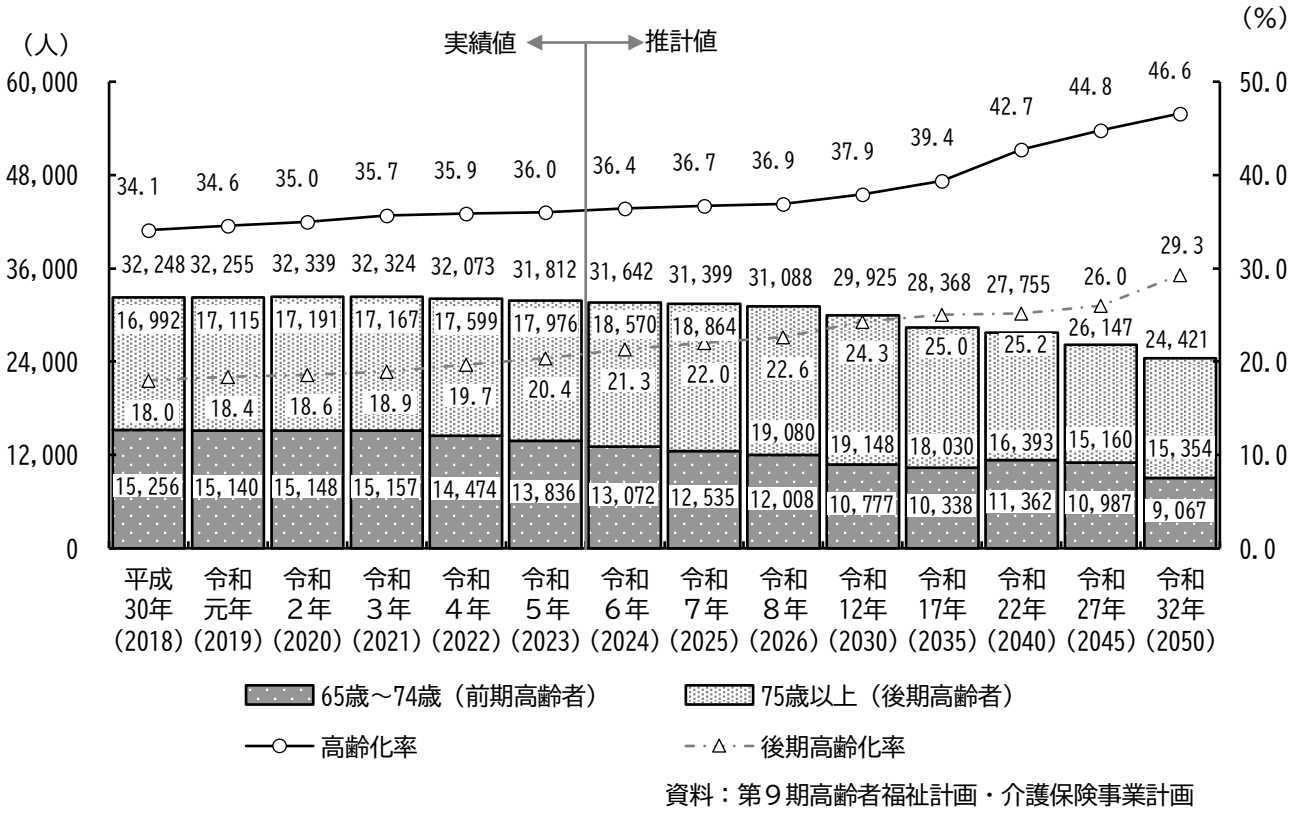

資料：第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

（４）要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数（第２号被保険者含む）は、令和３（2021）年９月末をピークに減少しています。要支援・要介護認定者数の内訳をみると、要支援１、要介護１・２の軽度の方が占める割合が多くなっています。

図表　要支援・要介護認定者数の推移

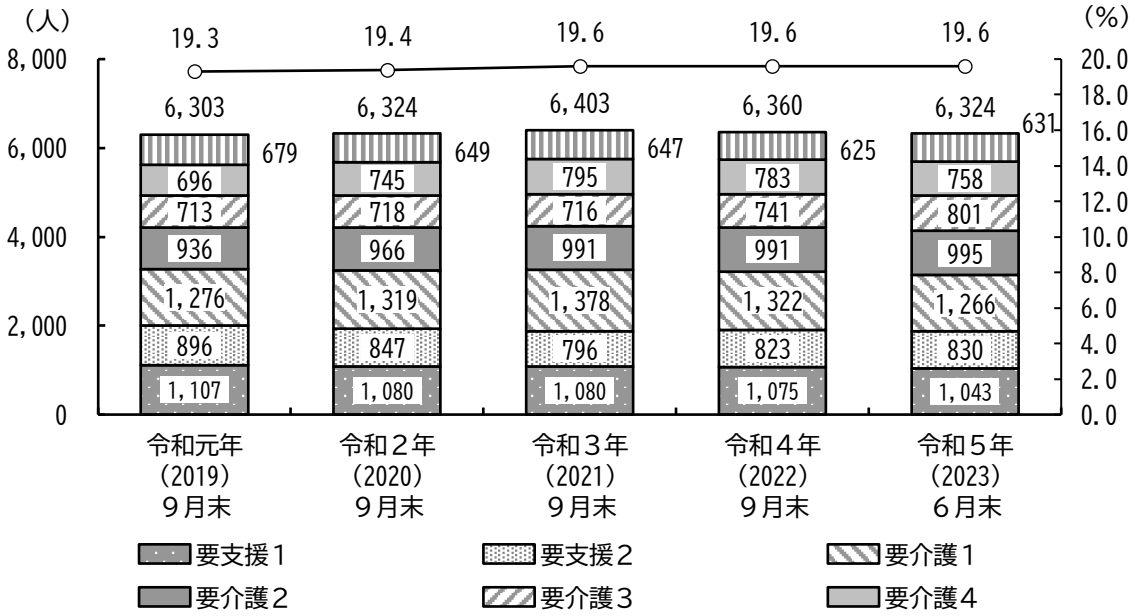

資料：地域包括ケア「見える化」システム

（５）子ども・子育て世帯の状況

本市の就学前人口の年齢別推移をみると、減少傾向が続いており、令和４（2022）年には3,111人と、平成30（2018）年から916人減少しています。

今後においても、一貫して減少傾向で推移することが見込まれます。

図表　就学前人口の推移

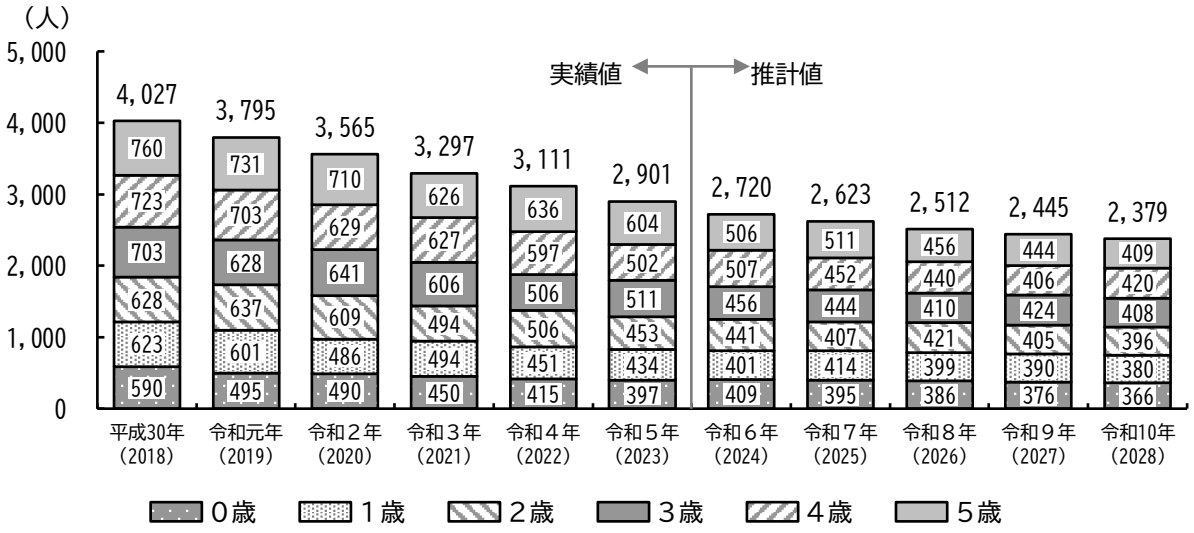

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）、推計値はコーホート変化率法から算出

（６）子どもの生活実態調査結果

令和３（2021）年に全国を調査地域とする「子供の生活状況調査」（内閣府調査）が実施されたことを受けて、令和５（2023）年12月に小学５年生、中学２年生とその保護者を対象に「子どもの生活に関する実態調査」（広島県との共同調査）を実施しました。その結果、三原市の経済的な状況は、貧困の課題を抱えている世帯である「中央値の２分の１未満」が、小学５年生の世帯で9.7%、中学２年生の世帯で10.7%でした。

また、子どもの親の婚姻状況別でみると、「中央値の２分の１未満」の割合が、ふたり親世帯では、小学５年生の世帯で5.1%、中学２年生の世帯で7.2%、ひとり親世帯では、小学５年生の世帯で45.8%、中学２年生の世帯で33.3%でした。

〈三原市の全体〉

区　分	小学５年生の世帯 （n=431）	中学２年生の世帯 （n=242）
中央値の２分の１未満	9.7%	10.7%
中央値の２分の１以上中央値未満	32.5%	37.2%
中央値以上	54.3%	48.3%

〈三原市の子どもの親の婚姻状況別〉

区　分		ふたり親世帯	ひとり親世帯	ひとり親世帯 （母子世帯のみ）
中央値の２分の１未満	小学５年生	5.1%	45.8%	48.8%
	中学２年生	7.2%	33.3%	36.0%
中央値の２分の１以上中央値未満	小学５年生	31.8%	41.7%	44.2%
	中学２年生	34.8%	56.7%	60.0%
中央値以上	小学５年生	60.1%	12.5%	7.0%
	中学２年生	54.6%	10.0%	4.0%

※経済的な状況の分類について

本調査では、世帯の年間収入の水準について、同居家族の人数の情報も踏まえて次のような処理をし、等価世帯収入による分類を行った。

○年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）。

○上記の値を、保護者票で把握される同居家族の人数の平方根をとったもので除す。

○上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、「中央値以上」、「中央値の２分の１以上中央値未満」、「中央値の２分の１未満」で分類する。

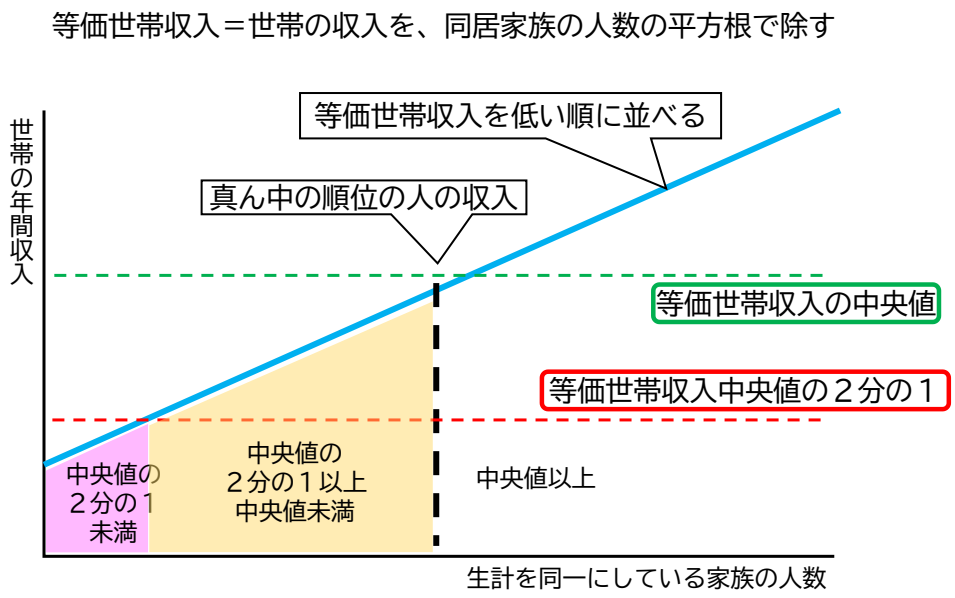

（７）障害者手帳所持者数

本市における障害のある人の数は、令和４（2022）年４月１日現在で、身体障害（身体障害者手帳所持者）が4,496人、知的障害（療育手帳所持者）922人、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）が1,112人となっています。

令和元（2019）年からの推移をみると、身体障害では令和元（2019）年の4,747人から251人減、知的障害では894人から28人増、精神障害では1,006人から106人増と、精神障害の増加が顕著となっています。

図表　障害者手帳所持者の動向

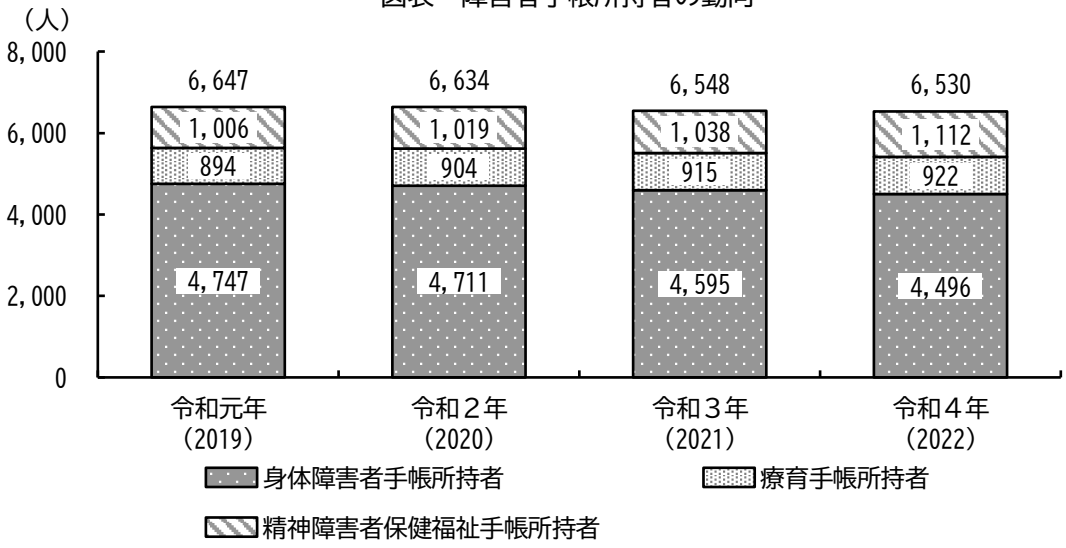

資料：三原市障害者プラン

（８）高齢者相談センターにおける相談件数

本市では、高齢者相談センター（地域包括支援センター）を５か所、高齢者相談窓口を３か所設置し、高齢者やその家族からの介護、福祉に関する総合的な相談に応じ、成年後見や虐待防止などの権利擁護業務も行っています。

本市の高齢者相談センター（地域包括支援センター）における相談件数は30,000件前後で推移しており、介護保険に関する相談や高齢者自身の課題に関することだけでなく、世帯の複合課題や制度の狭間にある課題など相談内容は多様化しています。

図表　高齢者相談センター（地域包括支援センター）の延相談件数

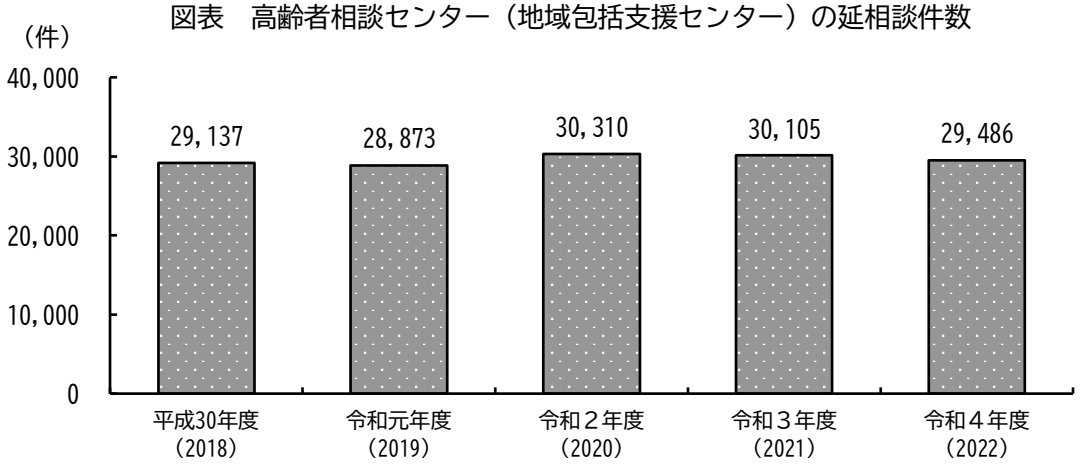

資料：地域包括支援センター活動状況報告書（月報）

（９）障害に関する相談件数

障害のある人の相談に対応する相談支援事業所を14か所設置し、障害福祉サービスの利用支援や情報の提供、助言を行いました。

本市の障害に関する相談件数は、令和２（2020）年度と令和３（2021）年度は20,000件を超えていましたが、令和４（2022）年度は18,830件まで減少しています。

図表　相談支援事業所における延べ相談件数

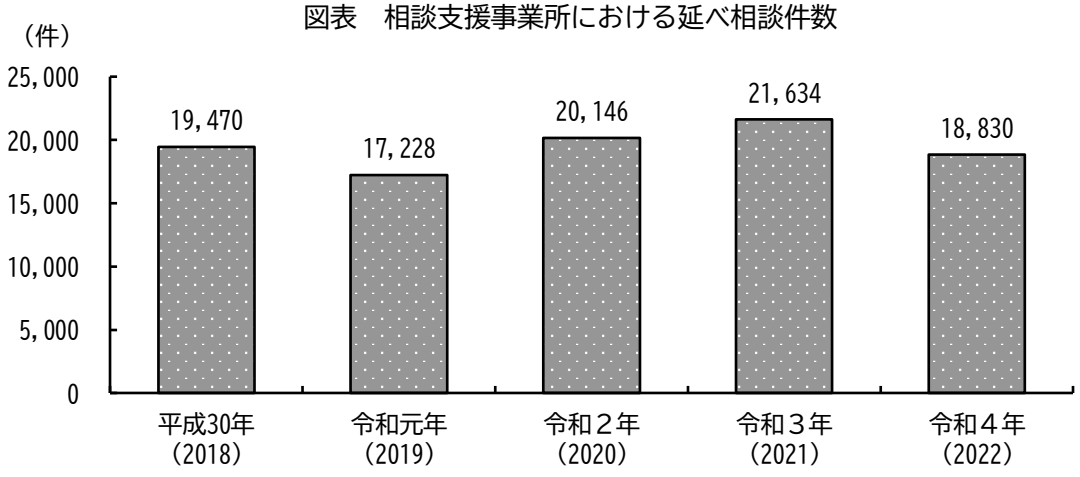

資料：相談支援活動報告

（10）生活保護の状況

本市の生活保護受給人員、被保護世帯ともに平成30（2018）年以降減少傾向にあり、令和４（2022）年では729世帯、896人となっています。

図表　生活保護受給世帯及び人員

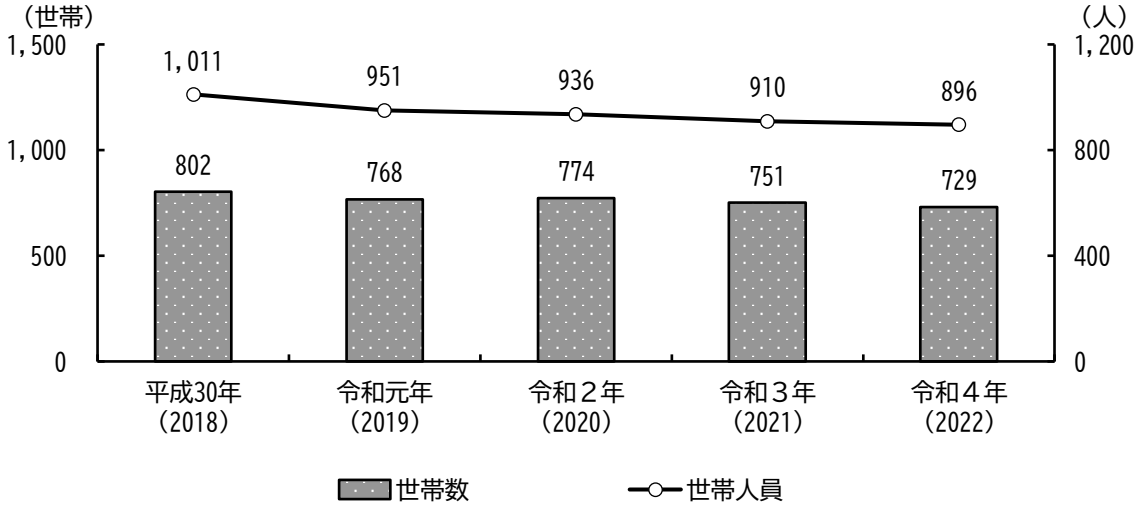

資料：社会福祉課　保護係

（11）生活困窮者自立支援事業の実施状況

平成27（2015）年４月から生活困窮者自立支援法が施行され、三原市社会福祉協議会内に自立支援センターみはらを設置しています。新規相談件数は令和２（2020）年度から減少傾向にあり、令和４（2022）年度は380件となっています。

相談者が抱える課題は、経済的困窮をはじめ、多重債務、就職困難、精神的不調、ひきこもり等の家族の問題など多岐にわたっています。

図表　自立支援相談センターの新規相談件数

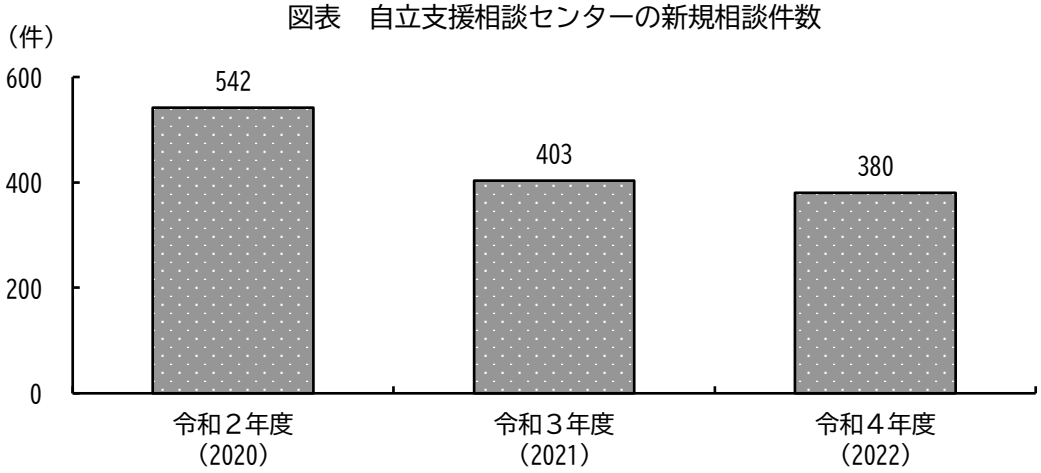

資料：社会福祉課　保護係

（12）子育て世代包括支援センター（すくすく）の利用件数

平成28（2016）年４月に設置し、妊娠期から子育て期にわたる相談・支援を切れ目なく、一体的に実施するワンストップ相談拠点として、関係機関のネットワーク形成と連携事業を行い、課題に早期対応し、安心して産み育てる環境を推進しています。

相談内容は複雑・深刻化しており、一人に対する支援は複数回に及びます。

図表　子育て世代包括支援センター（すくすく）の相談延べ件数

単位：件

相談対応職員	令和２年（2020）	令和３年（2021）	令和４年（2022）
保健師・助産師・保育士・家庭児童相談員等	3,143	2,948	4,001

資料：こども安心課事業概要

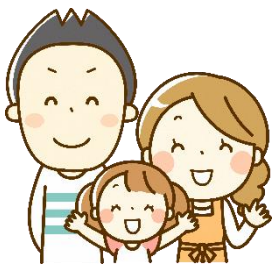

２　地域別の現状

（１）地域別の人口構造

本市の地域別の人口構造は、南部（三原地域・本郷地域）と北部（久井地域・大和地域）で差がみられます。

南部の三原地域、本郷地域では高齢化率（65歳以上の割合）は、令和５（2023）年３月末で34.8%、33.6%と約３割半ばであるのに対し、久井地域、大和地域では、49.6%、45.9%と３割を大きく超えており、地区によっては50%程度となっています。また、南部においても高齢化の著しい地域がみられます。

日中、地域で暮らす高齢者が多いことから、地域の助け合いや支え合いには、高齢者同士の協力と高齢者自身の活動が期待されています。

また、それぞれの地域ごとに拠点施設の種類や配置、生活圏なども特色があることから、各地域の特色を踏まえた地域福祉活動を進める必要があります。

図表　地域別の人口

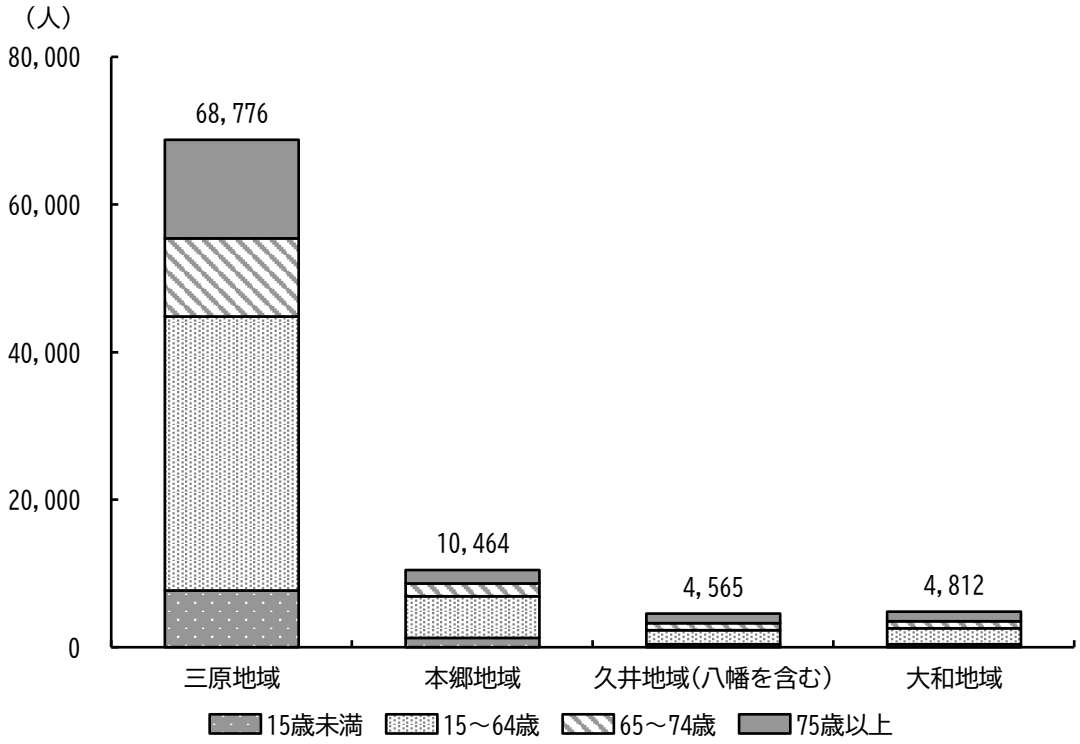

資料：三原市住民基本台帳（令和５（2023）年３月末）

図表　地域別の人口構造

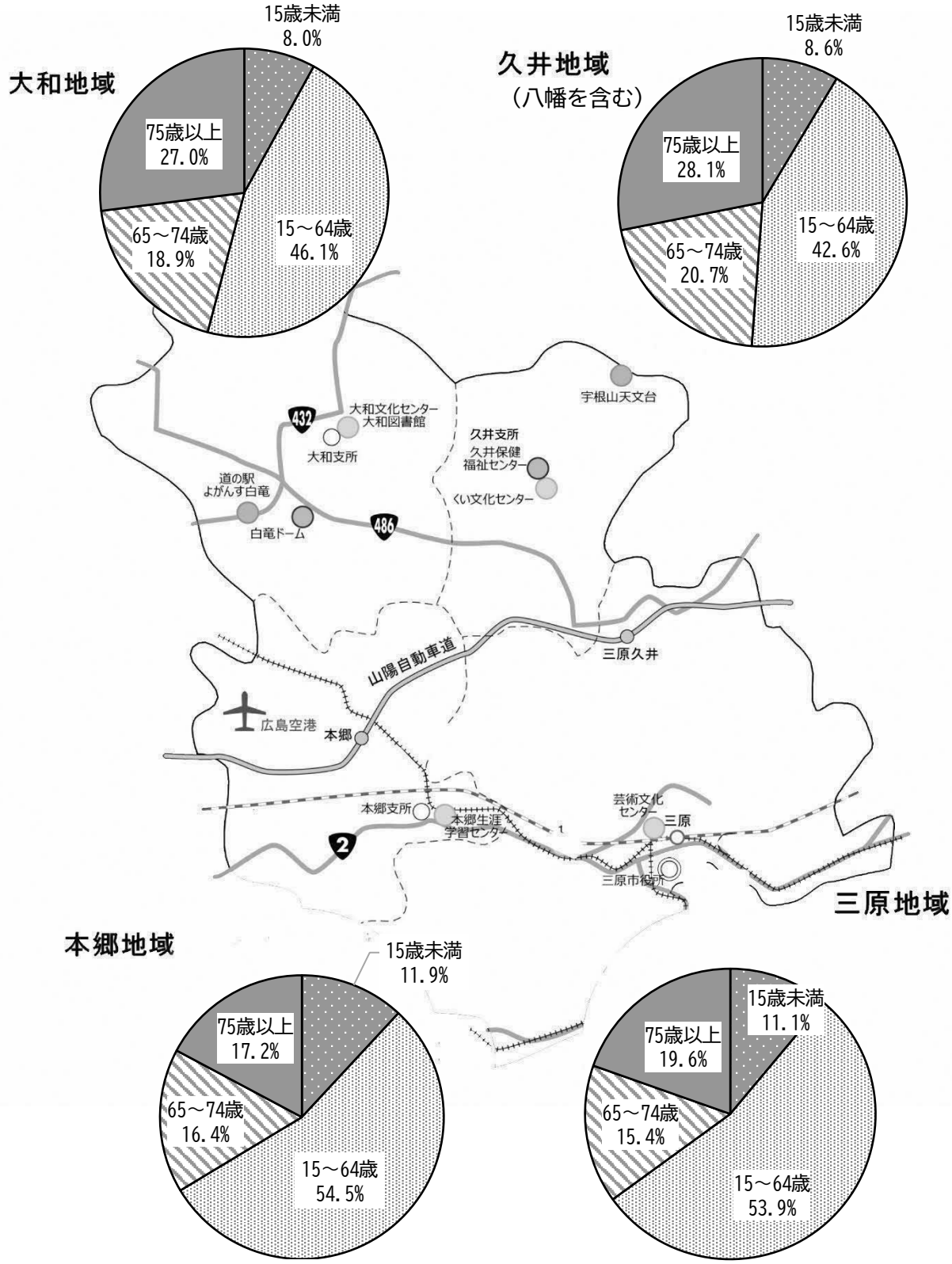
大和地域
15歳未満
8.0%
75歳以上
27.0%
65～74歳
18.9%
15～64歳
46.1%
久井地域
（八幡を含む）
15歳未満
8.6%
75歳以上
28.1%
65～74歳
20.7%
15～64歳
42.6%
宇根山天文台
大和文化センター
大和図書館
大和支所
久井支所
久井保健
福祉センター
くい文化センター
道の駅
よがんす白竜
白竜ドーム
山陽自動車道
三原久井
広島空港
本郷
本郷支所
本郷生涯
学習センター
芸術文化
センター
三原
三原市役所
三原地域
本郷地域
15歳未満
11.9%
75歳以上
17.2%
65～74歳
16.4%
15～64歳
54.5%
15歳未満
11.1%
75歳以上
19.6%
65～74歳
15.4%
15～64歳
53.9%

（２）地域別の人口推計

各地域の人口推計を行ったところ、地域によって、人口構造が大きく異なることが予測されており、それぞれの特性に応じた地域づくりも課題となります。

どの地域も75歳以上の人口がほぼ変わらないのに対して、75歳以下の人口は大きく減少していきます。そのため、新たな担い手として、65～74歳に期待がかかります。

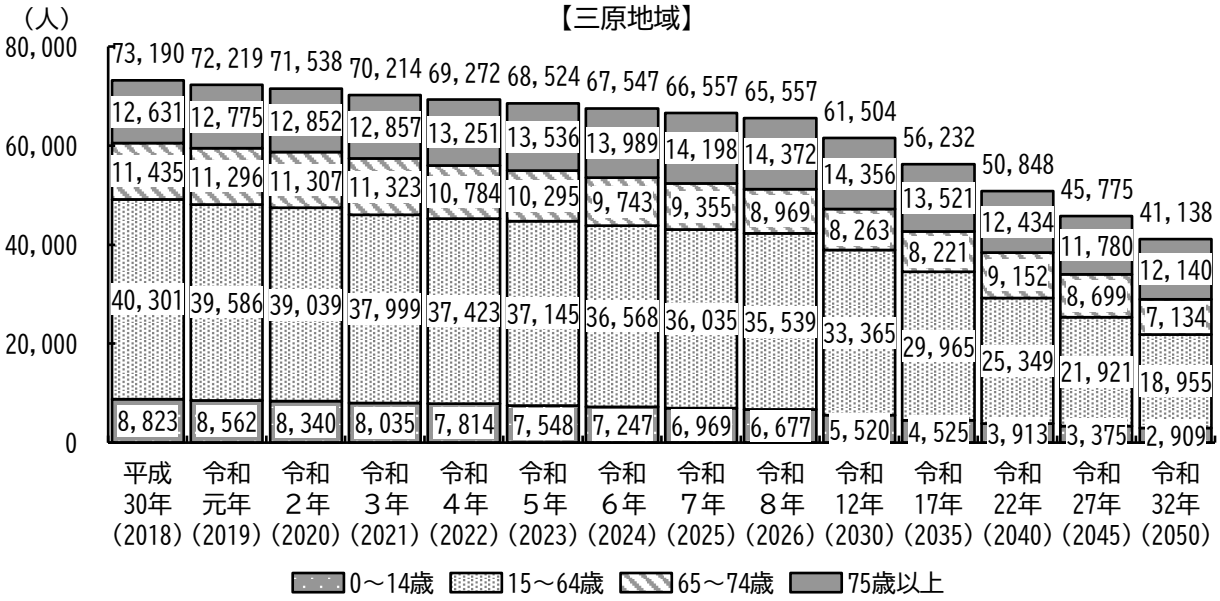

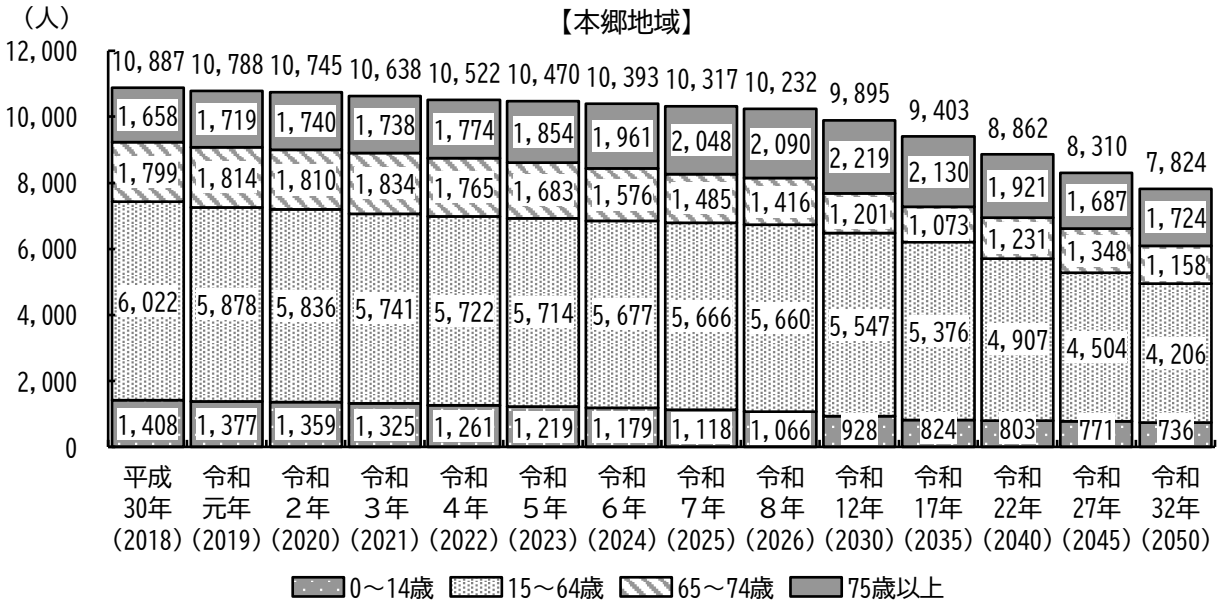

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）、推計値はコーホート変化率法から算出

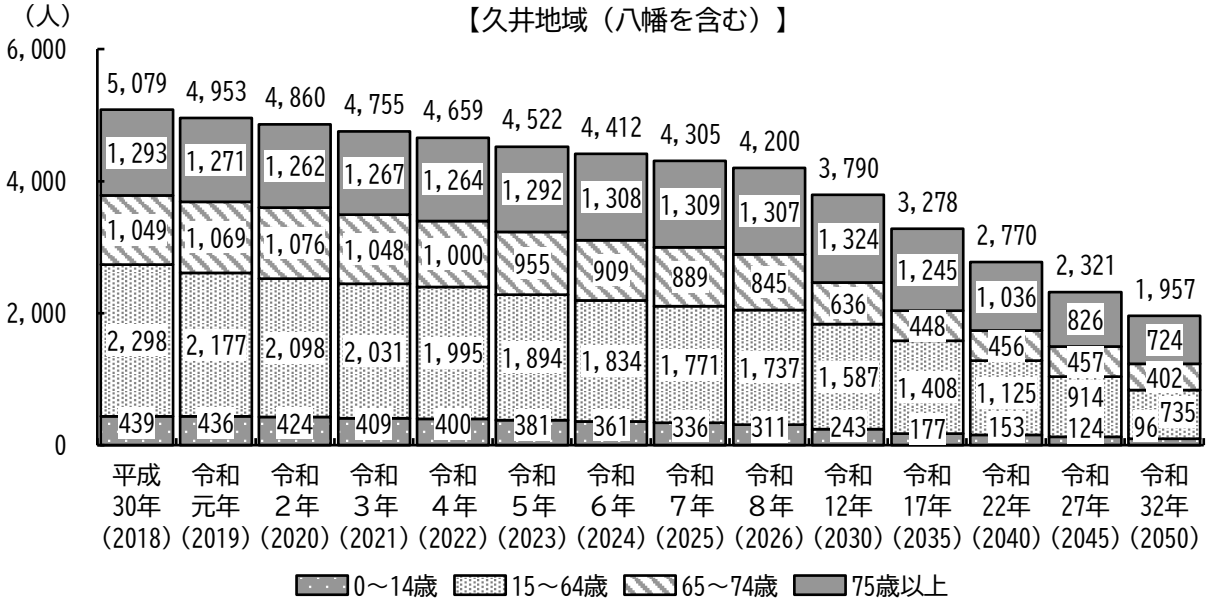

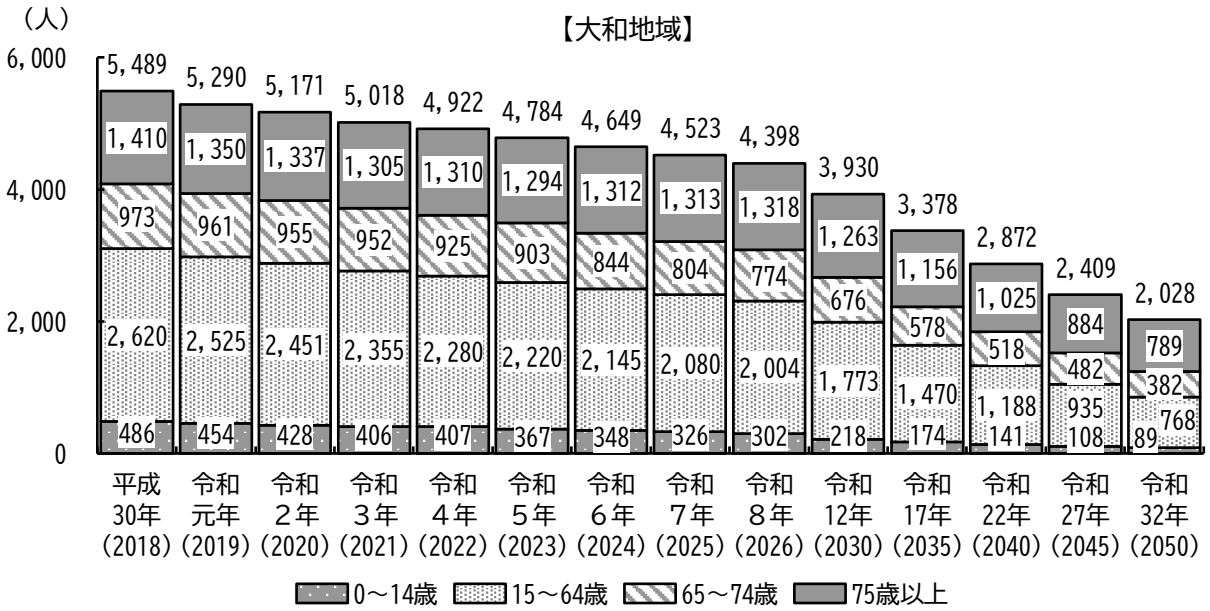

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）、推計値はコーホート変化率法から算出

3　地域活動者・団体アンケート調査結果からみた現状

（1）調査の概要

①　調査の目的

1．住民自治組織代表アンケート：住民自治組織における地域とのつながり、地域活動、地域の協力体制等の現状について実態を把握する
2．民生委員・児童委員：地域とのつながり、地域活動、地域の協力体制等の現状について実態を把握する
3．ボランティア団体代表アンケート：ボランティア団体と地域とのつながり、地域活動、地域の協力体制等の現状について実態を把握する

②　調査対象

住民自治組織代表
民生委員・児童委員
ボランティア団体代表

③　調査期間

1．住民自治組織代表：令和５（2023）年４月１日～令和５（2023）年４月中旬
2．民生委員・児童委員：令和５（2023）年４月１日～令和５（2023）年５月22日
3．ボランティア団体代表者：令和５（2023）年３月28日～令和５（2023）年４月下旬

④　調査方法

郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

⑤　回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
住民自治組織代表	504 通	352 通	69.8%
民生委員・児童委員	241 通	227 通	94.2%
ボランティア団体代表	461 通	244 通	52.9%

（２）調査の結果

（２）－１　住民自治組織代表

①　町内会等について

ア　今後の町内会等の在り方について

「現在の体制を維持するほうがよい」の割合が44.9%と最も高く、次いで「わからない」の割合が22.7%、「町内会・自治会だけでなく、地域の団体（女性会、老人クラブ、NPO法人、市民活動団体など）を統合し、新しい組織（小学校区など）で総合的に活動するほうがよい」の割合が12.5%となっています。

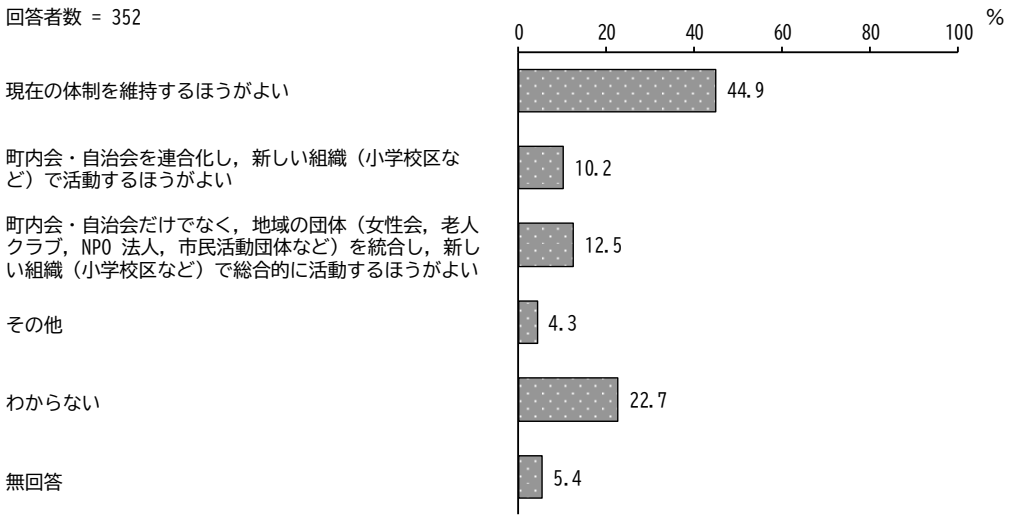

イ　町内会等への加入率

「９割以上」の割合が67.6%と最も高く、次いで「７～９割」の割合が18.8%となっています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、「７～９割」の割合が増加しています。一方、「９割以上」の割合が減少しています。

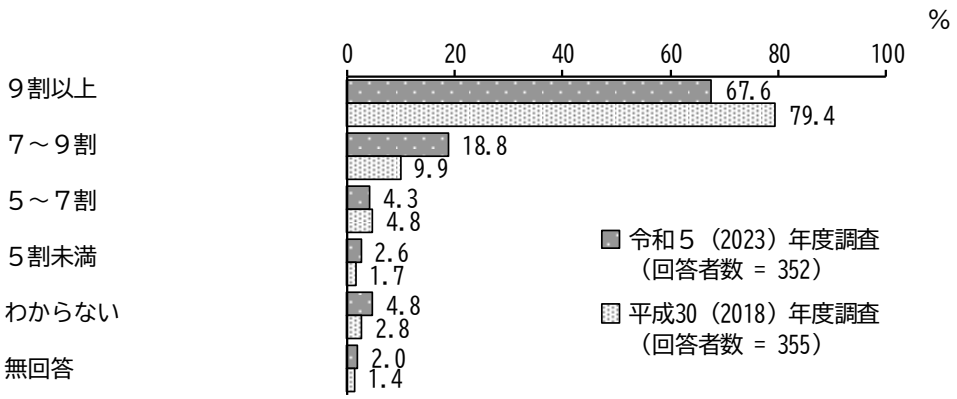

ウ　役員会や総会などの開催状況

「定期的に役員会と総会を開催している」の割合が58.0%と最も高く、次いで「総会のみ開催している」の割合が17.3%、「役員会のみ開催している」の割合が12.5%となっています。

平成30年（2018）度調査と比較すると、「役員会のみ開催している」の割合が増加しています。一方、「定期的に役員会と総会を開催している」の割合が減少しています。

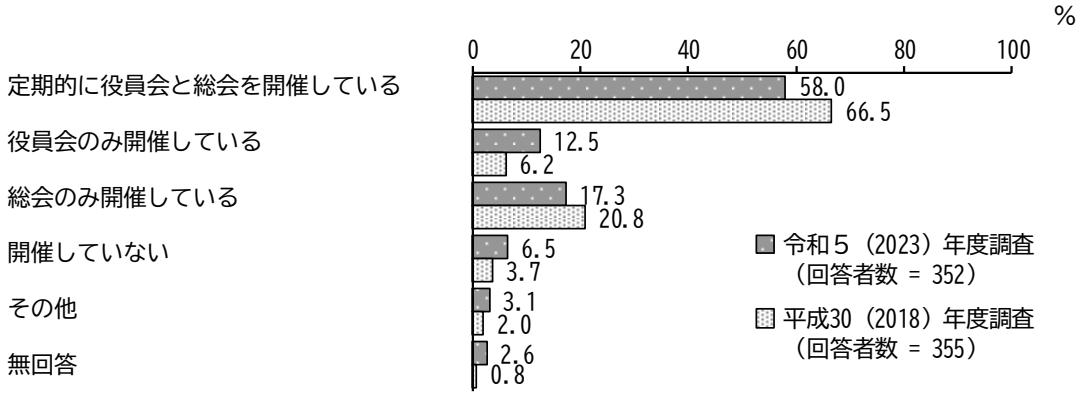

エ　町内会等の行事や活動に地域の方は積極的か

「比較的積極的である」の割合が50.0%と最も高く、次いで「あまり積極的でない」の割合が25.0%、「積極的である」の割合が19.0%となっています。

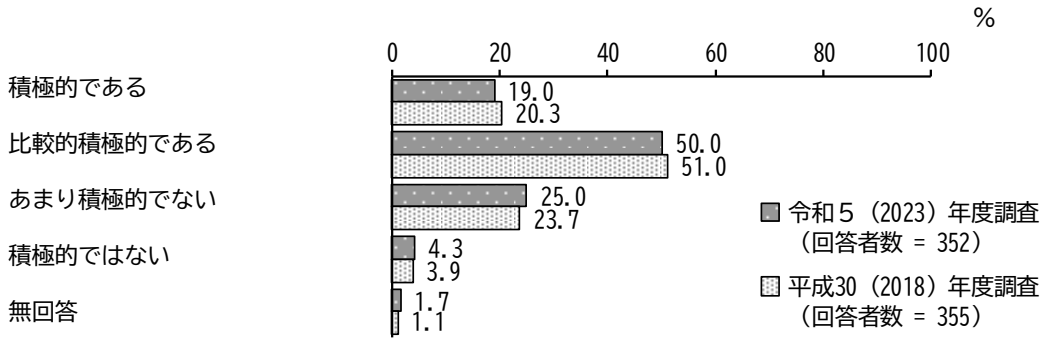

オ　町内会等の行事や活動の地域の方の参加状況

「年々減っている」の割合が49.7%と最も高く、次いで「あまり変わらない」の割合が46.6%となっています。

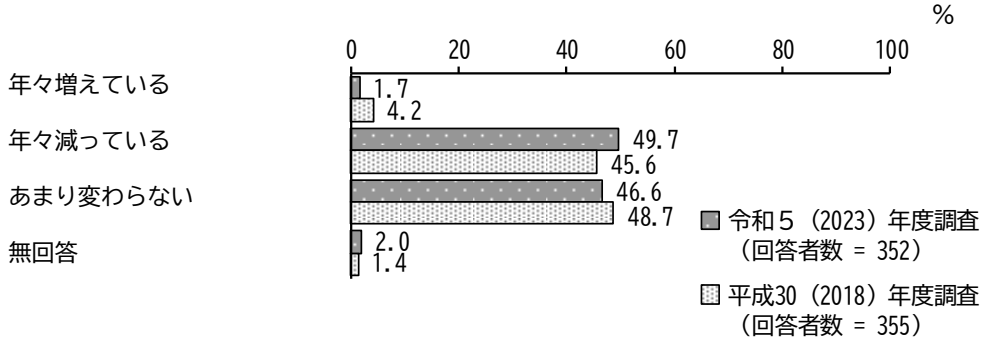

カ　町内会等の運営や活動の課題

「役員のなり手がいない」の割合が58.5%と最も高く、次いで「活動を継続するのが大変である」の割合が49.4%、「活動に参加する人が少ない」の割合が33.0%となっています。

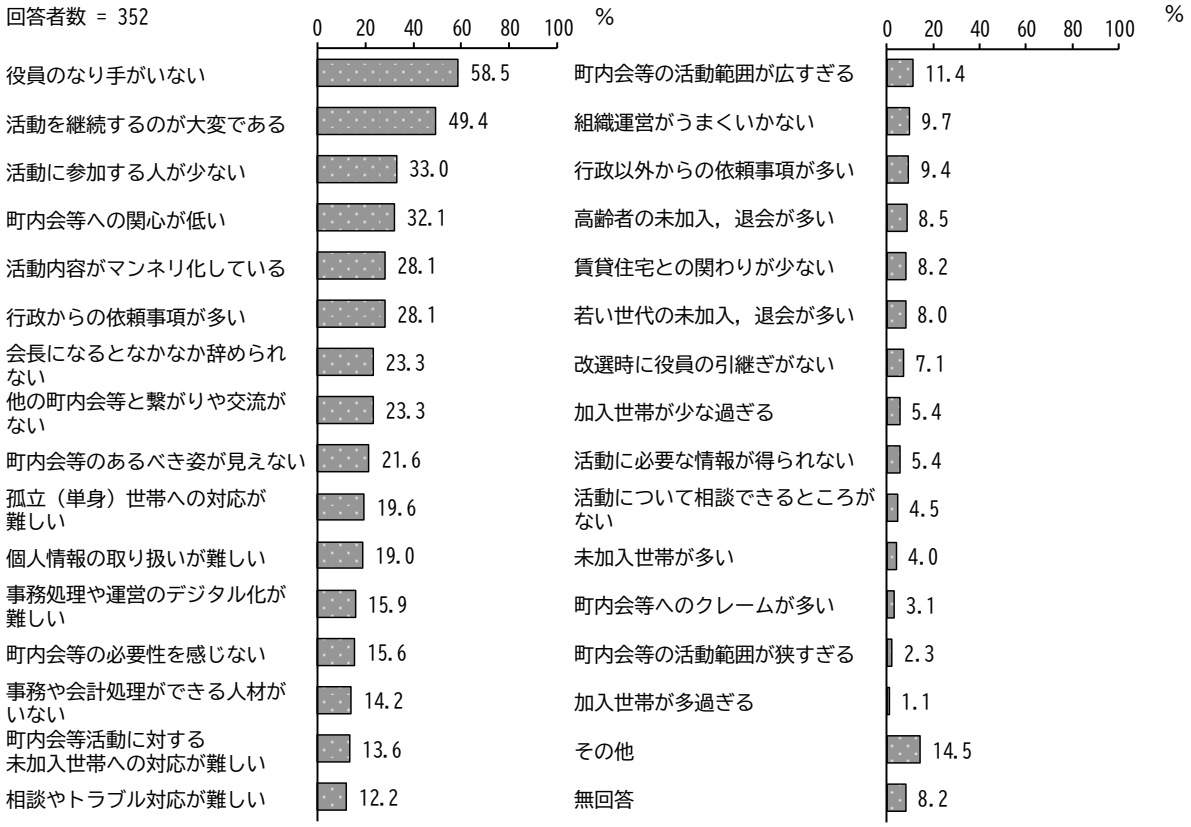

キ　住民同士の支え合い・気にかけ合いの状況

「近所付き合いがあり、住民同士の助け合い、気にかけ合いがまあまあできている」の割合が54.5%と最も高く、次いで「近所付き合いはあるが、住民同士の助け合い、気にかけ合いができていない」の割合が19.0%、「近所付き合いが多く、住民同士の助け合い、気にかけ合いができている」の割合が12.5%となっています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、「近所付き合いが多く、住民同士の助け合い、気にかけ合いができている」の割合が減少しています。

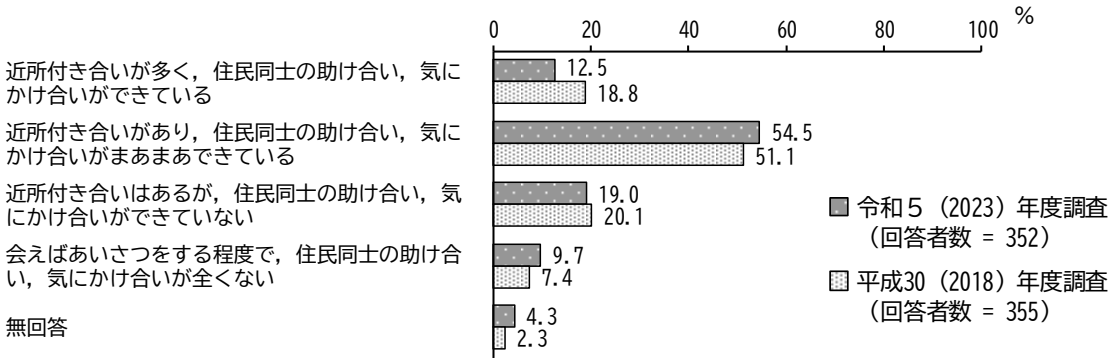

ク　特に配慮が必要だと思う対象

「一人暮らし高齢者」の割合が74.1%と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」の割合が61.6%、「認知症高齢者」の割合が20.7%となっています。

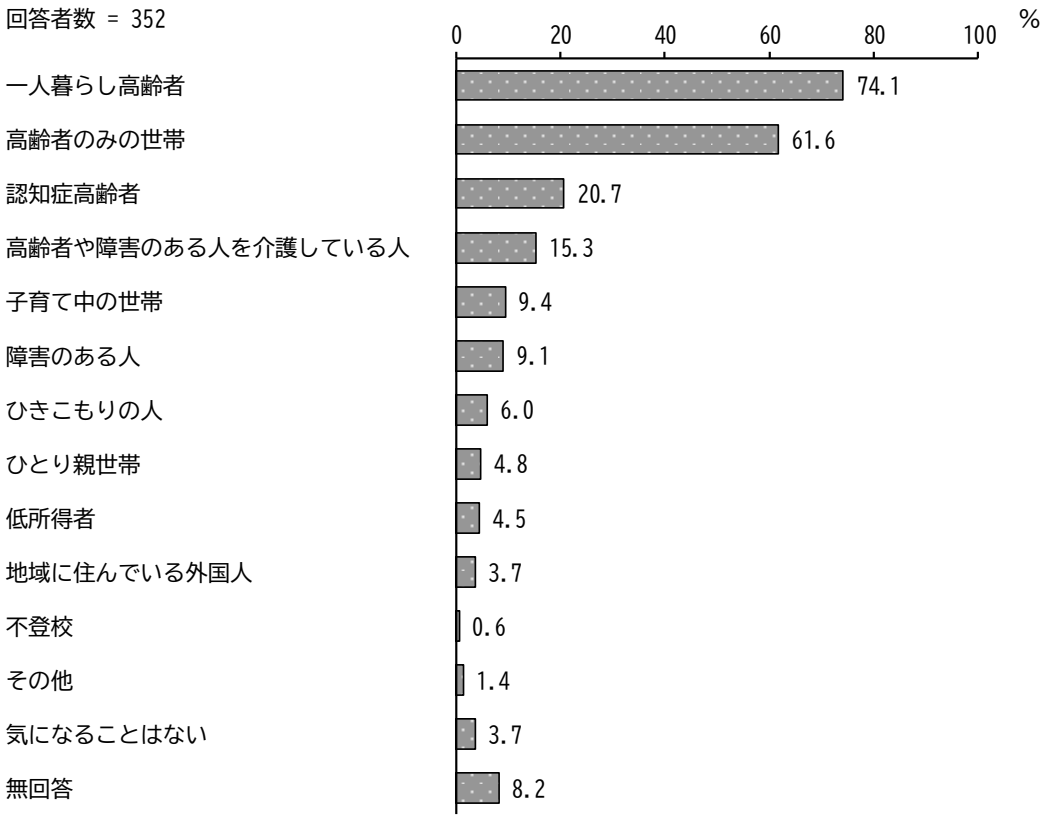

ケ　今後、取り組むべき支え合い活動

「高齢者や障害のある人への理解や対応など」の割合が40.6%と最も高く、次いで「一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、障害のある人、子どもなどを対象とする見守り」の割合が35.5%、「車を運転できない人などへの外出支援（買い物や通院支援など）」の割合が25.3%となっています。

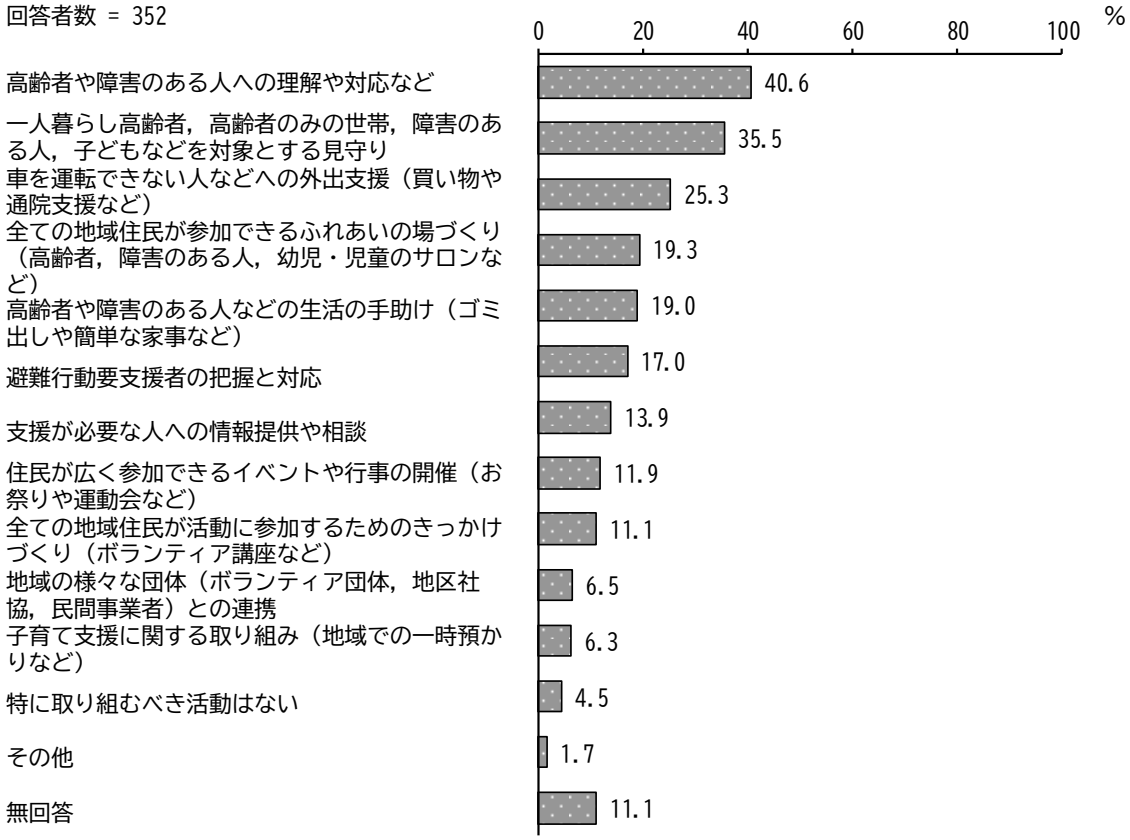

② 他団体との連携について

ア 連携していきたい組織・団体等

「民生委員・児童委員」の割合が32.7%と最も高く、次いで「高齢者相談センター（地域包括支援センター）」の割合が31.5%、「自主防災組織」の割合が22.4%となっています。

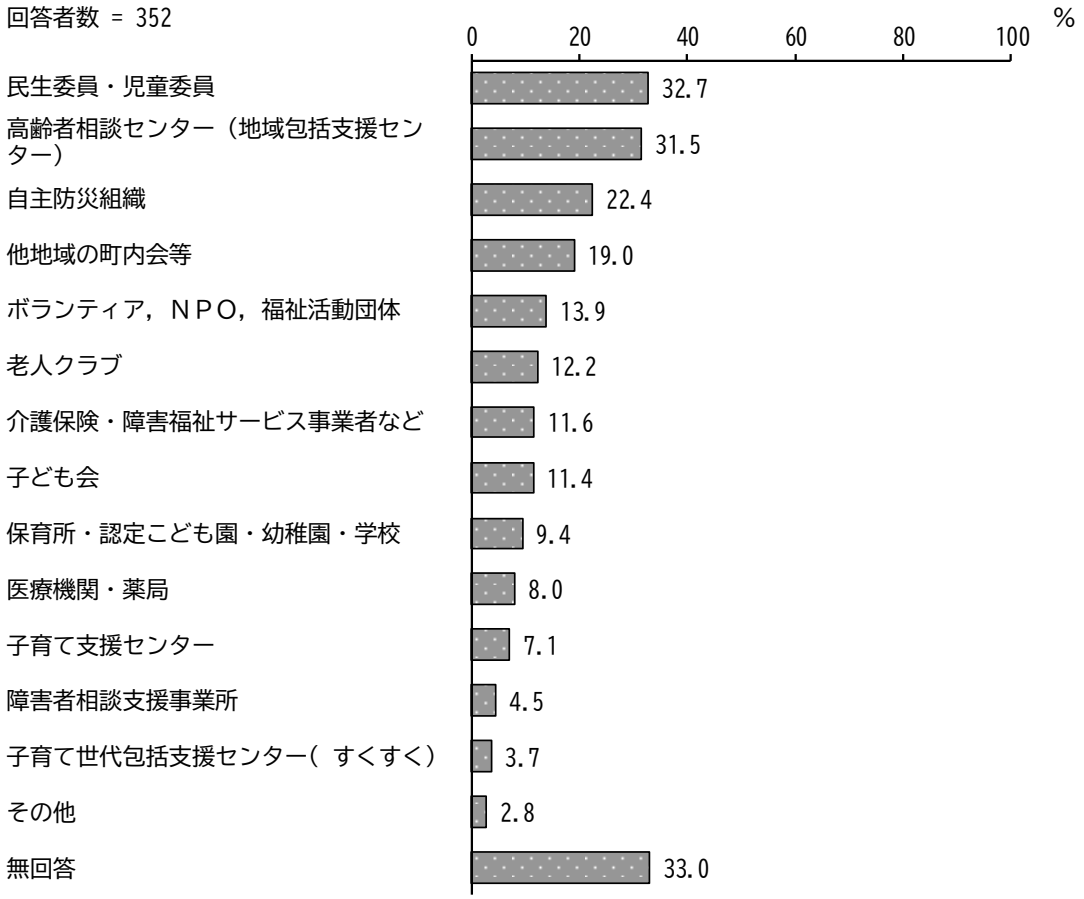

③　災害時における支援について

ア　災害時、安全に避難等を行ううえでの心配なこと

「避難場所で、介護や生活支援が必要な人が生活できるかどうか心配である」の割合が52.3%と最も高く、次いで「近所に自分では安全に避難できないと思う人がいる」の割合が47.2%、「自分や家族が安全に避難できるか心配である」の割合が40.6%となっています。

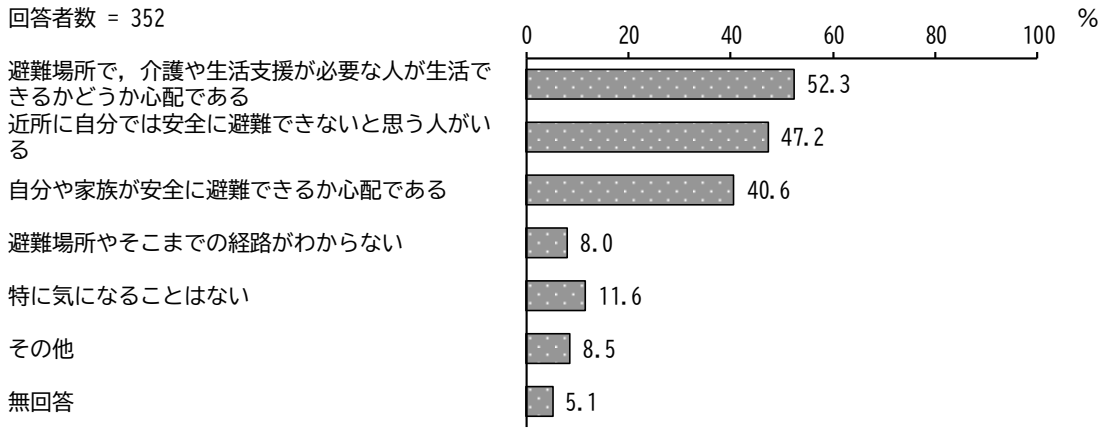

イ　災害時に支え合い活動を行うために必要な取組

「災害時に支援が必要な人がどこにいるかなどの情報提供」の割合が32.4%と最も高く、次いで「平時からの意識づくりや話し合い、訓練などの実施」の割合が29.8%、「災害等の情報の入手方法」の割合が19.3%となっています。

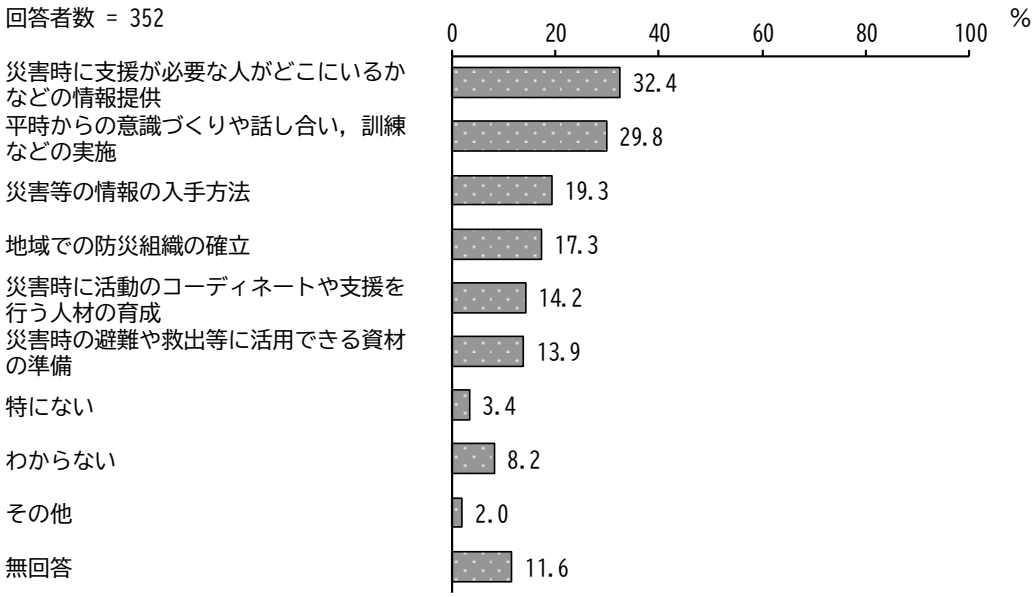

④　三原市社会福祉協議会について

ア　事業または活動の認知度

「ふれあい・いきいきサロン」の割合が51.4%と最も高く、次いで「福祉用具レンタル事業」の割合が31.3%、「障害者福祉事業（障害者生活支援センター「ドリームキャッチャー」等）」の割合が26.4%となっています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、「ふれあい・いきいきサロン」「福祉用具レンタル事業」「地域見守り推進事業」「心配ごと相談」の割合が増加しています。

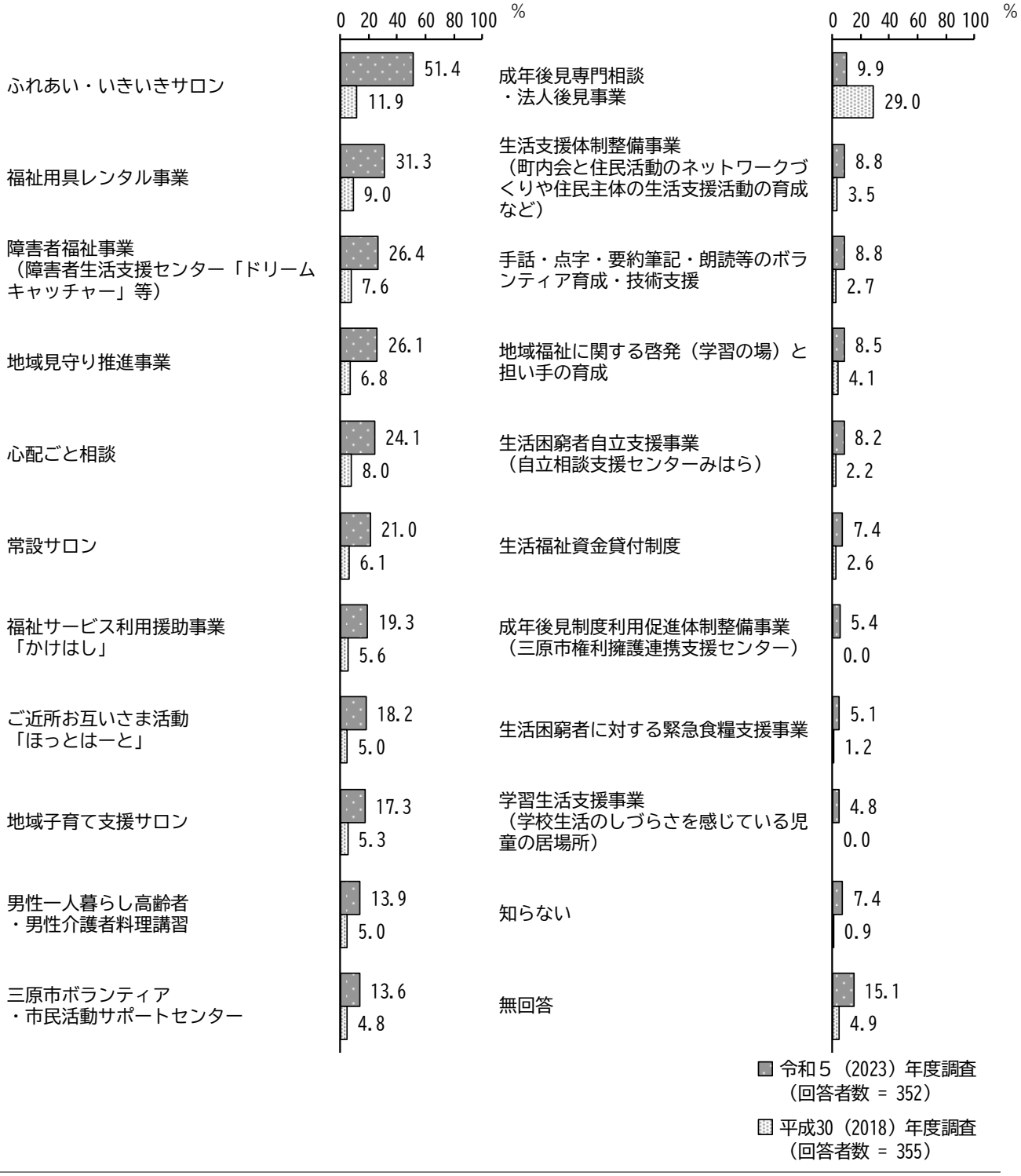

【住民自治組織代表】アンケート調査まとめ

町内会の加入率は減少しており、町内会等の行事や活動の地域の方の参加も減少しています。運営についての課題としては「役員の成り手」や「活動への参加者」が少ないなどがあげられています。

また、福祉の課題については、「一人暮らし高齢者の支援」や、「災害時の支援強化」が必要という意見も多くみられており、支援が必要な人の見守り体制の強化、災害時の支援体制の強化を図ることが求められます。

（2）－２　民生委員・児童委員

①　地域との関わりについて

ア　近所付き合いの程度

「お互いに相談したり訪問したりできる人がいる」の割合が44.5%と最も高く、次いで「日常的に立ち話をする程度の人がいる」の割合が30.8%、「生活面で協力し合える人がいる」の割合が17.6%となっています。

平成30年（2018）度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

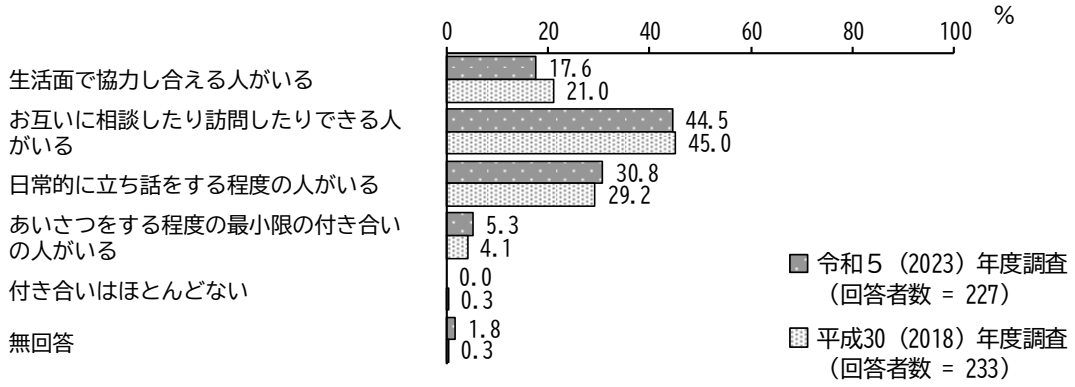

イ　住民同士の助け合い、気にかけ合い

「近所付き合いがあり、住民同士の助け合い、気にかけ合いがまあまあできている」の割合が55.5%と最も高く、次いで「近所付き合いが多く、住民同士の助け合い、気にかけ合いができている」の割合が22.5%、「近所付き合いはあるが、住民同士の助け合い、気にかけ合いができていない」の割合が15.9%となっています。

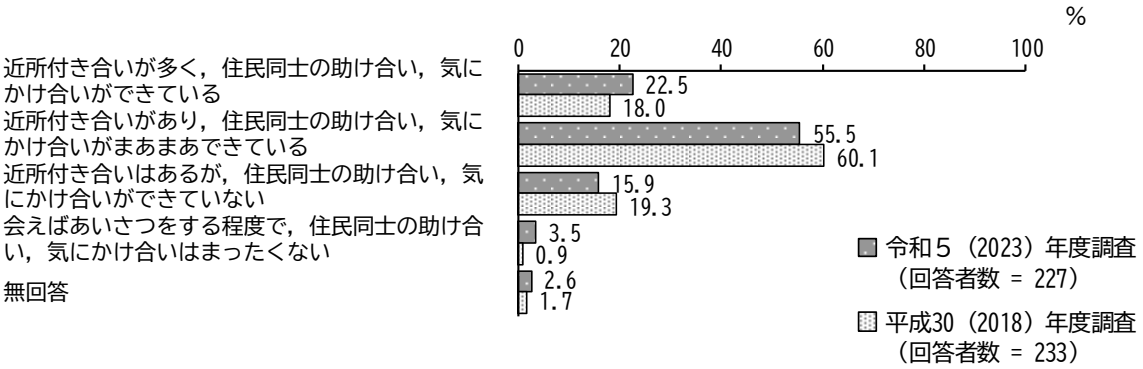

ウ　地域への愛着

「ある程度愛着がある」の割合が55.5%と最も高く、次いで「とても愛着がある」の割合が39.2%となっています。

平成30年（2018）度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

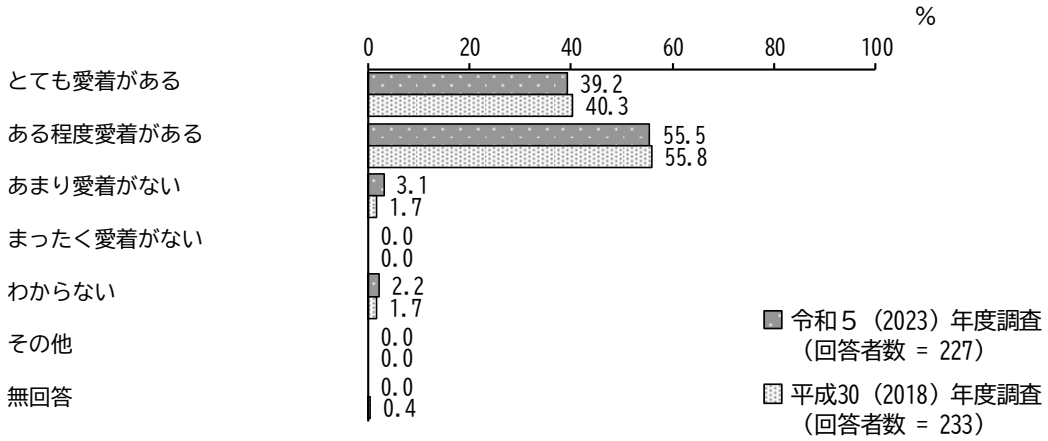

エ　将来も現在の地域で暮らしたいか

「暮らしたい」の割合が61.2%と最も高く、次いで「できれば暮らしたい」の割合が26.9%となっています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、「暮らしたい」の割合が増加しています。一方、「できれば暮らしたい」の割合が減少しています。

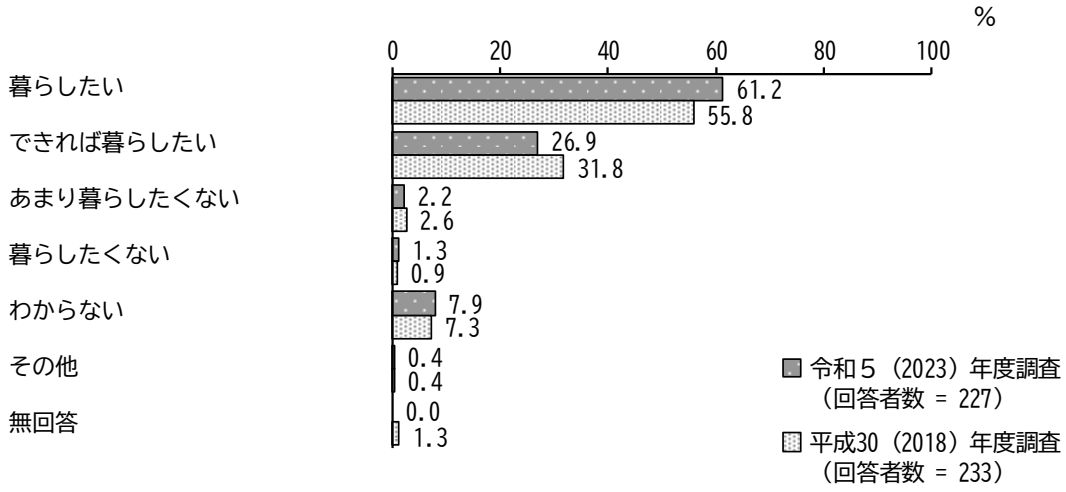

オ　住民同士の気にかけ合い、支え合いなどの地域福祉の取組の状況

「進んだ」の割合が53.3%、「進んでいない」の割合が45.4%となっています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、「進んでいない」の割合が増加しています。一方、「進んだ」の割合が減少しています。

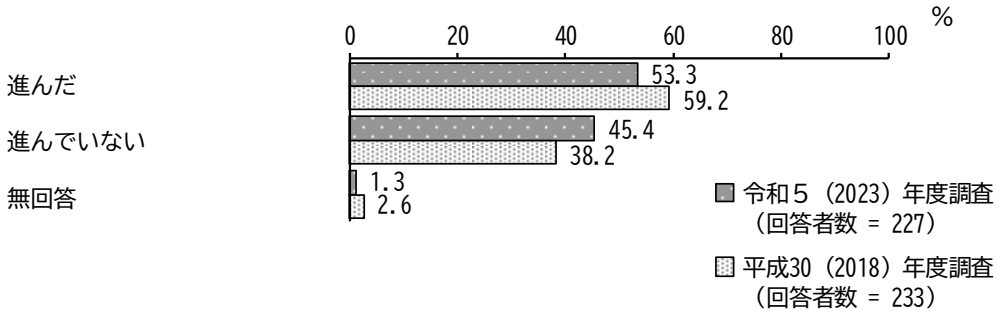

カ　地域福祉の取組が進んでいないと思う理由

「担い手（組織・リーダー）がいないから」の割合が57.3%と最も高く、次いで「取り組む人の高齢化が進んでいるから」の割合が53.4%、「取り組むための人材が足りないから」の割合が52.4%となっています。

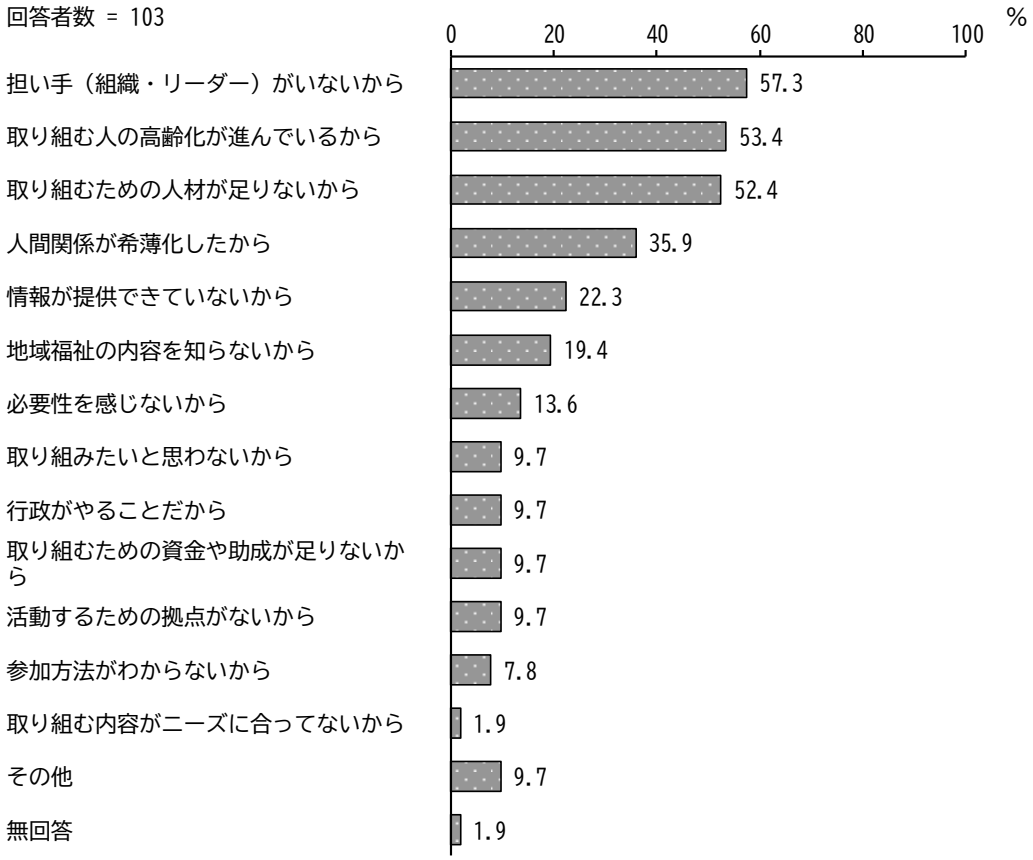

キ　町内会等住民自治組織の活動の参加頻度

「よく参加している」の割合が47.6%と最も高く、次いで「ある程度参加している」の割合が41.0%となっています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

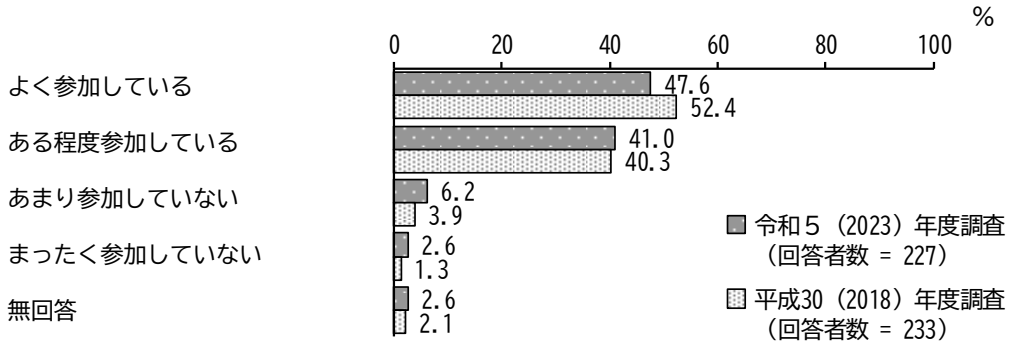

②　日常生活での助け合い・支え合いについて

ア　日常生活において困ったときに必要なこと

「高齢者の見守り・集いの場」の割合が58.1%と最も高く、次いで「災害時の手助け」の割合が55.5%、「悩み事・心配事の相談」の割合が55.1%となっています。

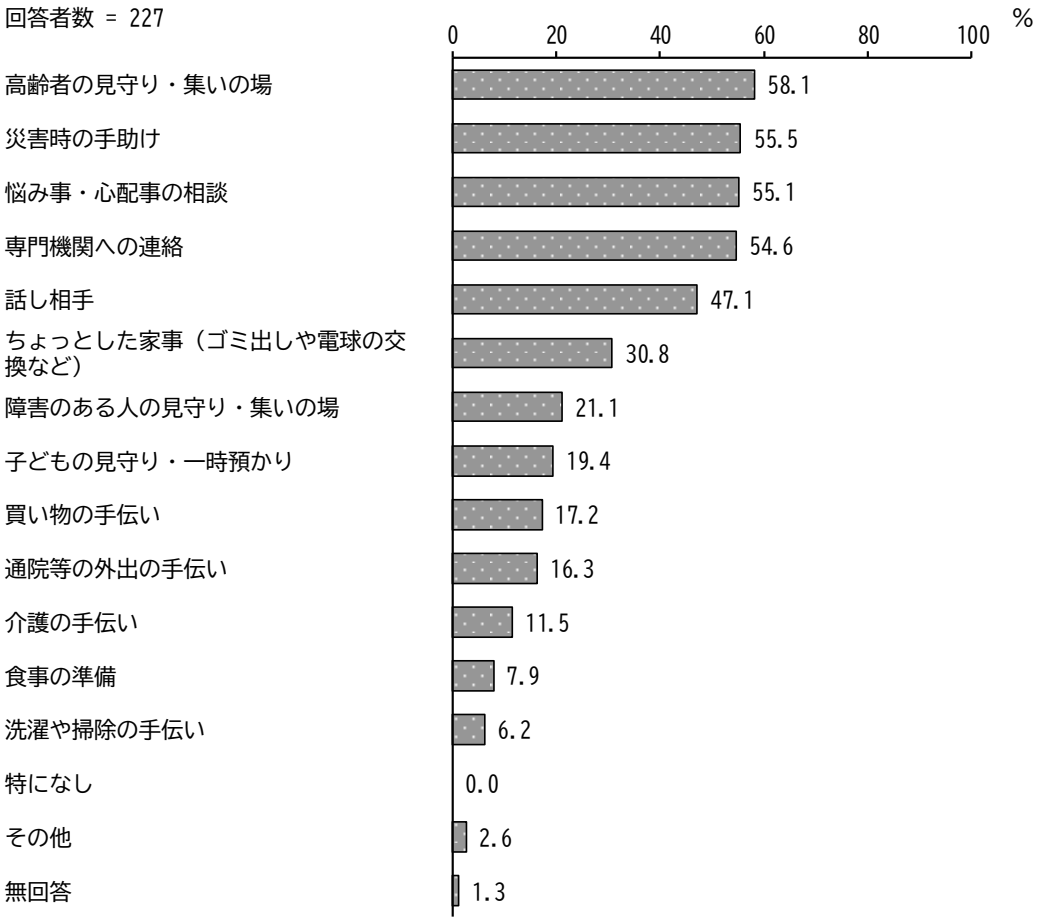

イ　地域に助けられたと感じたことの有無

「ある」の割合が32.6%と最も高く、次いで「わからない」の割合が30.0%、「ない」の割合が26.9%となっています。

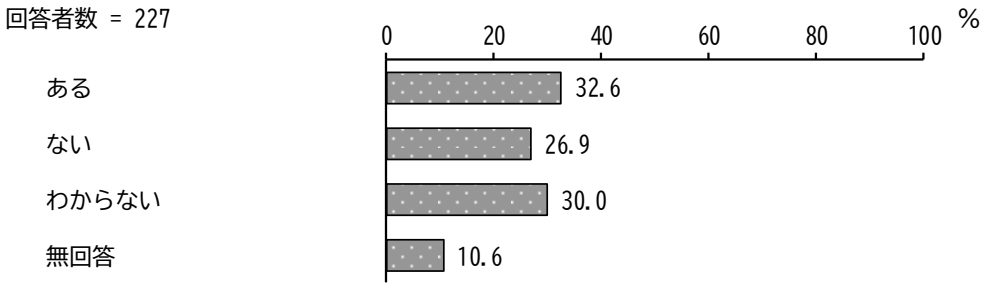

③　ボランティア活動について

ア　ボランティア活動に参加したきっかけ

「家族・友人の誘い」の割合が32.6%と最も高く、次いで「市や社会福祉協議会の広報・チラシ」の割合が24.7%、「自分から団体等へ連絡」の割合が10.1%となっています。

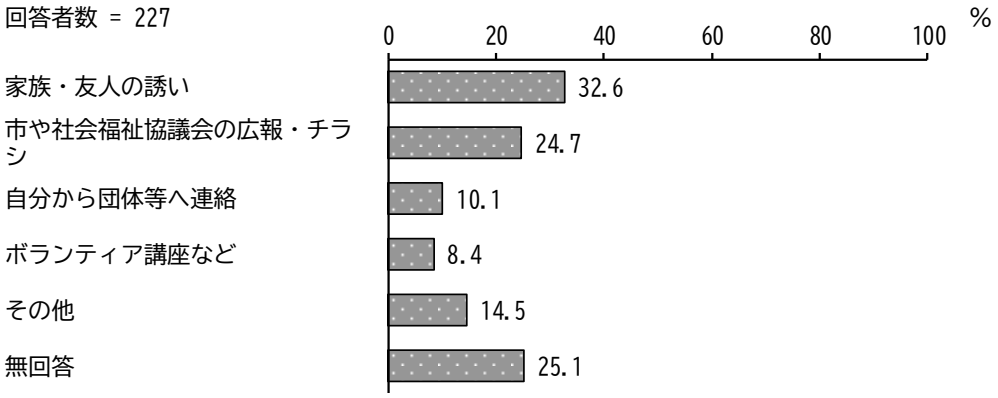

イ　ボランティア活動しやすい条件

「活動の時間や内容が自分に合ったものになっていれば」の割合が72.2%と最も高く、次いで「気軽に参加できる活動であれば」の割合が59.5%、「身近なところ（隣近所）での助け合い活動であれば」の割合が56.8%となっています。

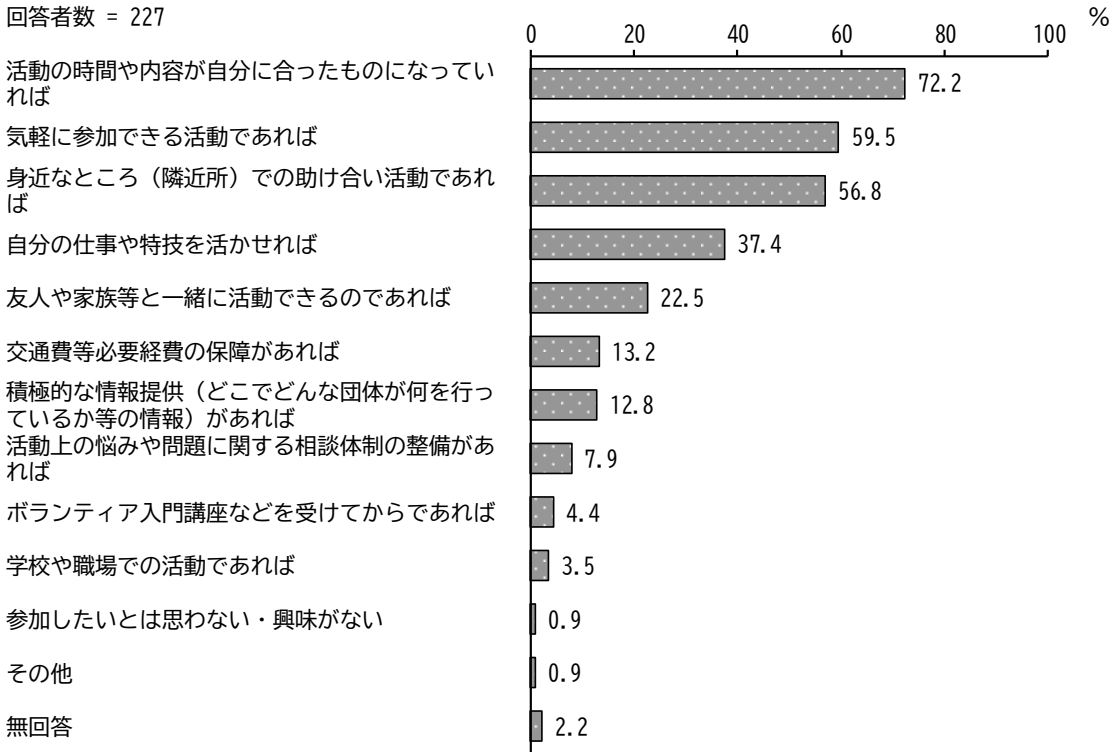

④　災害時における支援について

ア　災害時、安全に避難等を行ううえでの心配なこと

「避難場所で、介護や生活支援が必要な人が生活できるかどうか心配である」の割合が60.8%と最も高く、次いで「近所に自分では安全に避難できないと思う人がいる」の割合が58.6%、「自分や家族が安全に避難できるか心配である」の割合が48.9%となっています。

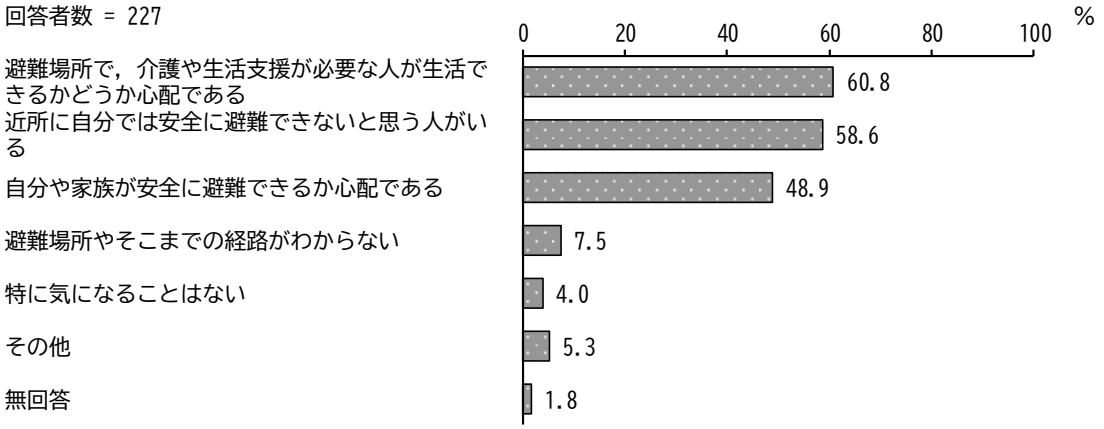

イ　災害時に要支援者の情報を共有することについて

「本人の同意があれば、地域で個人の情報を共有してもよいと思う」の割合が51.5%と最も高く、次いで「情報が適切に管理されプライバシーが守られるのならば、地域で個人の情報を共有してもよいと思う」の割合が38.8%となっています。

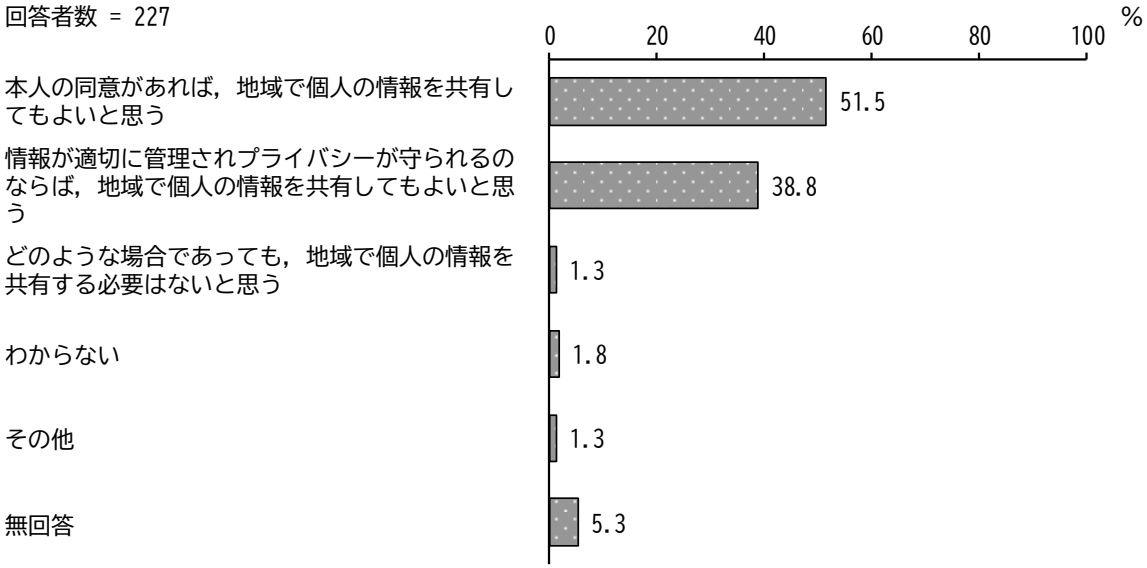

ウ　災害時に支え合い活動を行うために必要な取組

「災害時に支援が必要な人がどこにいるかなどの情報提供」の割合が65.6%と最も高く、次いで「平時からの意識づくりや話し合い、訓練などの実施」の割合が43.2%、「地域での防災組織の確立」の割合が31.3%となっています。

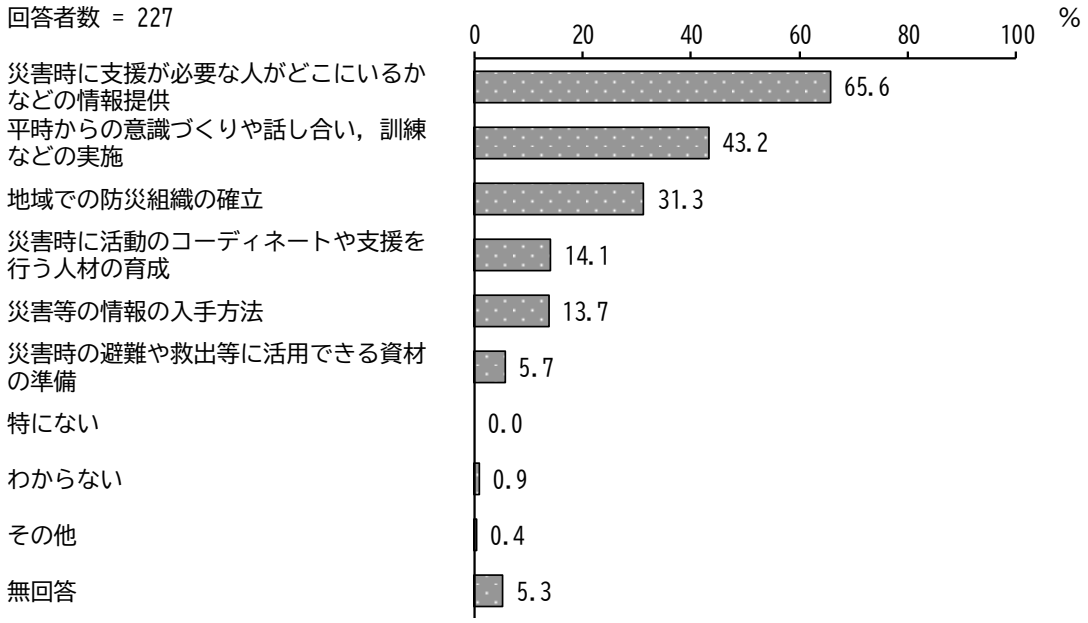

⑤社会福祉協議会について

ア　事業または活動の認知度

「ふれあい・いきいきサロン」の割合が72.7%と最も高く、次いで「障害者福祉事業（障害者生活支援センター「ドリームキャッチャー」等）」の割合が71.8%、「福祉サービス利用援助事業「かけはし」」、「ご近所お互いさま活動「ほっとはーと」」の割合が64.3%となっています。

平成30（2018）年度調査と比較すると、「障害者福祉事業（障害者生活支援センター「ドリームキャッチャー」等）」「福祉サービス利用援助事業「かけはし」」「成年後見専門相談・法人後見事業」「福祉用具レンタル事業」「ご近所お互いさま活動「ほっとはーと」」「ふれあい・いきいきサロン」「地域子育て支援サロン」「生活支援体制整備事業（町内会と住民活動のネットワークづくりや住民主体の生活支援活動の育成など）」「地域福祉に関する啓発（学習の場）や担い手の育成」「男性一人暮らし高齢者・男性介護者料理講習」「三原市ボランティア・市民活動サポートセンター」「地域見守り推進事業」「心配ごと相談」「生活福祉資金貸付制度」「生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センターみはら）」「生活困窮者に対する緊急食糧支援事業」の割合が減少しています。

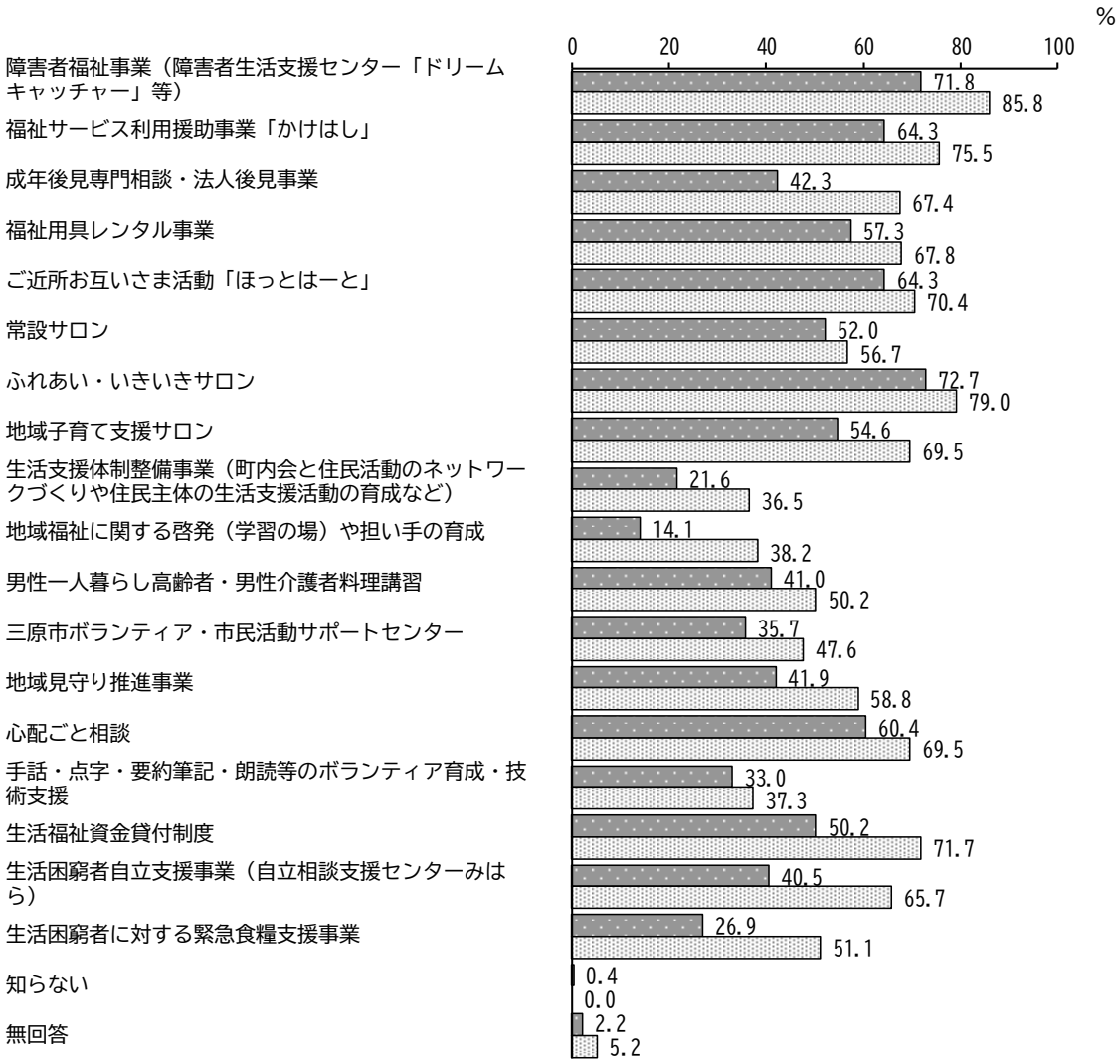
%
0
20
40
60
80
100
障害者福祉事業（障害者生活支援センター「ドリームキャッチャー」等）
71.8
85.8
福祉サービス利用援助事業「かけはし」
64.3
75.5
成年後見専門相談・法人後見事業
42.3
67.4
福祉用具レンタル事業
57.3
67.8
ご近所お互いさま活動「ほっとはーと」
64.3
70.4
常設サロン
52.0
56.7
ふれあい・いきいきサロン
72.7
79.0
地域子育て支援サロン
54.6
69.5
生活支援体制整備事業（町内会と住民活動のネットワークづくりや住民主体の生活支援活動の育成など）
21.6
36.5
地域福祉に関する啓発（学習の場）や担い手の育成
14.1
38.2
男性一人暮らし高齢者・男性介護者料理講習
41.0
50.2
三原市ボランティア・市民活動サポートセンター
35.7
47.6
地域見守り推進事業
41.9
58.8
心配ごと相談
60.4
69.5
手話・点字・要約筆記・朗読等のボランティア育成・技術支援
33.0
37.3
生活福祉資金貸付制度
50.2
71.7
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援センターみはら）
40.5
65.7
生活困窮者に対する緊急食糧支援事業
26.9
51.1
知らない
0.4
0.0
無回答
2.2
5.2
令和５（2023）年度調査
（回答者数 = 227）
平成30（2018）年度調査
（回答者数 = 2,572）

⑥　福祉のまちづくりについて

ア　保健や福祉に関する情報の入手先

「広報みはら」の割合が91.2%と最も高く、次いで「地区民生委員児童委員協議会定例会や市民児連の部会や研修会」の割合が76.7%、「町内会・自治会・自治振興区等の回覧板」の割合が65.6%となっています。

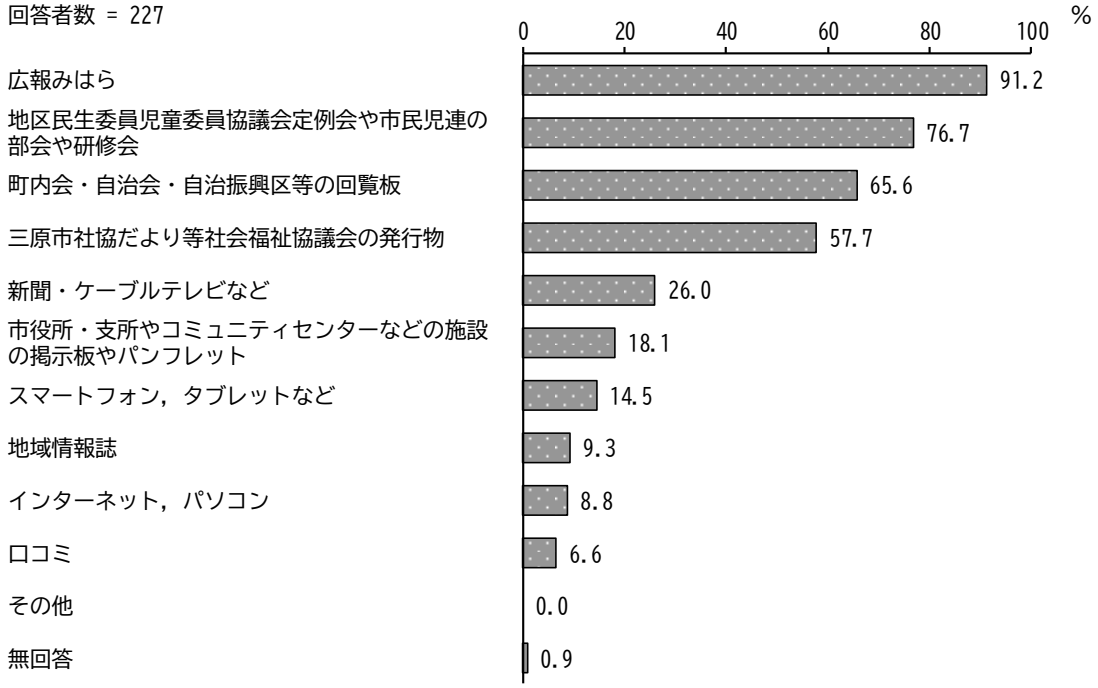

イ　子どもたちに対する福祉教育について

「地域の活動などを通じて学ぶのがよい」の割合が42.7%と最も高く、次いで「学校教育の中で学ぶのがよい」の割合が23.8%、「生活していく中で自然に身につけるのがよい」の割合が14.1%となっています。

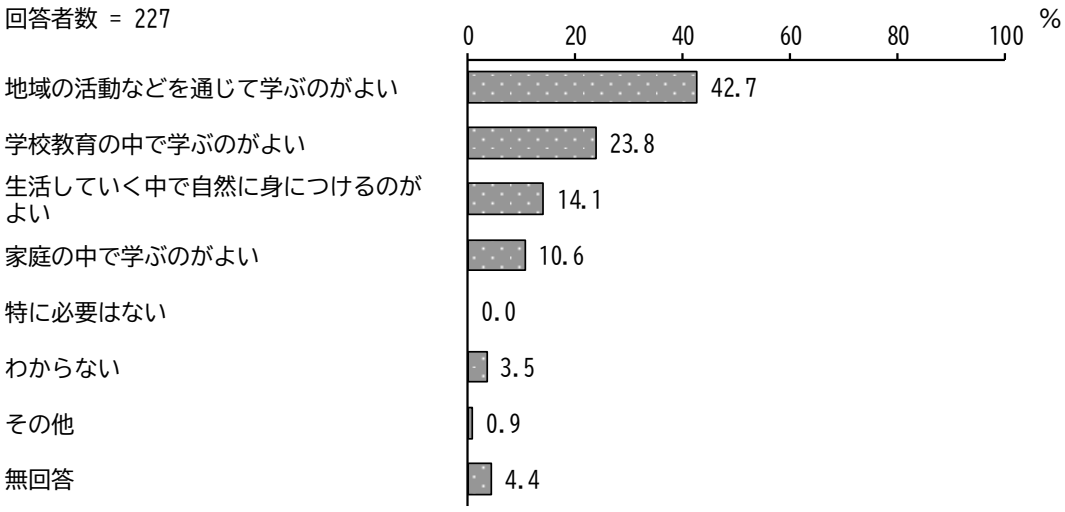

ウ　高齢者が地域で暮らしていく上で重要だと思うこと

「医療や介護サービスを受けられる体制」の割合が78.4%と最も高く、次いで「地域の人とふれあえる場所や機会」の割合が67.8%、「移動手段の確保」の割合が67.0%となっています。

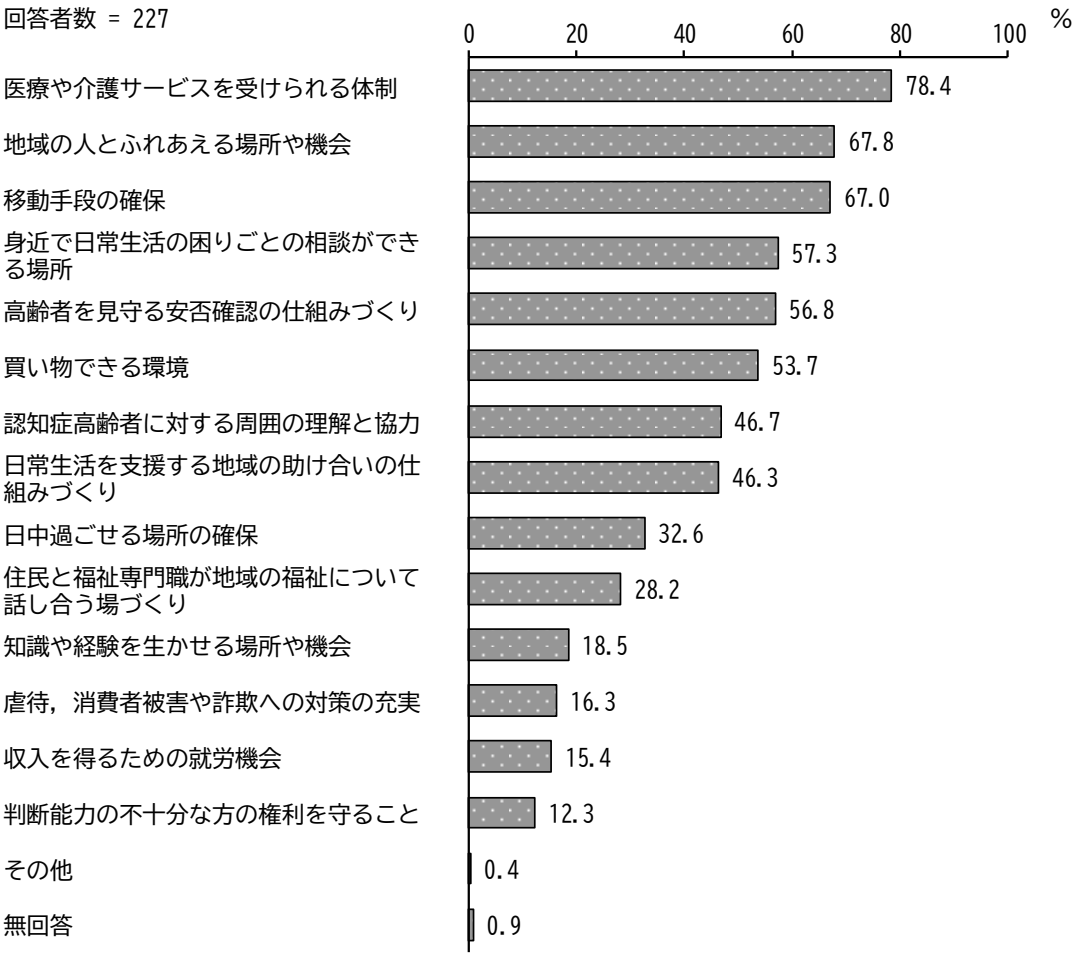

エ　障害のある人が地域で暮らしていく上で重要だと思うこと

「安定して医療・障害福祉サービスを受けられる体制」の割合が81.9%と最も高く、次いで「障害のある人に対する周囲の理解と協力」の割合が66.5%、「移動手段の確保」の割合が66.1%となっています。

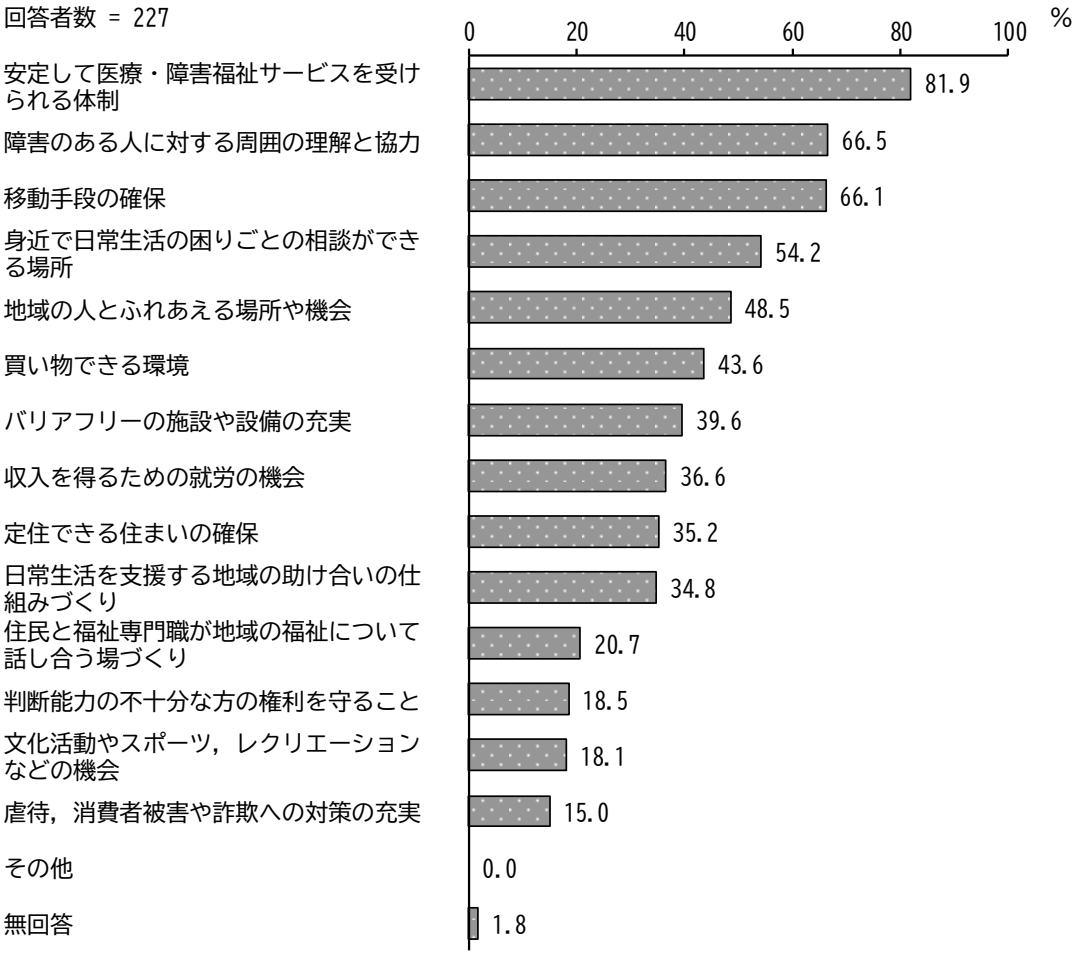

オ　子どもが地域で健全に育つために重要だと思うこと

「子育てに関する悩みについて気軽に相談できる人や場があること」の割合が70.9%と最も高く、次いで「子育てをする親同士で話しができる仲間づくりの場があること」の割合が64.3%、「子どもが気軽に集い、集まることができる場があること」、「子どもと大人が一緒に参加できる地域の行事やお祭りなどがあること」の割合が57.3%となっています。

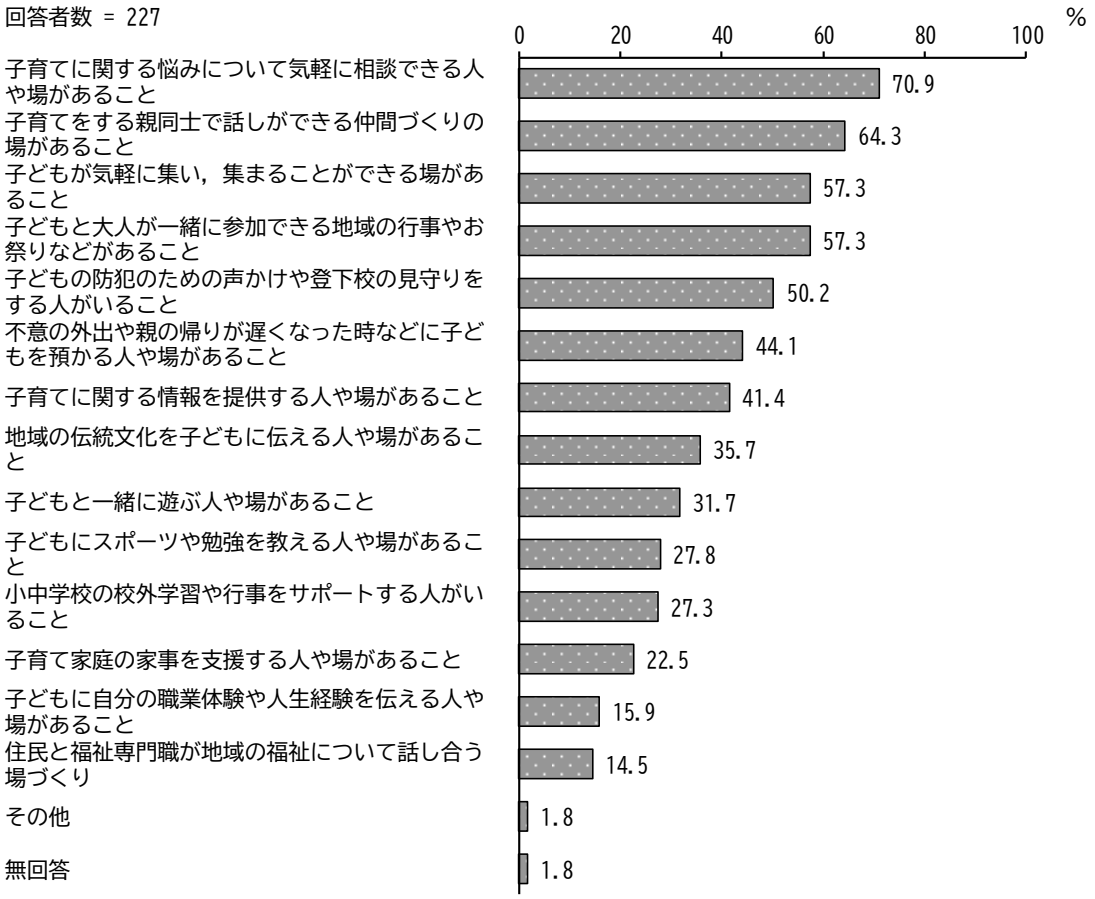

【民生委員・児童委員】アンケート調査まとめ

住民同士の気にかけ合い、支え合いなどの地域福祉の取組の状況は、「進んだ」との回答と、「進んでいない」との回答が２極化しており、担当する地区で取組の差がみられることがうかがえます。地域福祉の取組が進んでいないと思う理由については、担い手（組織・リーダー）の不在、担い手の高齢化、人材不足があげられています。

日常生活の困りごととしては、高齢者の見守り・集いの場や災害時の支援についての回答が多くあげられています。

地域活動の活性化には、活動の時間や内容を個々のニーズとマッチングさせていくこと、特に若い世代の参加を増やすことが求められます。

（2）－３　ボランティア団体代表

①　ボランティア活動等について

ア　ボランティア活動に参加したきっかけ

「家族・友人の誘い」の割合が34.8%と最も高く、次いで「市や社会福祉協議会の広報・チラシ」の割合が25.8%、「自分から団体等へ連絡」の割合が14.3%となっています。

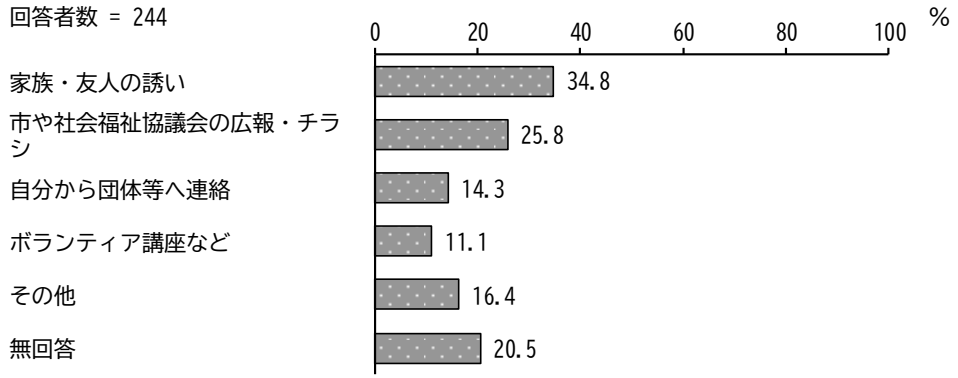

イ　ボランティア活動しやすい条件

「活動の時間や内容が自分に合ったものになっていれば」の割合が65.2%と最も高く、次いで「身近なところ（隣近所）での助け合い活動であれば」の割合が52.5%、「気軽に参加できる活動であれば」の割合が51.6%となっています。

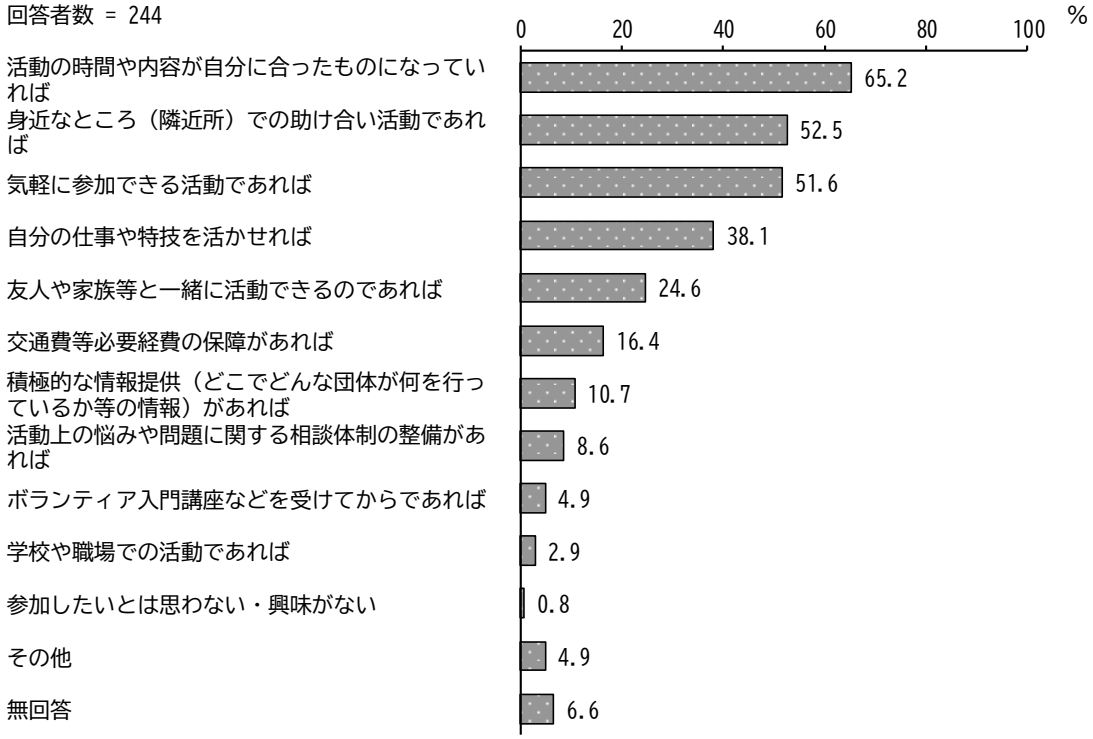

②　福祉のまちづくりについて

ア　高齢者が地域で暮らしていく上で重要だと思うこと

「医療や介護サービスを受けられる体制」の割合が76.2%と最も高く、次いで「移動手段の確保」の割合が70.5%、「地域の人とふれあえる場所や機会」の割合が65.6%となっています。

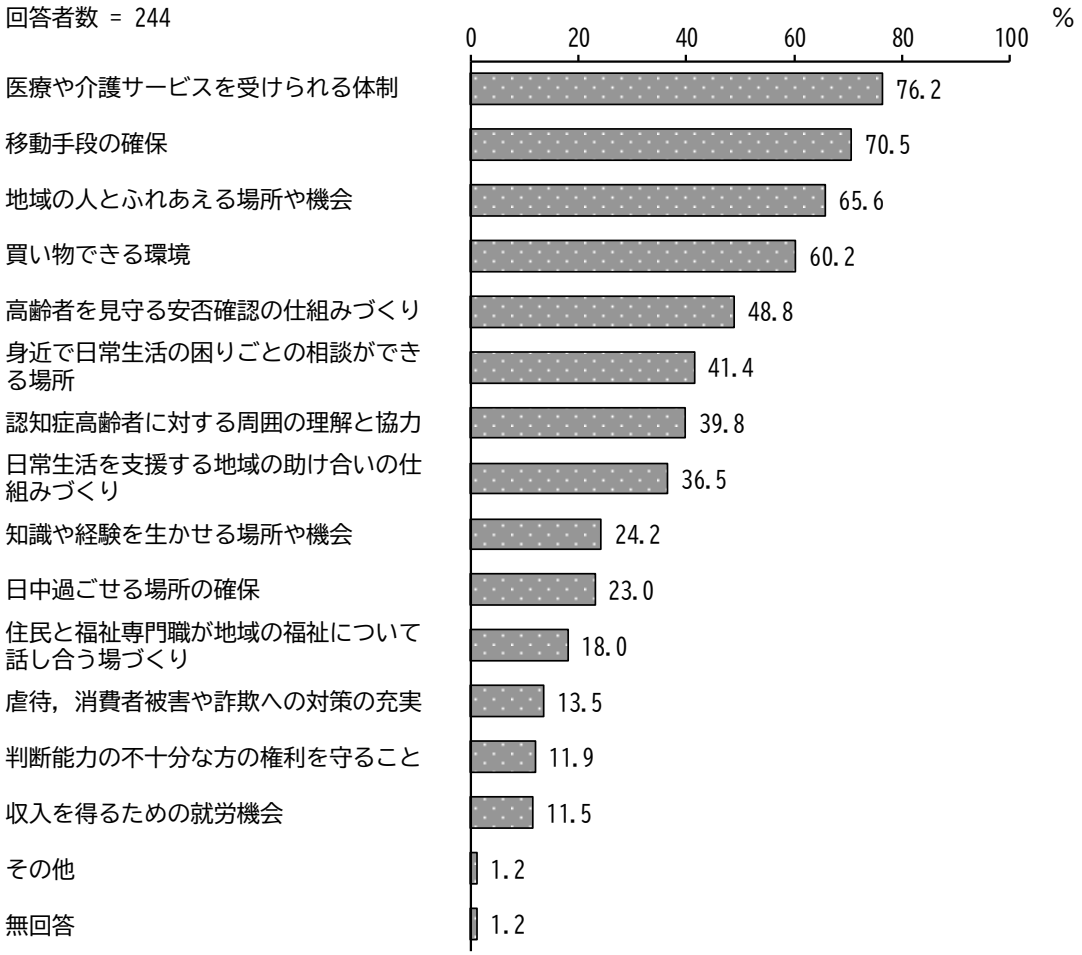

イ　障害のある人が地域で暮らしていく上で重要だと思うこと

「安定して医療・障害福祉サービスを受けられる体制」の割合が81.6%と最も高く、次いで「移動手段の確保」の割合が66.0%、「身近で日常生活の困りごとの相談ができる場所」の割合が52.5%となっています。

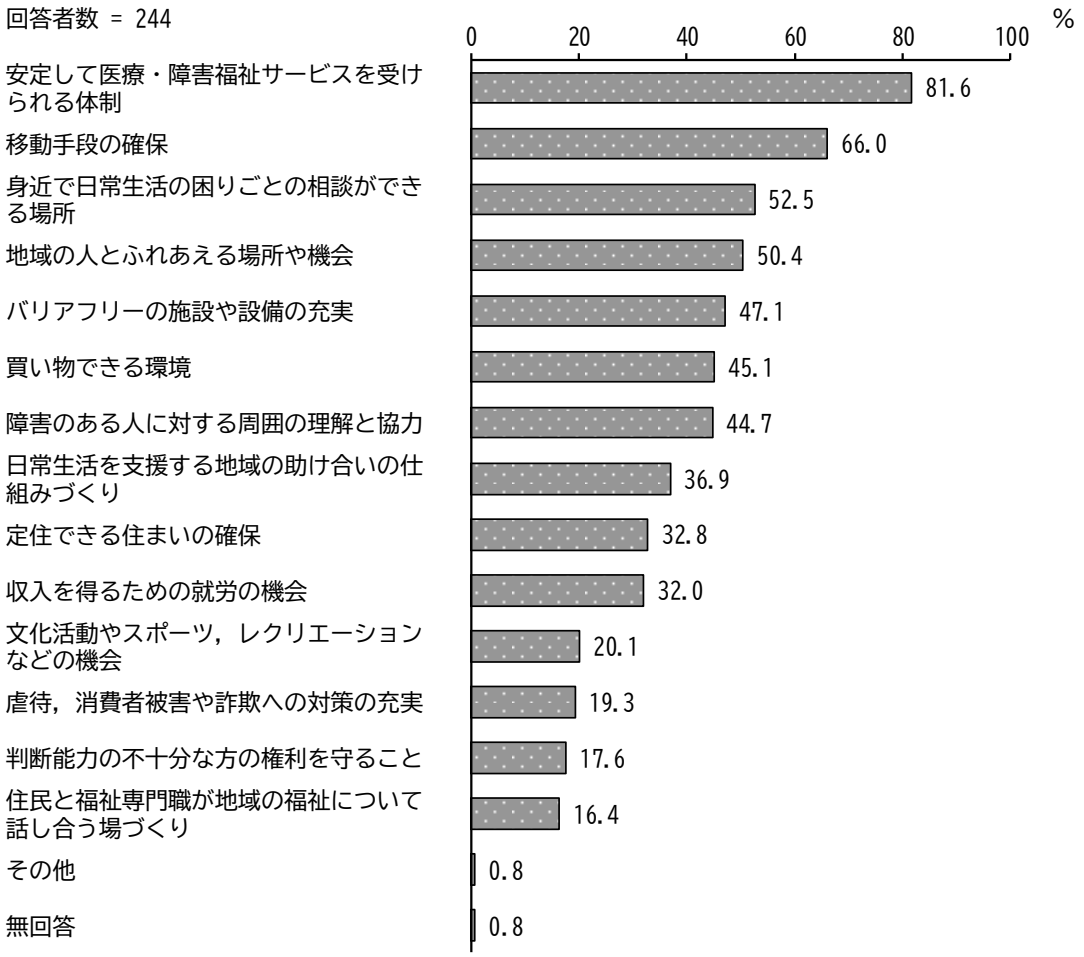

【ボランティア団体代表】アンケート調査まとめ

ボランティア活動に参加したきっかけとしては、「家族・友人の誘い」が最も高く、次いで「広報・チラシ」となっており、身近な人がきっかけで活動へ参加した人が多くみられています。ボランティアに参加している人の周囲の人への呼びかけや広報活動を共に展開することでより効果的にボランティアへの参加促進につなげることが必要です。

ボランティア活動しやすい条件としては、「活動の時間や内容が個々のニーズに合っていること」、「身近な場所での活動であること」、「気軽に参加できる活動であること」が多くあげられており、ニーズに応じた情報提供が求められます。

福祉の課題としては、高齢者では、「医療や介護サービスの充実や移動手段の確保」、「地域の人とふれあえる場所や機会の提供」が求められています。

４　人とのつながり、地域とのつながりに関する調査結果

（１）調査の概要

①　調査の目的

市民の皆様に対し“人とのつながり”、“地域とのつながり”等に係る意識調査を行い、「三原市地域福祉計画」の策定に当たっての基礎資料を得ることを目的として実施しました。

②　調査対象

三原市に居住する15歳以上64歳以下の市民2,400人

③　調査期間

令和４（2022）年12月２日～令和４（2022）年12月23日

④　調査方法

郵送配付・郵送回収（はがきによる礼状を兼ねた再依頼を１回）

⑤　回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
市民	2,400 通	996 通	41.5%

（2）調査の結果

（2）－1　市民

①孤独の状況

ア　孤独の状況（近所の人との付き合いの程度別）

１．近所の人との付き合いの程度

「あいさつをする程度の、最小限の付き合いの人がいる」が44.9%で最も高くなっている。

「付き合いはほとんどない」が19.9%みられる。

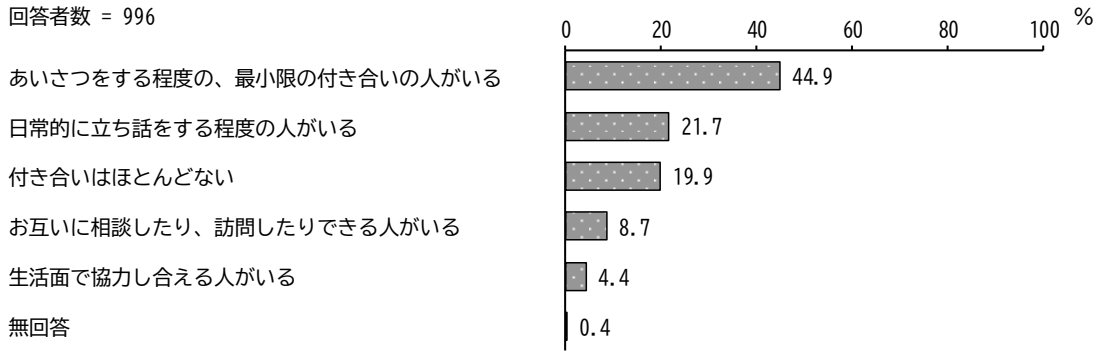

②孤立の状況

ア　社会参加

人と交流する活動には、「特に参加していない」人の割合が47.2%で最も高くなっている。

参加している人については、「スポーツ・趣味・娯楽・教養・自己啓発などの活動（部活動等を含む）」が30.1%、「PTA・自治体・町内会などの活動」が25.6%となっている。

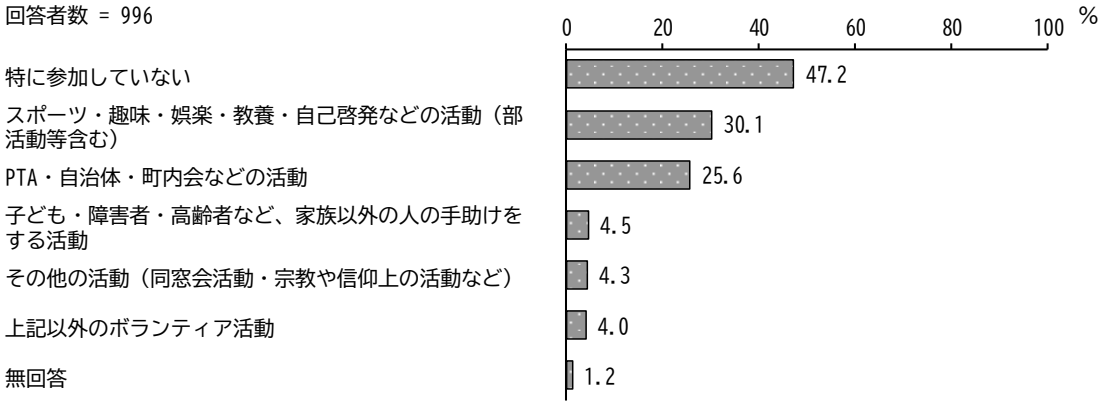

イ　社会的サポート（他社への手助け）

困っている人への声掛けや手助けは、「している」人の割合が47.9%で最も高くなっている。

一方、「していない（自分にはできない）」（7.3%）、「していない（したいと思わない・手助けを必要とする人がいるか分からない）」（3.5%）が合わせて約１割となっている。

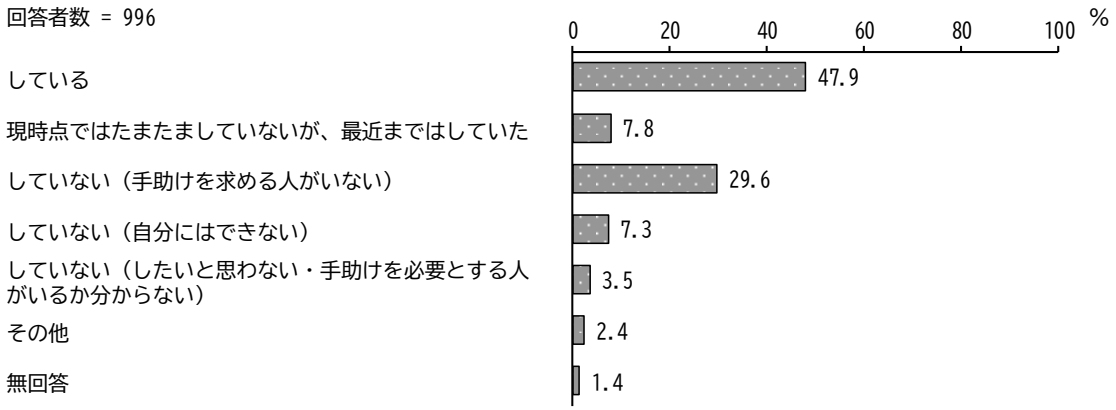

③不安や相談の有無

ア相談相手の有無

全体では、不安や悩みの相談相手が「いる」と回答した人は91.1%、「いない」と回答した人は6.3%。

性年代別でみると、「いない」と回答した人の割合は、男性の50歳代で16.9%と最も高くなっている。また、男性の20歳～40歳代、女性の30歳代で１割前後である。

単位：%

区分	回答者数（件）	いる	いない	無回答
全　体	996	91.1	6.3	2.6
男性　10歳代	65	92.3	6.2	1.5
男性　20歳代	37	86.5	10.8	2.7
男性　30歳代	54	90.7	9.3	-
男性　40歳代	71	90.1	8.5	1.4
男性　50歳代	83	79.5	16.9	3.6
男性　60歳代	120	90.8	4.2	5.0
女性　10歳代	68	92.6	4.4	2.9
女性　20歳代	62	95.2	3.2	1.6
女性　30歳代	85	88.2	9.4	2.4
女性　40歳代	94	95.7	-	4.3
女性　50歳代	98	93.9	5.1	1.0
女性　60歳代	145	96.6	1.3	2.1

④地域とのつながり

ア　助け合い活動をするための条件

全体では、「活動の時間や内容が、自分に合ったものになっていれば」が61.9%で最も高く、次いで「気軽に参加できる活動であれば」が34.0%、「自分の仕事や特技を活かせれば」が26.4%などとなっている。

年代別でみると、「活動の時間や内容が、自分に合ったものになっていれば」は、30歳代で69.3%と最も高くなっている。「気軽に参加できる活動であれば」は、10歳代（38.5%）と60歳代（38.1%）で約４割とおおむね並んでいる。また、「友人や家族等と一緒に活動できるのであれば」は、10歳代で40.7%と最も高い。

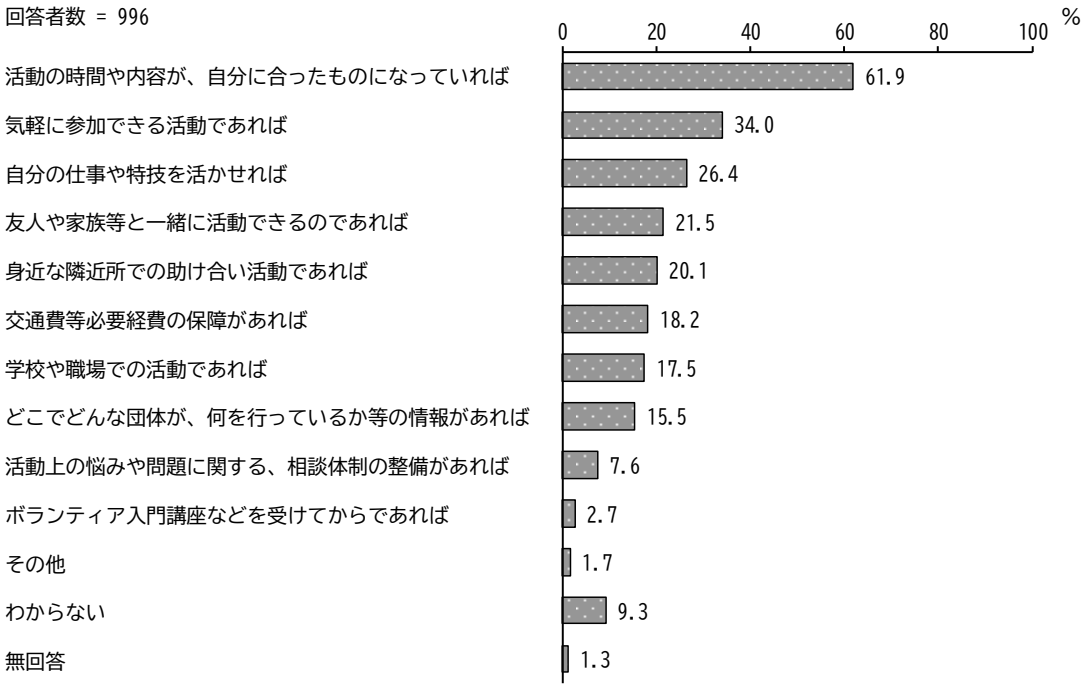

【年代別】

単位：％

区分	回答者数（件）	活動の時間や内容が、自分に合ったものになっていれば	気軽に参加できる活動であれば	自分の仕事や特技を活かせれば	友人や家族等と一緒に活動できるのであれば	身近な隣近所での助け合い活動であれば	交通費等必要経費の保障があれば	学校や職場での活動であれば	どこでどんな団体が、何を行っているか等の情報があれば	活動上の悩みや問題に関する、相談体制の整備があれば	ボランティア入門講座などを受けてからであれば
全　体	996	61.9	34.0	26.4	21.5	20.1	18.2	17.5	15.5	7.6	2.7
10 歳代	135	46.7	38.5	32.6	40.7	8.9	14.1	33.3	10.4	2.2	5.2
20 歳代	100	60.0	29.0	27.0	22.0	14.0	29.0	28.0	15.0	8.0	2.0
30 歳代	140	69.3	32.9	22.1	23.6	17.1	18.6	20.0	21.4	7.9	1.4
40 歳代	167	64.7	25.7	28.7	18.6	17.4	25.7	18.0	15.0	7.8	1.2
50 歳代	184	60.3	35.9	22.3	12.0	22.3	15.8	15.2	17.9	9.8	2.7
60 歳代	268	66.4	38.1	26.9	19.0	29.9	13.1	5.6	13.8	8.6	3.4

イ　地域で暮らしていく上で重要なこと

１．高齢者が地域で暮らしていく上で重要なこと

高齢者が地域で暮らしていく上で重要なことは、「医療や介護サービスを受けられる体制」が70.2％で第１位。

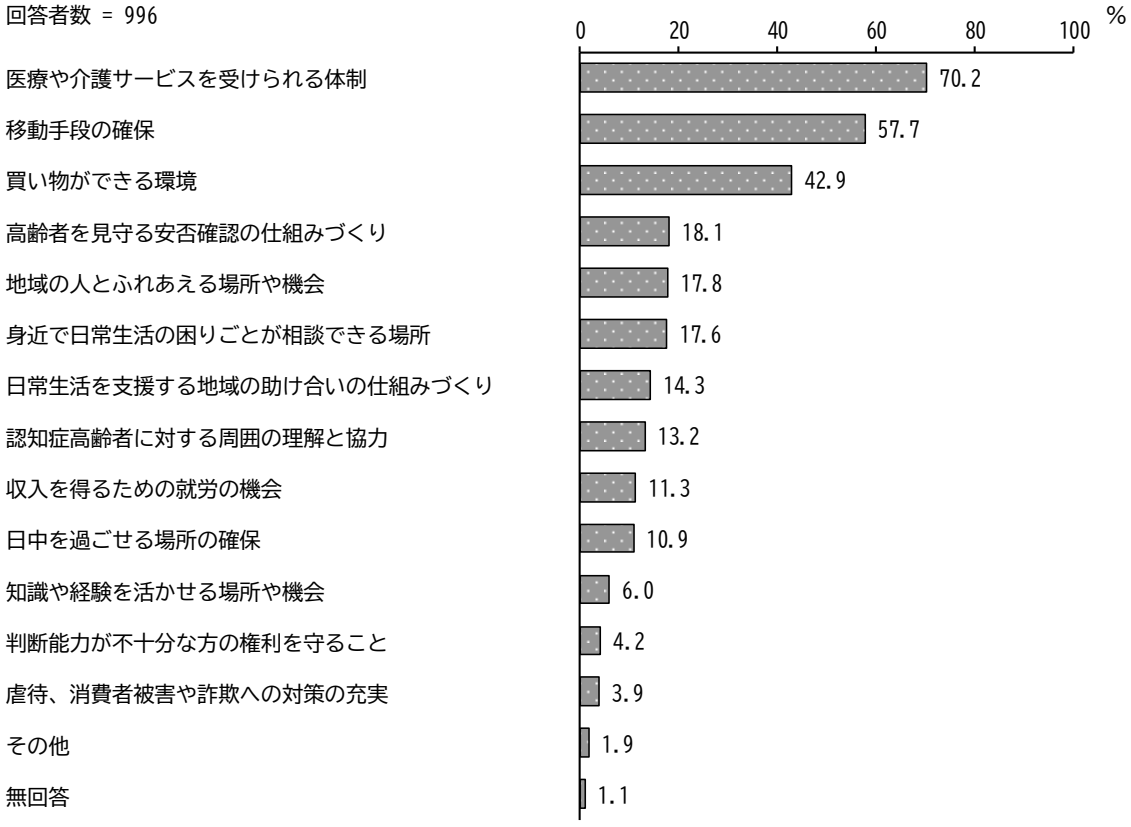

２．障害のある人が地域で暮らしていく上で重要なこと

障害のある人が地域で暮らしていく上で重要なことは、「安定して医療・障害福祉サービスを受けられる体制」が69.1%で第１位。

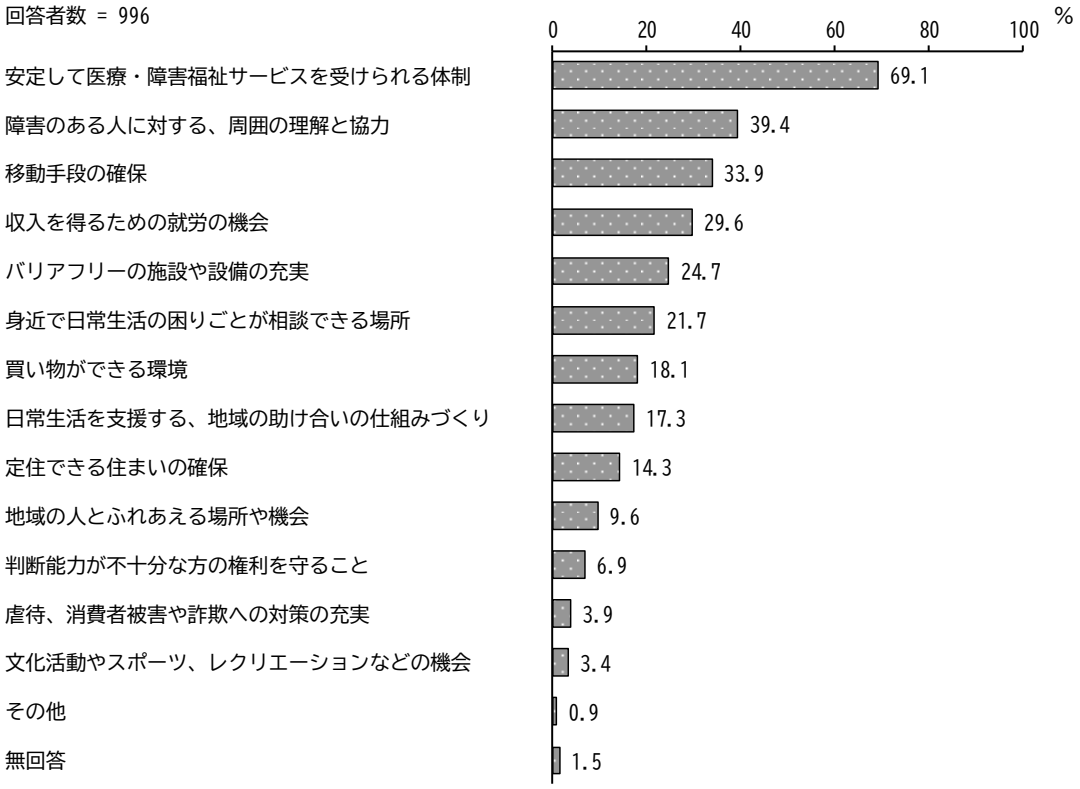

３．子どもが地域で健全に育つために重要なこと

子どもが地域で健全に育つために重要なことは、「子育てに関する悩みについて、気軽に相談できる人や場があること」が52.0%で第１位。

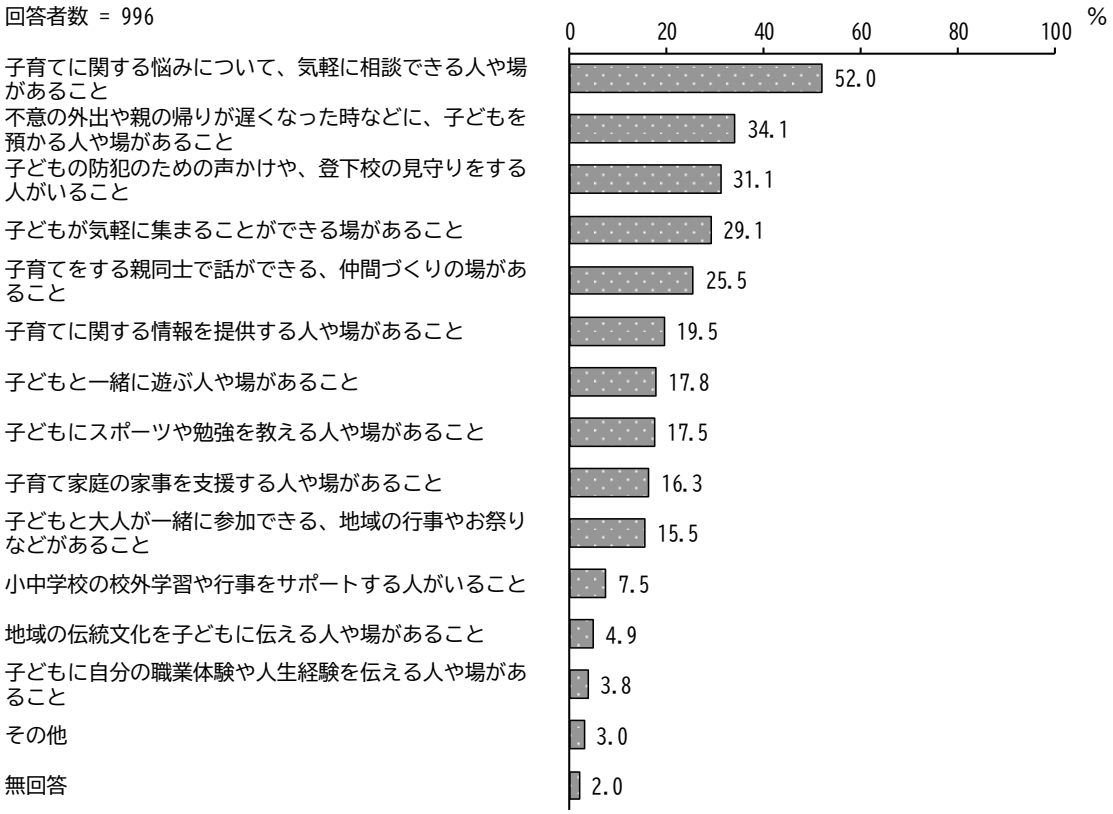

5　関係団体等へのヒアリング等による意見

関係団体等に対してヒアリングやアンケート調査を行い、現場で活動する人の意見から課題を把握しました。

（1）ふれあい・いきいきサロン、子育て支援サロン、老人クラブなど活動者への意見聴取（アンケートなど）から見えてきた課題

地域で活動されている支援者からは次のことが課題としてあがってきました。

【ふれあい・いきいきサロン・老人クラブ】

・高齢に伴うゴミ出し困難
・サロンまでの移動の困難さ
・災害時の不安
・担い手不足

【子育て支援サロン】

・未就学児などが安心して遊べる場所がない
・親の交流の場がなく孤独となってしまう

（2）第２層協議体（生活支援体制整備事業）から見えてきた課題

地域の住民、事業所、支援機関との地域課題の共有と自分たちで実行できることを検討する協議体では、地域の状況によって抱える課題に差はあるものの、共通して次の課題が見えてきました。

・住民同士の関係性の希薄化（住民自治組織等への未加入世帯の増加）
・担い手不足（担い手自身の高齢化と負担増）
・ゴミ屋敷問題
・8050問題（ひきこもり含む）
・移動手段（免許返納と移動手段喪失）
・権利侵害（ヤングケアラー含む）
・災害への不安

（３）専門職（相談支援機関）へのアンケートから見えてきた課題

相談支援の専門職に対応が困難であったケースについてアンケートを実施しました。分野によって差はあるものの、いわゆる「制度の狭間」「複合的な課題」など対応が困難なケースとして意見が多く出され、次の課題が見えてきました。

・老々介護世帯における共倒れのリスク
・独居高齢者の地域生活継続におけるリスク
・精神障害のある人・障害があると思われる人への対応の難しさ
・本人及び家族の病気や障害に対する認識と周囲の人の認識のズレの問題
・支援が必要と判断される人の受診拒否・支援拒否など
・家族の役割と機能の低下（重複課題、疎遠、身寄りなし）
・地域からの孤立と社会的排除の問題

（４）障害のある人を取り巻く環境から見えてきた課題（地域福祉に関する課題）

令和４（2022）年度三原市地域自立支援協議会で開催した、事業所対象ワークショップ及び当事者対象ワークショップで出た意見からの課題

・当事者が集まる場所、集う機会が必要である。
・障害が重度の人、医療的ケアの必要な人が災害時に避難できる場所について検討する必要がある。
・障害のある人の通勤、通学、通所に関する移動について検討する必要がある。
・障害のある人や障害特性に対する理解啓発の必要がある。
・障害のある人が就労するために、障害に対する企業への理解啓発が必要である。
・障害のある人も参加できるイベントや、スポーツ・芸術に関する活動の場が必要である。
・障害特性に応じた方法で、情報を提供する必要がある。

6　三原市の取組状況と課題

前計画の基本目標ごとに、これまでの取組状況やアンケート調査、国の方針を踏まえて、課題を整理しました。

基本目標１「地域のつながりを育む人づくり」

福祉の心とは、本来、すべての人々の心の中にあり、自然にわいてくる、人を大切にする支え合いの精神です。その人々に共通した精神を、「共感」というキーワードで人から人へとつないでいくために、福祉意識・人権意識の共有や福祉を支える人づくりを進めます。

主な取組状況

・住民自治組織関係者・サロン活動の支援者等を対象に、住民が地域福祉活動に取り組む必要性をテーマとした講演会・養成講座を開催
・小・中学校において、学習指導要領に則って、児童生徒の発達段階に応じた福祉に関する教育を展開
・地域支え合い推進員養成講座を開催

次期計画に向けた課題

（１）福祉意識の共有

・地域福祉に関する理解を深め、地域福祉活動を促進するため、さらなる啓発・広報活動を行うことが重要です。
・地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉・人権教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識の向上を図ることが必要です。今後、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図っていくことが必要です。
・住民一人ひとりが、地域や福祉を「我が事」として捉え、興味・関心を持つことが、地域福祉を進めていくうえで重要です。
・高齢者や障害のある人、子ども・子育て世代などとの交流により身近な地域で支え合いへの理解を深めてくことが必要です。
・地域間の連携や世代交流の取組を推進し、まち全体で福祉や地域に対する意識の向上を図ることが必要です。
・地域活動のリーダーは高齢化、固定化しており、その負担感も増加しています。支援を必要とする人は増加する傾向にあり、個人・世帯が抱える課題は複雑化していることから、福祉や地域活動の担い手育成や確保、負担の軽減等が必要です。

（2）福祉を支える人づくり

・地域活動の担い手を育成する上で、子どもの頃からの福祉教育や地域での様々な活動への参加体験を通しての福祉の意識、人権意識の向上を図ることが必要です。
・地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。
・また、はじめてでも気軽に取り組めるようなボランティア情報の発信や、活動機会の提供など、地域活動のきっかけづくりが必要です。

基本目標２「助け合い・支え合いの地域づくり」

時代の変化に応じた新たな形の地域福祉社会をつくっていくためには、地域に住みながら、地域以外の組織に属している勤労者層（団塊の世代を含む）の協力が不可欠です。そのための新たな体制づくり（勤労者の地域活動への参加促進、団塊の世代等の知識・技術・経験の活用）を進めます。

地域福祉活動の活発化を図るために、町内会等の住民自治組織や福祉に関する市民活動団体等の活動を推進するとともに、多様な連携体制を整備します。

主な取組状況

・ボランティア・市民活動サポートセンターの強化を推進
※ボランティアセンター登録状況
令和３年度　89 団体／1,577 人　令和４年度　81 団体／1,466 人
・生活支援コーディネーターによるネットワーク体制の整備と協議体設置の推進に向け、地域、社会福祉協議会、高齢者相談センター（地域包括支援センター）、市等の取組を関係者間で共有し、地域福祉懇談会、サロン交流会、生活支援体制整備を目的とした協議体において地域福祉ネットワークづくりを推進
※【第２層協議体】９か所、【地域への働きかけ】地域福祉懇談会２か所・サロン交流会９地域
・ふれあい・交流の場であるサロン活動団体（ふれあい・いきいき、子育て支援など）への活動支援を実施

次期計画に向けた課題

（１）新たな参加のための体制整備

・意欲のある高齢者の趣味活動や勤労者の地域活動への参加など積極的な取組を応援することが必要です。
・元気な高齢者は「社会に支えられる側」ではなく「共に社会を担う側」に回ることで地域社会の活力を高めることが必要です。
・超高齢社会が進展することから、高齢となっても、その経験や知識を活かし、社会的役割や生きがいを持って活躍できるよう社会参加の場が必要です。

（2）地域福祉活動の推進

・地域住民同士が声をかけ合い 、誘い合って地域と関わっていくことが必要です。
・地域のつながり醸成や活動充実に向けて、既存施設などを活用した拠点づくりや、ふれあい・いきいきサロン、子育て支援サロンなどの定期的な交流場づくりを促進することが必要です。
・地域住民が主体的に課題を解決し、多様な相談・支援機関と連携できるような「地域づくり」が必要です。
・地域福祉の推進や課題解決力基盤となる地域住民主体の地域福祉活動が必要です。
・市民活動や地域活動への関心を高め、参加につなげる取組が必要です。

（3）多様な連携体制の整備

・福祉に対するニーズや問題が多様化している中、確かなニーズの把握や問題を解決していくためには、既存の地域資源の活用や関係機関との連携を強化していくことが必要です。
・支援を必要とする人を地域で見守り、情報を共有する仕組みづくりが重要です。
・認知症・障害のある人への理解と支援を地域ぐるみで進めることが必要です。
・子育てを学校や保育所、家族だけではなく、地域全体で支える仕組みづくりを進めることが必要です。
・地域住民の現状・課題を踏まえ、活性化に向けた具体的な支援を進めるとともに、多様な機関が連携できる具体的な仕組みの構築・強化が必要です。

基本目標３「安心して暮らせる環境づくり」

地域には多様な課題があり、その解決にあたってはまちづくり全体に多分野からの対応が必要です。そのため、一人ひとりの思いやニーズに応えられる環境を整備し、住民主体によるコミュニティの再構築を図るとともに、住民、地域及び行政等関係機関が一体となって、福祉のまちづくりの推進を図ります。

主な取組状況

・避難行動要支援者対策の推進に向け名簿への登録同意について働きかけ
※対象者 13,827 人（同意者 9,763 人・不同意者 1,296 人・未回答者 2,768 人）
・避難行動要支援者名簿を提供する団体との協定締結を推進
※協定締結団体：令和３（2021）年度　122 団体、令和４（2022）年度　127 団体
・わかりやすい多種多様な情報伝達として、大雨等に対する避難情報等（注意喚起、避難情報、本部設置など）について、「やさしい日本語」による配信
※市ホームページ・市民メール・市公式 SNS（LINE、Facebook、X など）
・認知症サポーターや認知症キャラバンメイトの養成
・平成 30（2018）年７月豪雨災害を受け、県立広島大学と共同で避難行動について調査研究を進め、本市とコンソーシアム（共同事業体）の設立・運営に賛同する企業・団体からなる市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会を設立。参加団体の連携による持続可能な市民避難行動促進「三原スタイル」の確立を推進
・保健・福祉・介護に係る各種会議を活用し、分野を横断した関係機関との顔の見える関係づくり
・令和３（2021）年度、４（2022）年度に重層的支援体制整備事業を開始するにあたり、県の地域共生社会推進事業補助を活用し、アウトリーチ等を通じた相談支援事業を試行的に実施。令和５（2023）年度より本市において三原市社会福祉協議会に地域共生センターを設置し、重層的支援体制整備事業を開始

次期計画に向けた課題

（１）情報提供・相談体制の充実

・子どもから高齢者まで支援を必要とする人に必要な情報が届くよう、身近な生活の場や情報技術を活かした情報提供の充実を図る必要があります。また、福祉情報がすべての市民に行き届くよう、年代やニーズに応じた情報発信の充実を図る必要があります。さらに高齢者や障害のある人等にとっても、分かりやすい情報提供の工夫が必要です。
・ヤングケアラーや8050問題など様々な福祉ニーズ、複合的な課題を抱える人の増加や、適切に相談につながらずに孤立するケースや、相談先がわからずに状態が深刻化してしまうケース等もあり、問題が発見された場合に適切な相談先につなげる仕組みや、より円滑で包括的な支援体制の整備が必要です。
・住み慣れた地域で、たとえ支援が必要な状態となっても、その人らしい生活を継続するためには、相談体制の充実や安心できる住まいの確保が必要です。

（2）権利擁護の推進

・誰もが安心して地域で暮らせるよう、福祉サービスの周知を図るとともに、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かなサービスの提供・充実が必要です。
・認知症の人の増加や障害のある人の地域生活への移行などに伴い、権利擁護の支援に向けた取組の充実が重要です。また、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待などの課題を抱える世帯・人への対応も課題となっています。すべての人の権利が擁護される社会を形成していくためにも、権利擁護の支援に向けた取組の充実を図るとともに、虐待等の予防と早期発見・早期対応に向けた取組を強化し、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが必要です。
・認知症や知的障害、精神障害などにより、判断力が不十分なために権利を侵害されることがあります。重複した課題により、解決が困難な世帯もあり、司法関係者などを含めた、関係機関のネットワークづくりが必要です。

（3）福祉のまちづくりの推進

・防災に向けた取組は、日頃から災害について備えておく地域ぐるみの活動が重要であり、日頃から、近所の人が災害時に避難支援できるような関係をつくることが必要です。
・災害時には、高齢者や障害のある人などの避難行動要支援者の対応を迅速かつ的確に行うためには、行政だけでなく、身近な地域の住民が、普段から避難行動要支援者を適切に把握しておくことが必要です。
・今後も公共施設をはじめ、道路や歩行空間等について、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが利用しやすい環境整備を行うことが必要です。

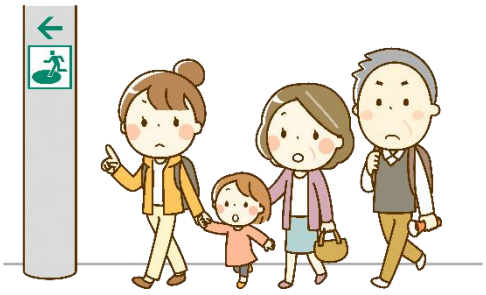

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

本市がめざすまちは、住民同士がお互いを思いやる気持ちを持ち、つながり、住民・地域・団体・行政など多様な担い手によって支え合い、誰もが孤独・孤立することのない、包摂的なまちです。この社会的包摂の実現により、すべての人の人権が尊重されることにつなげていきます。

そのため、つながりを育む人づくりや支え合う地域づくりを推進するほか、困ったときには、身近な相談窓口がどこでも受け止め、最善の窓口へとつながり、多様な関係機関が連携して課題解決に取り組むための環境づくりや包括的な支援体制づくりに向け、地域福祉の視点で横断的に推進します。

こうした基本理念を表す言葉として、次のとおり定めます。

【　基　本　理　念　】

つながり、支え合い、安心して暮らせる
地域を育む共生のまち　みはら

２　基本目標

基本理念を実現するまちづくりを進めるため、４つの基本目標を設置し地域福祉の取組を推進します。

（１）地域の多様なつながりを育む人づくり

地域福祉を担う人づくりとして、地域福祉に関する学習や体験学習の拡充、福祉意識、人権意識の向上、住民の主体的な参加の後押しを図るほか、多様な人材がつながるきっかけや、継続的につながることができるネットワークづくりに取り組みます。

また、けん引役となるリーダー育成やボランティア活動の支援など、様々な立場や関わりで地域の福祉に貢献する人材の育成を推進します。

（２）多様な担い手が助け合い・支え合う地域づくり

助け合いや支え合いが生まれる地域づくりとして、地域内において、地域の課題を見出し、課題解決に向けて話し合える場の創出を推進し、課題解決に向けては、多様な団体や支援者が連携していける体制の構築を推進します。

また、意欲のある高齢者や障害のある人などが、就業や趣味活動などに積極的に取り組む機会の提供など社会参加を支援し、孤立・孤独を防ぎます。

（３）すべての人が安心して暮らせる環境づくり

安心して暮らせる環境づくりとして、支援等の情報が必要な人に対し、適切なタイミングで届くよう取り組むとともに、日常的な見守りなど、支援が必要な人の早期発見と支援者や福祉サービス等へのつながる体制を推進します。

また、災害時における避難支援など、地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

（４）すべての人への包括的な支援体制づくり【新規目標】

様々な相談に応じ、対応していく包括的な支援体制づくりにとして、身近な相談窓口の確保、適切な相談先や支援先へつなぐなど、包括的な支援体制の構築を推進します。特に、複雑かつ複合的な課題等の解きほぐしや役割分担など、問題の深刻化を防ぐとともに、支援者や支援機関の負担軽減を図ります。

また、地域共生の推進に資する各種ネットワークやプラットフォームの構築など、全市的な連携体制を推進します。

３　基本目標の位置付け

基本目標１【人づくり】、基本目標２【地域づくり】、基本目標３【環境づくり】を前計画から継承し、新たに基本目標４【包括的な支援体制づくり】を設け、基本目標１～３をつなぎ、効果的に展開することをめざします。

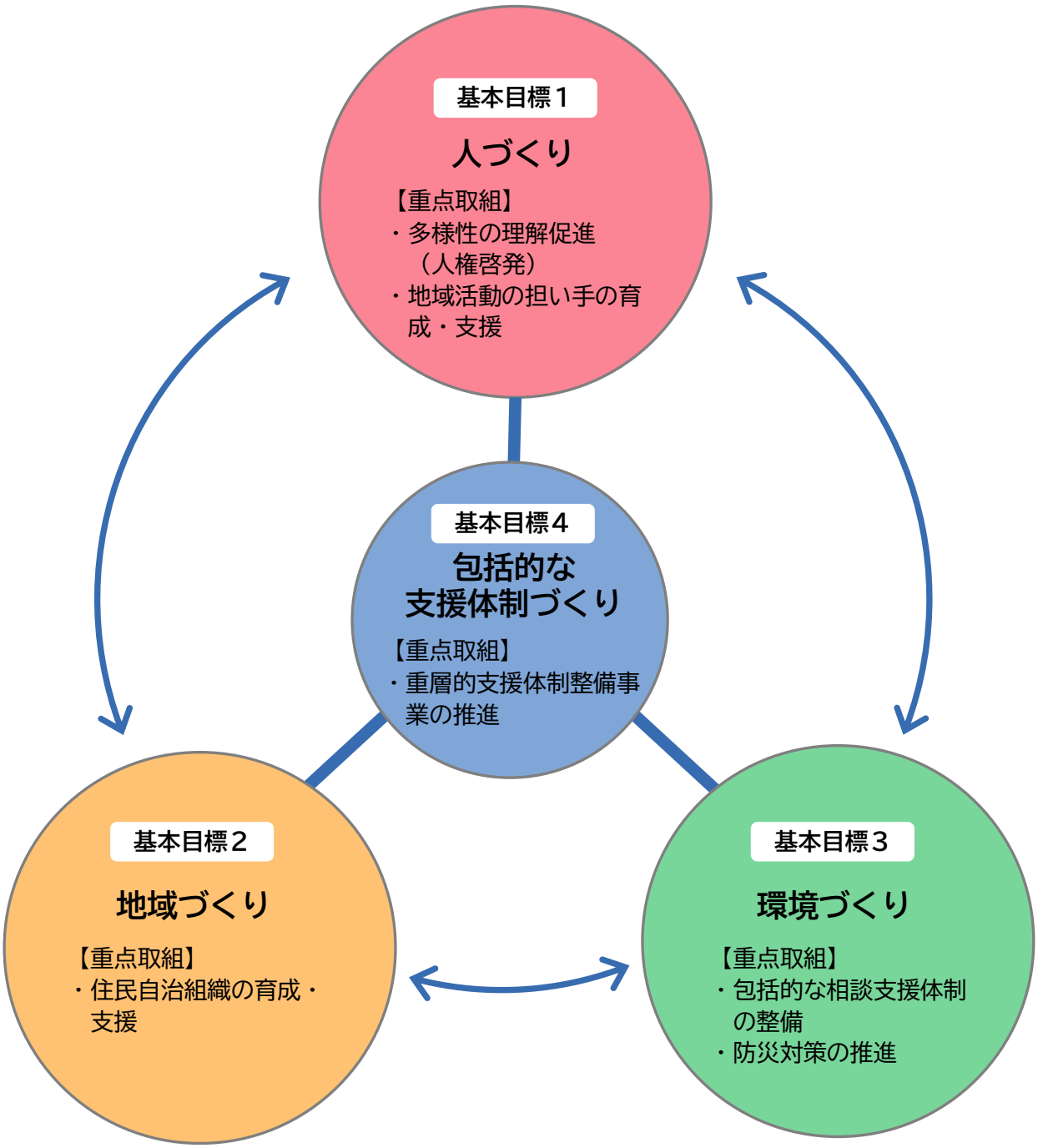

4　計画の体系

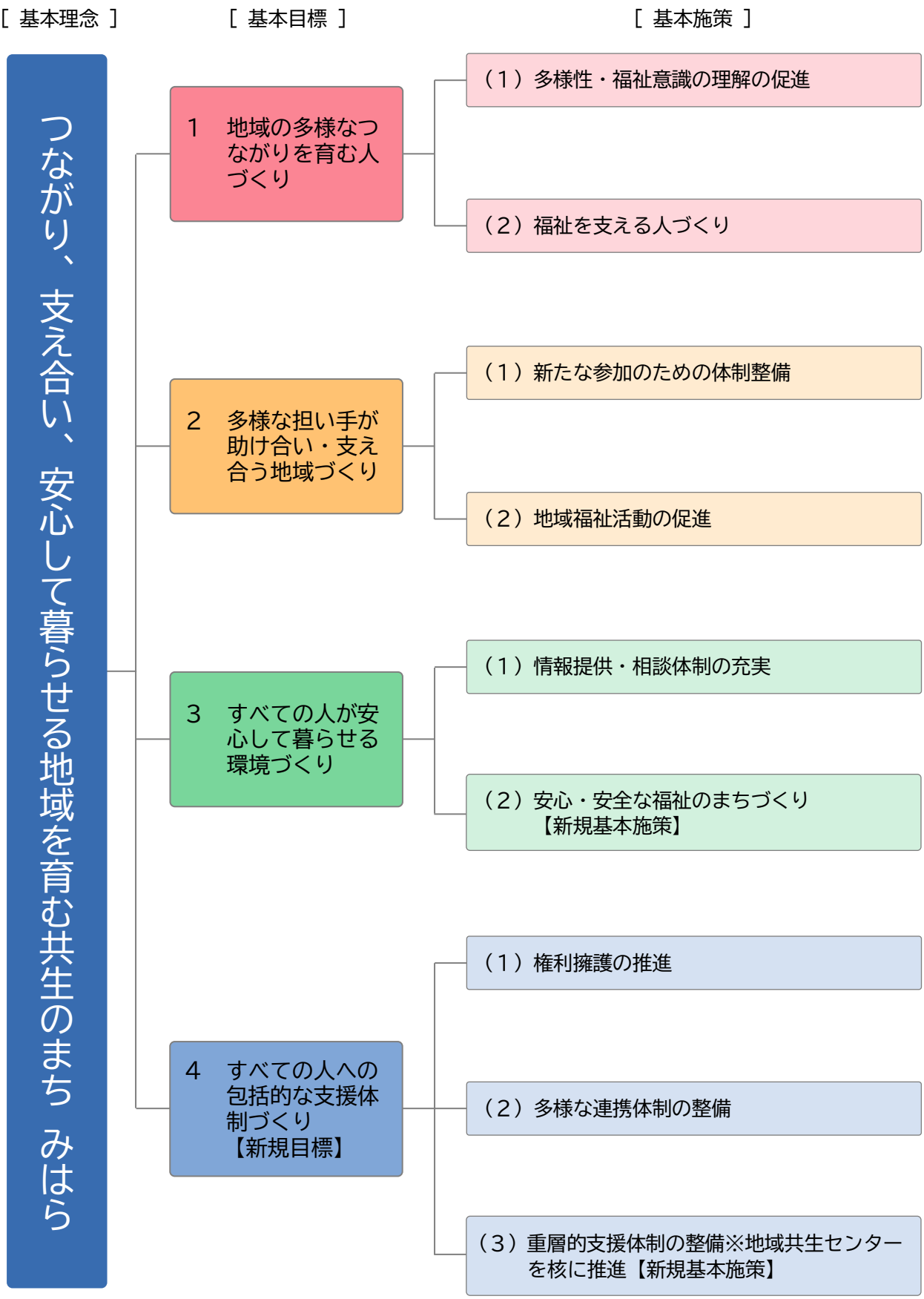
［ 基本理念 ］
［ 基本目標 ］
［ 基本施策 ］
つながり、支え合い、安心して暮らせる地域を育む共生のまち　みはら
1　地域の多様なつながりを育む人づくり
（1）多様性・福祉意識の理解の促進
（2）福祉を支える人づくり
2　多様な担い手が助け合い・支え合う地域づくり
（1）新たな参加のための体制整備
（2）地域福祉活動の促進
3　すべての人が安心して暮らせる環境づくり
（1）情報提供・相談体制の充実
（2）安心・安全な福祉のまちづくり【新規基本施策】
4　すべての人への包括的な支援体制づくり【新規目標】
（1）権利擁護の推進
（2）多様な連携体制の整備
（3）重層的支援体制の整備※地域共生センターを核に推進【新規基本施策】

第4章 行動計画

1 【基本目標１】地域の多様なつながりを育む人づくり

福祉の心は、すべての人々の内に存在し、人を大切にする支え合いの精神です。この共通の支え合いの精神を促進するためには、多様性を尊重し、人権意識を育むことが重要であり、他者に共感し、福祉を支える人材を育成する取組が必要です。けん引役となるリーダー育成やボランティア活動の支援などに加え、地域に関わる多様なつながりづくりを進めます。

【主要な成果指標】

	現状値	目標値			
	令和４年度（2022）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和 11 年度（2029）
ボランティア登録者数	1,466 人	1,550 人	1,600 人	1,650 人	1,800 人
地域支え合い推進員養成講座参加者数	33 人	40 人	40 人	40 人	40 人

基本施策（１）多様性・福祉意識の理解の促進

【方向性】

個人の尊厳が尊重され、多様性を認め合いながら、共に支え合い、助け合う地域共生社会を実現し、推進するためには、一人ひとりが地域に関心をもち、地域福祉を担っていくという意識をもつことが大切です。

子どもから大人まで、様々な学習の機会や交流の機会を通して、支え合う心を育む福祉教育を推進するとともに、見守りや手助け等が活発になるような気運が醸成され、福祉に関する理解を深めることができるよう、啓発活動を推進します。

【主な課題】

〇地域福祉に関する理解を深め、地域福祉活動を促進するため、さらなる啓発・広報活動を行う必要があります。

〇高齢者や障害のある人、子ども・子育て世代など地域に暮らす多様な人々との交流により身近な地域で支え合いへの理解を深めていくことが必要です。

〇地域間の連携や世代交流の取組を推進し、まち全体で福祉や人権、そして地域に対する意識の向上を図ることが必要です。

行政施策の例

・各種講演会、セミナー、フォーラム等の開催
・学校・保育所等における福祉教育の推進
・健康づくり、保健福祉に関するイベントの実施
・広報誌、インターネットなど多様な媒体による福祉情報の提供
・健康教育・健康相談など様々な機会を捉えての福祉意識の向上
・生涯学習、公民館活動等を通じた福祉の推進

【施策の取組】

① 地域福祉意識の普及啓発

〈住民・団体等〉

内容	主体
○市や社会福祉協議会などが実施する福祉活動や勉強会、人権意識を高める事業、様々な講座･講習会などに積極的に参加し、理解を深めましょう ○外国人や障害者など多様な背景を持つ人とコミュニケーションが図れるように、相手の立場を理解し、尊重し、行動しましょう ○性的少数者など多様性を尊重し、理解を深めましょう	住民
○地域･ボランティア団体･関係団体等に関わる人は、地域におけるつながりを意識しましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○広報誌や講演会等による啓発活動を行います ○住民参画型の学習会・研修会等を実施するなど、住民がより主体的に活動し、地域福祉意識を共有できる機会を充実・支援します ○地域福祉について関係機関と連携を図り、住民に理解が深まるよう努めます ●外国人や性的少数者等、地域を構成する多様な人々への理解を図るため、啓発を行います**重点取組**	行政
○組織・団体活動の広報誌等における意識啓発活動を進めます	社会福祉協議会

② 福祉教育の推進

〈住民・団体等〉

内容	主体
○市や社会福祉協議会等が実施する講座や講習会などに積極的に参加し、地域福祉への理解を深めましょう ○高齢者や障害のある人、子どもなどに関する支援制度について､学んだこと、知っていることを必要な人と共有しましょう	住民
○家庭や地域、関係団体等が連携し、地域全体で子育てを応援しましょう ○日頃から地域の中で積極的にあいさつを交わすなど、困った時は助け合える関係を築きましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○幼いころからの福祉教育、道徳教育等を進めます ○生涯学習の場をはじめ、あらゆる機会を通じて福祉教育を進めます ○福祉教育に関する出前講座や講習会などを開催するとともに、制度の周知に努めます ○地域の多様な団体が交流できる機会を支援します。	行政
○福祉教育に関する勉強会、研修等を開催します ○福祉教育の推進により、学校を含めた地域のさまざまな福祉資源をつなぐ共通の場をつくり、大人も子どもも楽しめる福祉教育活動を総合的に促進します	社会福祉協議会

③ ふれあい・交流の場、活動の促進

〈住民・団体等〉

内容	主体
○地域で開催される行事やイベントなどに参加しましょう ○お互い様の関係の中で、可能な範囲で地域での見守り活動の一員になりましょう	住民
○日頃から地域の中で積極的にあいさつを交わすなど、困った時は助け合える関係を築きましょう ○地域の中で孤立している人がいたら､どのように関わっていくべきか、地域で考えましょう ○地域行事・イベント等を開催し、多くの人に参加を呼びかけましょう ○日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口へつなぎましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○地域での交流・イベントの開催を支援します ○高齢者、障害のある人、介護者、子育てなど当事者グループの活動を育成・支援します ○地域の様々な人が出会い、集い、話し合うことのできる交流の場の機会を充実します ○庁内の連携を図り、地域づくりに資する複数の事業を一体的に行い、効率化・有効化を図ります	行政
○地域の中で自然にあいさつが交わされ、日常的なふれあいが育まれるような、さまざまな地域活動の開催を支援します	社会福祉協議会

④ 福祉活動参加の促進

〈住民・団体等〉

内容	主体
○持っている知識・技術・資格などを地域で生かしましょう ○学生や企業に勤める方も地域の一員として、地域活動に参加しましょう	住民
○近隣や身近な人と地域での福祉活動について話し合ってみましょう ○大学や企業を始め地域に関わる各種団体等は地域の行事やイベント等に積極的に参加しましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○ボランティア活動の環境整備や地域、団体等の活動支援など社会参加しやすい環境を整備するために検討を進めます ○転入者等に対し、自治会加入促進のチラシを配付します ○広報誌などで自治会への加入について啓発を行います ○自治会運営や自主的な活動を応援します ○健康づくり、保健福祉に関するイベントを実施します	行政
○閉じこもりがちな高齢者、障害のある人、子育て中の人も含め、すべての人が文化・レクリエーション、地域活動、生涯学習等、多様な活動に参加できるような場・機会を提供します	社会福祉協議会

基本施策（２）福祉を支える人づくり

【方向性】

地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うとともに、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。

地域福祉活動の啓発や情報提供など、地域福祉に対する意識を醸成するための取組を推進し、地域福祉の担い手の育成につなげます。

また、各種講座等を通じて、地域福祉の担い手を育成するとともに、福祉分野で専門的な知識や経験のある人が積極的に地域に関わることができる体制づくりを進めます。

行政施策の例

・各種講座、セミナー、研修会等の開催
・ボランティア・市民活動サポートセンターの運営
・ボランティア及び市民活動への支援
・福祉人材の資質向上への支援

【主な課題】

○地域活動のリーダーは高齢化、固定化しており、その負担感も増加しています。支援を必要とする人は増加する傾向にあり、一方で個人・世帯が抱える課題は複雑化していることから、福祉や地域活動の担い手育成や確保、負担の軽減等が必要です。

○地域福祉を推進するために、地域の担い手となるような学びの機会を増やし、各活動のさらなる広がりや新たな活動メニューの提供を行うと共に、住民の自発性に基づき、その意欲・能力や状況に応じて主体的な関わりを促進する取組が必要です。

【施策の取組】

① 地域活動の担い手の育成・支援

〈住民・団体等〉

内容	主体
○リーダー育成の研修等へ参加しましょう ○市や社会福祉協議会が実施する講座や講習会などに積極的に参加しましょう ○地域福祉活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加してみましょう ○持っている知識や技術を活動の場に生かしましょう	住民
○大学や企業は地域の行事やイベントなどに積極的に参加しましょう ○地域に必要な取組について考え、地域づくりに参加しましょう ○地域、ボランティア団体、関係団体等多くの人がつながりを持ちましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
●地域のリーダー育成の支援に取り組みます**重点取組** ●地域の新たな担い手の育成に取り組みます**重点取組**	行政
○ボランティア研修の充実を図り、活動の核となるリーダーを育成します ○あらゆる世代の地域参加をきっかけとして、新たなリーダーとなる人材を発掘・育成します ○新たな担い手の育成のための講習や研修を実施します	社会福祉協議会

② ボランティア活動の充実の支援

〈住民・団体等〉

内容	主体
○地域福祉活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加してみましょう ○持っている知識・技術・資格などを地域で生かしましょう	住民
○ボランティア活動講座、体験事業へ参加・協力しましょう ○誘い合いや声かけなど、ボランティア登録者数の増加に向けて協力しましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○社会福祉協議会との連携により、ボランティア・市民活動サポートセンターの運営をします ○教育分野とも連携をとり、ボランティア講座や体験事業等を充実し、参加者の拡大につながるよう支援を行います ○幅広い選択ができる参加機会を研究します	行政
○ボランティア・市民活動サポートセンターによるコーディネート機能を強化します ○ボランティア活動講座、体験事業への参加を呼びかけます ○団塊の世代の技能や能力を活かせるボランティア活動を創造します ○有償ボランティアについて幅広い分野での実施を検討します ○地域においてボランティアに関する勉強会等を開催します ○ボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる講座や体験事業等を充実します	社会福祉協議会

【重点取組】

重点取組	具体的な内容
多様性の理解促進 （人権啓発）	●外国人や性的少数者等、地域を構成する多様な人々への理解を図るため、啓発を行います。
地域活動の担い手の育成・支援	●地域のリーダー育成の支援に取り組みます ●地域の新たな担い手の育成に取り組みます

【指標】

評価指標項目	現状値 （令和４年度） （2022）	目標値 （令和 11 年度） （2029）
多様性に関する人権啓発の講演等回数	17 回	増加
地域の担い手・リーダー養成の研修会等開催回数	12 回	増加

2　【基本目標２】多様な担い手が助け合い・支え合う地域づくり

ライフスタイルの変化に応じた持続可能な地域福祉社会をつくっていくためには、その地域に関わるあらゆる世代の協力が不可欠です。また、各地区での事例を共有し、市全体としての地域福祉を活性化させる仕組みづくりが必要です。

地域福祉活動の活発化を図るために、町内会等の住民自治組織や福祉に関する市民活動団体等の活動を推進するとともに、多様な連携体制を整備します。

【主要な成果指標】

	現状値	目標値			
	令和４年度（2022）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和 11 年度（2029）
ふれあい・いきいきサロン設置か所	191 か所	191 か所	191 か所	191 か所	191 か所
子育て支援サロン設置か所	14 か所	14 か所	15 か所	16 か所	17 か所
第２層協議体設置か所 ※生活支援体制整備事業	9 か所	11 か所	12 か所	15 か所	20 か所

基本施策（１）新たな地域参加のための体制整備

【方向性】

地域参加の意識づくりのためには、地域福祉について学ぶ機会や、地域の活動に趣味や特技を生かして気軽に参加できる仕組みづくりが必要です。

ひとりでも多くの市民が地域社会への活動に興味を示し参加できるよう、環境・体制づくりに取り組みます。

【主な課題】

〇意欲のある高齢者の趣味活動や、勤労者の地域活動への参加など、積極的な取組を応援することが必要です。

〇元気な高齢者は「社会に支えられる側」ではなく「共に社会を担う側」に回ることで、地域社会の活力を高めることが必要です。

行政施策の例

・ボランティア及び市民活動への支援
・シルバー人材センターへの支援
・生涯学習活動、公民館活動等を通じた福祉の推進
・福祉活動に関わる講演会等の開催
・老人クラブ活動への支援
・ボランティア・市民活動サポートセンターの運営
・障害のある人の就労応援相談ステーションの運営

【施策の取組】

① あらゆる世代の地域参加の促進

〈住民・団体等〉

内容	主体
○職場や学校のある地域への愛着をもちましょう ○地域の中で自分ができることや得意なことを見つけ、地域の人へ伝えましょう	住民
○地域活動に関する情報等を提供しましょう ○地域に関わるあらゆる世代が、働きながら、学びながら地域と関わりを持てるよう、働きかけましょう ○地域の中で、様々な団体や企業などと連携する機会をつくりましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○広報誌などで自治会の加入について啓発を行います ○ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動と地域の福祉ニーズを結びつけることで地域福祉の新たな担い手となるよう働きかけます ○地域に関わるあらゆる世代の地域福祉活動への参加を促進し、ネットワークづくりを進めます ○転入者等に対し、自治会加入促進のチラシを配布します	行政
○地域に関わるあらゆる世代の地域福祉活動への参加を促進し、ネットワークづくりを進めます ○ＣＳＲ（企業の社会的責任）活動と地域の福祉ニーズの結びつけを進めます ○職場単位での地域参加や子どもを巻き込んだ行事の開催などにより、若い世代の参加を促進する工夫をします ○地域でのあらゆる世代の受け入れ体制の整備を支援します	社会福祉協議会

② 高齢者等の知識・技術・経験の活用

〈住民・団体等〉

内容	主体
○特技や趣味の活動を地域活動に活かしましょう ○地域活動やボランティアに参加しましょう	住民
○ボランティア育成講座やリーダー育成講座に参加しましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○講演会・養成講座の開催など高齢者等の地域貢献を通じた生きがいづくりに取り組みます ○退職者向けの講座やセミナーを開催します ○退職者向けの地域参加を促す広報活動や情報提供を積極的に行います	行政
○地域でさまざまな経験・能力を持つ人材や団体のボランティア等への登録を進めます	社会福祉協議会

③ 個人ができることを活かせる場づくりの支援

〈住民・団体等〉

内容	主体
○地域の一員として、自分のできることを探し、行動しましょう	住民
○支援する人、支援される人という区別をなくし、地域の誰もが自分のできることを地域に貢献できる環境づくりに努めましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政〉

内容	主体
○就労に困難を抱える者への支援を図ります ○事例紹介を行うなどにより、個人の本来の力・スキルを引き出すよう努めます ○地域の活動に趣味や特技を生かして気軽に参加できる仕組みづくりに努めます	行政

基本施策（２）地域福祉活動の促進

【方向性】

地域における住民同士のつながりや連帯感が希薄化する中、地域の中で孤立する人が生じないよう、子どもから高齢者まであらゆる世代がつながることが重要です。

地域での活動の促進に向けて、一人ひとりの能力や経験を活かしながら住民が積極的に参加できるように、情報提供を行います。

また、地域での交流を促進し、幅広い世代が地域への関心を深めるために、地域のニーズに合った活動を支援し、地域福祉活動への参加を促進します。

【主な課題】
○地域住民同士が声を掛け合い、誘い合って地域と関わっていくことが必要です。
○地域住民が主体的に課題を解決し、多様な相談・支援機関と連携できるような「地域づくり」が必要です。
○地域福祉の推進や課題解決力の基盤となる地域住民主体の地域福祉活動が必要です。
○市民活動や地域活動への関心を高め、参加につなげる取組が必要です。

行政施策の例

・ボランティア・市民活動サポートセンターの運営
・地域サロン、子育て支援サロン等のサロン事業
・ボランティア及び市民活動への支援
・協働のまちづくりの推進
・民生委員・児童委員との連携
・生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）
・地域見守り推進事業

【施策の取組】

① 地域福祉活動の活性化

〈住民・団体等〉

内容	主体
○ボランティア活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加しましょう ○市や社会福祉協議会などが実施する様々な講座･講習会などに積極的に参加しましょう	住民
○地域のニーズに合った活動をしましょう。 ○大学や企業は地域の行事やイベントなどに積極的に参加しましょう ○持っている知識・技術・資格などを、地域で生かしましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ法人等による地域福祉活動を支援する体制を整備します ○自治会運営や主体的な活動を応援します ○先進的な事例について、地域での共有を図ります	行政
○ボランティア団体、ＮＰＯ法人等による地域福祉活動を支援します ○先進的な事例について、地域での共有を図ります	社会福祉協議会

② 市民活動団体の育成・支援

〈住民・団体等〉

内容	主体
○ボランティア活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加しましょう ○市や社会福祉協議会などが実施する様々な講座･講習会などに積極的に参加しましょう	住民
○地域での共助関係を築くために、地域で開催されるイベント・行事などに参加しましょう ○地域の中で孤立している人がいたら､どのように関わっていくべきか地域で考えましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○ＮＰＯ法人等や市民活動団体による地域福祉活動の支援を行います ○ＮＰＯ法人等や市民活動団体との行動を推進します	行政
○子ども、高齢者、障害のある人等の交流の場、憩いの場をつくります ○ボランティアセンター等の情報を発信します ○活動団体や地域サロン等の立ち上げを支援します ○ボランティア等の講座や研修を実施します	社会福祉協議会

③ 住民自治組織の育成・支援

〈住民・団体等〉

内容	主体
○町内会等住民自治組織活動に参加しましょう	住民
○住民自治組織活動を活発にしましょう ○先進的な地区の事例について、地域での共有を図りましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○広報誌などで自治会の加入について啓発を行います ●基盤となる組織運営や主体的な活動を支援します**重点取組** ●先進的な地区の事例について、他の地域でも活用できるよう集約し、地域での共有を図ります**重点取組** ○多様な住民の地域参加を応援します	行政
○町内会をはじめとする住民自治組織活動による地域福祉活動を支援します ○先進的な地区の事例について、地域での共有を図ります ○生活支援コーディネーターが協議の場の設置を支援します	社会福祉協議会

④ 活動の場づくりの促進

〈住民・団体等〉

内容	主体
○一人ひとりが地域のニーズに合った取組について考え、地域づくりに参加しましょう ○地域の活動の場に参加しましょう	住民
○地域の中で有効活用できる場（スペース）を見つけ、地域活動の利用を促進しましょう ○地域の子どもと大人が交流し、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりに参画しましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○地域の「仲間づくり」の場であるサロン活動等の拡充を支援します ○社会福祉協議会と協力しながら、地域ニーズを踏まえながら、活動への立ち上げ支援を行います ○小中学校圏域において、住民が主体となって地域の福祉課題等を話し合う場を設置します	行政
○地域福祉活動参加のきっかけとなるよう、活動できる場の確保や情報を提供します ○住民主体の地域福祉活動の活性化を図るため、生活支援コーディネーターを配置し、活動への支援を行います ○地域の子どもと大人が交流し、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを支援します ○地域ニーズを踏まえながら、活動への立ち上げ支援を行います	社会福祉協議会

【重点取組】

重点取組	具体的な内容
住民自治組織の育成・支援	●基盤となる組織運営や主体的な活動を支援します ●先進的な地区の事例について、他の地域でも活用できるよう集約し、地域での共有を図ります

【指標】

評価指標項目	現状値 （令和４年度） （2022）	目標値 （令和 11 年度） （2029）
地域ビジョン策定の団体数	20 団体	40 団体

３　【基本目標３】すべての人が安心して暮らせる環境づくり

地域での暮らしの中ではさまざまな生活での課題があり、その解決にあたっては、まずは必要な情報が届き、相談窓口につながることが重要です。

また、誰もが安心して暮らせる生活環境の整備、特に福祉面の課題が生じやすい、災害時等の対策については、地域及び行政等関係機関が一体となって備え、すべての人が安全・安心に暮らせる環境づくりを推進します。

【主要な成果指標】

	現状値	目標値			
	令和４年度（2022）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和11年度（2029）
避難支援団体数（協定締結団体）	127 団体	137 団体	142 団体	147 団体	162 団体
高齢者相談センターにおける相談件数（延）	29,486 件	29,500 件	29,500 件	29,500 件	30,000 件
(障害)相談支援事業所における相談件数(延)	18,830 件	18,870 件	18,890 件	18,910 件	18,930 件
子育て世代包括支援センター(すくすく)利用件数(延)	4,001 件	4,050 件	4,100 件	4,150 件	4,200 件
自立支援相談センターの新規相談件数	380 件	380 件	380 件	380 件	380 件

基本施策（１）情報提供・相談体制の充実

【方向性】

地域で安心して暮らすためには、必要なサービスについて情報を知っている、もしくは情報を取得する方法を知っているなどの情報共有や悩み・不安を抱えた際、気軽に相談できる相手（機関）がいることが大切です。

市民にわかりやすく、受け取りやすい情報発信を行うとともに、誰もがスムーズに情報を受け取れるような配慮や、アクセシビリティの向上を進めます。

また、高齢者、障害のある人、子育て家庭等が、日常生活の中での困りごとや福祉サービスの利用等について、身近な地域で専門的な相談支援を受けられるよう、相談支援体制の充実を図ります。

【主な課題】

〇子どもから高齢者まで支援を必要とする人への情報提供の充実のため、身近な生活の場や情報技術の活用及び年代やニーズに応じた情報発信の充実を図ることが必要です。

〇様々な福祉ニーズ、複合的な課題、孤立ケースに対し、円滑で包括的な支援体制の整備が必要です。

行政施策の例

・広報誌の充実
・発達相談
・ホームページによる情報発信
・母子生活支援施設の連携
・相談支援窓口の充実
・ヤングケアラーへの支援
・母子・父子自立相談員の配置
・保育所、こども園の設置
・子育て世代包括支援センターの設置
・障害者相談支援事業所の設置
・自立相談支援センターの設置（生活困窮者自立相談支援事業）
・地域子育て支援センターの設置（地域子育て支援拠点事業）
・高齢者相談センターの設置（地域包括支援センター）
・ひきこもり相談支援ステーションの設置
・広島県地域生活定着支援センターとの連携
・広島県ひきこもり支援センターとの連携

【施策の取組】

① わかりやすい情報提供の工夫

〈住民・団体等〉

内容	主体
○情報を一方的に受け取るだけでなく、サービス利用の悩みや不安を相談しましょう ○暮らしやすい地域となるよう、必要な情報を伝え合いましょう ○広報誌や回覧板等に必ず目を通しましょう	住民
○インターネットを活用しましょう ○各種組織・団体の活動等の情報を定期的に発信しましょう	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政　等〉

内容	主体
○福祉情報を掲載した冊子、パンフレット等によりきめ細やかな情報提供を行うとともに、広報紙やホームページ、SNS（Line、Facebook、Xなど）など、様々な媒体やDXを活用し、速やかな情報提供を行います ○出前講座等を活用して積極的に情報提供を行います ○点字や音声案内等、障害のある人や高齢者に配慮した情報提供の工夫をします ○情報アクセシビリティの向上として、誰もが情報を取得できるコミュニケーション手段の確保をめざします	行政
○情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者等と日頃からコミュニケーションを図り、必要な情報を伝えます ○個人情報の扱いに注意し、必要な情報を提供します。	社会福祉協議会

② 包括的な相談支援体制の整備

〈住民・団体等〉

内容	主体
○日頃からコミュニケーションを図り、相談できる相手をつくりましょう	住民
○情報が途絶えがちになるひとり暮らし高齢者等と日頃からコミュニケーションを図り、信頼関係を築きましょう	地域・団体・企業
○複合的・複雑な相談には、他の専門職との連携を行い、必要な支援につなげましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○民生委員・児童委員が地域における住民の身近な相談窓口としての役割を十分果たせるよう、その活動を支援します ○高齢者福祉の総合相談窓口である高齢者相談センター（地域包括支援センター）、障害者福祉の総合相談窓口である相談支援事業所、子育て支援のワンストップ窓口である子育て世代包括支援センター（すくすく）及び地域子育て支援センターが、横の連携を図りながら身近な相談支援体制の充実に努めます ○ひとり親家庭を対象に、母子・父子自立相談員や母子生活支援施設などで、生活一般の相談に応じ、問題解決への支援を行います。 ○犯罪を起こした人の社会復帰にあたっては、国・県及び 関係団体等との連携を密にし、相談に応じます ○生活困窮者を対象に、自立相談支援センターがハローワーク等と連携して、生活の中で抱える課題を把握し、状況に応じた支援計画を作成することで、就労支援などの自立支援を進めます ●各種相談窓口の連携により途切れのない支援を行います重点取組	行政
○多様な問題を抱えた人に対し、専門的な相談に対応できる相談員を育成・確保します	社会福祉協議会

基本施策（２）安心・安全な福祉のまちづくり

【方向性】

地震や台風等の自然災害の発生による被害拡大が懸念されるなかで、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

防災への取組として、平常時から地域の中のつながりがつくれるよう促し、災害・緊急時にお互いに声をかけ合い避難できるようにするとともに、高齢者や障害のある人、子どもなど配慮が必要な方を意識した防災訓練等の実施・参加促進等を行います。

また、災害時における要配慮者への対応を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿のより一層の整備を行うとともに、緊急時における支援体制の強化を図ります。

そして、高齢者や障害のある人が快適に暮らせる環境の実現をめざすため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）に基づき、建築物、交通機関、歩道など、生活環境のバリアフリー化とともに、すべての人々が共通して利用できるようユニバーサルデザインに配慮した環境づくりを推進します。

【主な課題】
〇防災に向けた取組は、平常時から備えておく地域ぐるみの活動が重要であり、日頃から、近所の人が災害時に避難支援できるような関係をつくることが必要です。
〇災害時には、避難行動要支援者等の対応を迅速かつ的確に行うために、行政だけでなく、地域住民が普段から避難行動要支援者を適切に把握しておくことが必要です。

行政施策の例

・見守りネットワーク体制の構築
・民間事業者等との見守り協定の推進
・避難行動要支援者の避難支援体制の構築
・消費生活センターの設置
・三原市交通バリアフリー基本構想との整合
・声かけ運動
・福祉避難所の設置
・防犯の推進
・住居確保の支援

※こころのバリアフリーの推進、公共施設のバリアフリーの推進、ユニバーサルデザインによるまちづくり

【施策の取組】

① 安心・安全なまちづくり

〈住民・団体等〉

内容	主体
〇隣近所の子どもや高齢者、障害のある人等を見守りましょう 〇子どもや高齢者を狙った犯罪の手口等を知り、周囲に知らせましょう	住民
〇地域の自主的な交通安全・防犯活動を進めましょう 〇交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供しましょう 〇通学路の安全確保のため、防犯パトロールを行いましょう 〇地域の自主的な交通安全・防犯活動を支援しましょう	地域・団体・企業
〇日頃の近所づきあいや交流の重要性について周知を行いましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
〇防犯灯の設置等、明るいまちづくりを進めます 〇交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供します 〇課題のある人に対する住居支援については、母子では母子生活支援施設、高齢者では養護老人ホームやシルバーハウジング、障害のある人については障害者住宅入居等支援事業で対応していますが、引き続き支援のあり方について検討します 〇悪徳商法等の被害から守るために、警察、消費生活センターを始めとする団体と連携し、周知を行います	行政
〇地域で住民活動を実施している団体を支援します 〇交通安全・防災・防犯に対する適切な情報を提供します 〇高齢者の見守りや防犯パトロールなどを支援します	社会福祉協議会

② ユニバーサルデザインによるまちづくり

〈住民・団体等〉

内容	主体
○地域の危険箇所の把握に努め、町内会や行政に情報を提供しましょう	住民
○外出や移動の困難な人がいたら、手助けをしましょう ○地域の危険箇所、交通弱者が外出しにくい道路や施設等を把握し、行政に改善を要望しましょう	地域・団体・企業
○専門的な立場から、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた課題を把握し、社会福祉協議会、行政と共有しましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○特別な仕様をつくるのではなく、障害、子ども、難病、慢性的な疾病を抱えた人を含め、より多くの人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます ○公共施設や福祉施設、道路等のバリアフリー化を進めます ○障害のある人、高齢者及び子どもなどの移動に不便を抱える交通弱者に対する支援を検討します	行政
○外出支援ボランティアなどの養成・支援を図ります ○外出や移動の困難な人に対して情報提供を行います ○バリアフリーやユニバーサルデザインについて広報・啓発活動を行います	社会福祉協議会

③ 防災対策の推進

〈住民・団体等〉

内容	主体
○戸締り、火の用心等、自主的な防災・防犯対策を行いましょう ○生活場所の災害リスクの把握や適切かつ迅速な避難が出来るよう避難場所の確認を行いましょう ○非常用持出品の準備(リュックに入れておく等)や防災カード、マイタイムライン、個別避難計画を作成しましょう ○出前講座による啓発や自主防災組織の活動に参加しましょう	住民
○「三原市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、防災訓練の実施、避難行動要支援者への情報提供、避難支援・誘導・安否確認など、災害時における避難行動要支援者の適切な避難体制を整備しましょう ○地域の自主的な防災活動を支援しましょう	地域・団体・企業
○日頃の近所づきあいや交流の重要性、福祉避難所等の情報の周知を行いましょう ○個別避難計画の策定に協力しましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○三原市防災ネットワークを通じ、関係機関及び各種団体との連携を強化し、効果的な事業の推進に努めます ○避難行動要支援者避難支援体制の整備、避難行動要支援者の情報収集、台帳の作成・共有・管理など災害時における避難行動要支援者の適切な避難体制を支援・整備します ○防災に関する出前講座による啓発や自主防災組織の活動促進に取り組みます重点取組 ○個別避難計画の策定に取り組みます重点取組	行政
○地域で住民活動を実施している団体を支援します ○住民の防災意識を啓発します ○災害により地域を離れた被災者が孤立しないよう支援します ○高齢者の見守りを支援します	社会福祉協議会

【重点取組】

重点取組	具体的な内容
包括的な相談支援体制の整備	●各種相談窓口の連携により途切れのない支援を行います
防災対策の推進	●防災に関する出前講座による啓発や自主防災組織の活動促進に取り組みます ●個別避難計画の策定に取り組みます

【指標】

評価指標項目	現状値 （令和４年度） （2022）	目標値 （令和 11 年度） （2029）
専門職向けの資質向上研修等の開催回数	11 回	増加
防災に関する出前講座の開催回数	41 回	増加
特別警戒区域に住む避難行動要支援者の個別避難計画策定率	10%	100%

４　【基本目標４】すべての人への包括的な支援体制づくり

市民が抱える問題は複雑化・複合化し、福祉ニーズも多様化しています。誰もが地域福祉の問題について気軽に相談でき、その人の生活課題に応じた的確な支援が受けられ、解決につなげる仕組みづくりが求められています。

誰もが気軽に相談でき、柔軟に対応できる包括的な相談体制の整備やさまざまな困難を抱えた人への支援など、誰もが不自由なく、尊厳が保たれ、安心して暮らすことができる福祉の実現に向けた本市の資源を活かした包括的な支援体制づくりに取り組みます。

【主要な成果指標】

【主要な成果指標】	現状値	目標値			
	令和４年度（2022）	令和６年度（2024）	令和７年度（2025）	令和８年度（2026）	令和 11 年度（2029）
重層的支援体制整備事業で扱ったケースの終結率※1	43.0%※3	上昇	上昇	上昇	上昇
権利擁護連携支援センターによる相談支援の終結率※2	87.6%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%

※1：終結した件数／対応したケース
※2：課題の解決及び相談の終了／相談件数
※3：令和 3、4 年度にモデル事業として対応したケースの参考数値

基本施策（１）権利擁護の推進

【方向性】

認知症や障害のある人、虐待やひきこもりなど支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送るためには、地域住民一人一人がお互いの個性を尊重し、社会全体で支え合うことが大切です。

また、平成28（2016）年に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行されるなど、国全体として成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが求められています。

市民の誰もが住み慣れた地域で、尊厳のある本人らしい生活を継続していけるよう、成年後見制度の利用促進や相談支援、地域連携ネットワークの強化を進めます。

【主な課題】
〇すべての人の権利が擁護される社会を形成していくためにも、権利擁護の支援に向けた取組の充実を図るとともに、虐待等の予防と早期発見・早期対応に向けた取組を強化し、虐待を発生させない地域づくりを目指すことが必要です。
〇認知症や知的障害、精神障害などにより、判断力等が不十分なために権利を侵害されることがあります。重複した課題により、解決が困難な世帯もあり、司法関係者などを含めた、関係機関のネットワークづくりが必要です。

行政施策の例

・外国人や生活困窮者への生活支援
・成年後見制度利用援助事業
・福祉サービス利用援助事業（かけはし）
・特定妊婦・要保護児童の支援
・ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）の防止
・子ども（児童）・高齢者・障害のある人の虐待防止
・人権教育の推進
・男女共同参画推進事業
・三原市権利擁護連携支援センターの設置（中核機関）
・ひきこもり相談支援ステーションの設置
・障害のある人の就労応援相談ステーションの設置
・自立相談支援センターの設置（生活困窮者自立相談支援事業）

【施策の取組】

① 権利擁護に関するネットワークの構築

〈住民・団体等〉

内容	主体
〇虐待の可能性や支援を必要とする人に気づいたら見守り、相談を行い、必要に応じて通報しましょう 〇市や社会福祉協議会が行う権利擁護に関わる講演会・研修会に参加しましょう	住民 地域・団体・企業
〇虐待の未然予防として、虐待の可能性や支援を必要とする人に気づいたら見守り、相談を行い、支援が必要な方が必要なサービスを受けられるよう情報提供を行いましょう 〇市や社会福祉協議会が行う権利擁護に関わる講演会・研修会に参加しましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○権利擁護や人権侵害、虐待（高齢者、障害者、子ども（児童））、ＤＶなどの相談を受ける際には、世帯全体を捉え関係機関･団体との連携により、支援が途切れないようにします ○専門職を始め関係機関・団体との権利擁護に関するネットワーク体制を構築します ○権利擁護連携支援センターによる専門職支援を行います ○成年後見制度の周知・啓発を行います ○権利擁護に関わる研修会、講演会を開催します	行政等

② 支援の必要な人への対応

〈住民・団体等〉

内容	主体
○虐待の可能性やひきこもり等、支援を必要とする人に気づいたら見守り、必要に応じて関係機関につなげましょう ○認知症などに対する理解を深め、自分にできる支援を行いましょう	住民
○地域において、子ども（児童）、障害のある人、配偶者やパートナー、高齢者等に対するあらゆる虐待・暴力に対して、発生を未然に防ぎ、潜在的な要支援者を発見できるように、地域全体で見守りましょう ○ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな人など、社会的に孤立する可能性のある人を見守りましょう ○認知症サポーターとなって地域で高齢者を見守りましょう ○自殺防止のためのゲートキーパーとなり、早期に気づき、関係機関につなげましょう	地域・団体・企業
○虐待の可能性やひきこもり等、支援を必要とする人に気づいたら見守り、必要な専門的な支援、関係機関につなげましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○子ども（児童）、障害のある人、配偶者やパートナー、高齢者等に対するあらゆる虐待・暴力に対して、発生を未然に防ぎ、潜在的な要支援者へのアプローチ体制及び相談体制等を整備します ○ひとり暮らし高齢者や閉じこもりがちな人など、社会的に孤立する可能性のある人に対する適切な対策をとります ○生活困窮者に対して早期に対応できるよう取り組みます ○認知症施策を推進します ○認知症サポーターを養成するための講座を開催します ○自殺の未然防止に取り組みます	行政等

③ 福祉サービス利用援助事業の普及促進

〈住民・団体等〉

内容	主体
○判断能力が十分でない人等に対する見守りを行い、必要に応じ専門機関へつなぎましょう	住民
○福祉サービス利用援助事業について理解を深めましょう	地域・団体・企業
○福祉サービスを適切に提供するとともに質の向上に取り組みましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○権利擁護に関する広報啓発活動を進めます ○福祉サービス利用援助事業が必要な人に事業を紹介します	行政
○判断能力が十分でない人等に対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスを行うため、福祉サービス利用援助事業（かけはし）を進めます ○福祉サービス利用援助事業が必要な人に事業を紹介します ○事業の普及を促進します	社会福祉協議会

④ 成年後見制度の利用促進（【成年後見制度利用促進計画】）

〈住民・団体等〉

内容	主体
○判断能力が十分でない人等に対する見守りを行い、必要に応じ専門機関へつなぎましょう ○成年後見制度・任意後見制度について理解を深め、利用しましょう	住民 地域・団体・企業
○成年後見制度が必要な人が適切な利用につながるよう、関係機関との連携促進を行いましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○法律面や生活面において、判断能力が十分でない人等の権利や財産を守る成年後見制度や任意後見制度の普及啓発を行います ○相談窓口を明確化し、本人や支援者からの相談対応を行い、関係機関と連携して権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へつなぎます ○専門職などと連携して課題を整理し、成年後見制度の申立て方法などの調整や権利擁護支援の方向性を検討します ○市長申立、成年後見人報酬助成などの利用支援を行います ○市民後見人育成や受任調整（マッチング）体制の整備を行います ○後見人の活動が円滑に行われるよう関係者との連携や、法律の専門家へのつなぎ支援を行います ○上記の各機能のあり方を検討する協議体を運営します ○権利擁護の専門的な相談と連携を図る機関として、上記の各機能を備えた地域連携ネットワークの中核機関を運営し、ネットワーク機能の強化に取り組みます	行政
○法律面や生活面において、判断能力が十分でない人等の権利や財産を守る成年後見制度・任意後見制度の普及啓発を行います ○法人後見利用の促進を図ります ○市民後見人（社会貢献型後見人）のフォローアップ体制の整備を行います	社会福祉協議会

基本施策（２）多様な連携体制の整備

【方向性】

様々な課題を抱えながら、適切な支援につながらず孤立する人や、相談先につながらずに課題が深刻化する人を地域の中で取り残すことなく、適切かつ確実に支援につなげる必要があります。

本市では、様々な課題に対応した相談窓口を設置していますが、各相談窓口では、相談内容に応じて関係機関等と連携し、適切な支援へつなげることが重要です。

一方、複合的な課題や、現行の支援制度がない又は不十分といった制度の狭間の課題が顕在化していることから、分野を超えた多職種・多機関による支援ネットワークの強化を促進します。

【主な課題】

〇福祉に対するニーズや問題が多様化している中、正確なニーズの把握や問題を解決していくため、既存の地域資源の活用や関係機関との連携を強化していくことが必要です。

〇支援を必要とする人を地域で見守り、情報を共有する仕組みづくりが重要です。

〇地域住民の現状・課題を踏まえ、活性化に向けた具体的な支援を進めるとともに、多様な機関が連携できる具体的な仕組みの構築・強化が必要です。

行政施策の例

・生活支援体制整備事業
・社会福祉協議会の小地域ネットワークの推進
・こころ♥ネットみはらの開催
・地域包括ケアの推進
・地域共生（権利擁護）連携ネットワーク（プラットフォーム）の設置
・みはらウィメンズネットワークの運営

【施策の取組】

① 地域福祉ネットワークの構築

〈住民・団体等〉

内容	主体
〇支援が必要な人がいたら、地域の関係機関・団体や行政へ連絡しましょう	住民
〇地域の関係組織・団体が横のつながりをもち、情報交換や交流のできる機会・場をつくりましょう	地域・団体・企業
〇他の専門職との情報交換や交流のできる機会・場をつくりましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○情報交換や交流の場をさらに発展させ、地域住民を主体とした地域福祉ネットワークを構築します	行政
○地域の関係組織・団体が横のつながりをもち、情報交換や交流のできる機会・場づくりを促進します	社会福祉協議会

② 地域包括ケアの体制整備

〈住民・団体等〉

内容	主体
○自分でできることは積極的に自分でしましょう ○自分や家族の健康管理に気を遣いましょう ○介護予防や介護保険などのサービスを適切に利用しましょう ○住民同士が助け合う仕組みづくりとして、生活支援活動を実施しましょう	住民
○ボランティア活動などで地域の要配慮者を支援しましょう ○地域ぐるみの見守りや支援を行いましょう	地域・団体・企業
○社会福祉協議会、高齢者相談センター（地域包括支援センター）と連携し、支援が必要な高齢者に必要な支援やサービスが届くように支援しましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○医療・介護・保健・福祉の団体や機関が連携して、高齢者、子育て、子どもの貧困世帯、ひとり親家庭、障害(身体・精神・知的)のある人に係る支援のネットワークが途切れることのないよう取り組みます	行政
○団体やサービス事業所、ボランティアなどのサービスのコーディネート機能を高めます ○ボランティア等の活動へ支援を行います	社会福祉協議会

③ 保健・医療・福祉サービスの総合提供体制の深化

〈住民・団体等〉

内容	主体
○地域の医療機関や民間の保健福祉機関は、行政や地域の組織・団体との連携を強化しましょう	地域・団体・企業
○保健・医療・福祉等に関わるさまざまなサービスの充実に取り組みましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○高齢者相談センター（地域包括支援センター）をはじめとして関係機関が連携して、保健・医療・福祉等に関わるさまざまなサービスを総合的・継続的に提供できる地域包括ケア体制を強化します	行政
○地域包括ケアの推進のため、保健・医療・福祉等に関わるさまざまな関係機関が連携しサービスを総合的・継続的に提供できるよう連携します	社会福祉協議会

④ 教育機関との連携

〈住民・団体等〉

内容	主体
○住民参加のできる学校行事等へ積極的に参加します	住民
○地域の人々が学校行事に参加し、学校側が地域行事に参加する等、交流を通して互いの連携を強化します	地域・団体・企業（専門職を含む）

〈行　政〉

内容	主体
○市内の大学、高等学校等の教育機関との連携を図り、市内の学校等教育機関、地域及び行政間のつながりを強化します	行政

⑤ 多様な福祉問題を抱える人への支援（生活困窮者、子ども貧困対策、再犯防止の展開　等）

〈住民・団体等〉

内容	主体
○地域で困っている人がいれば、声をかけましょう	住民
○複雑な問題を抱えている人には、市の相談機関や地域の民生委員に相談するように促しましょう	地域・団体・企業
○地域のボランティアと連携し、課題を把握し、社会福祉協議会、行政と課題の解決に向けた施策の検討を行いましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
○制度の狭間の課題により支援を受けていない人に対し、その人の実情に寄り添った、適切な支援を図るため、多機関の専門職や庁内での連携により、様々な分野・領域で困難を抱えた人にアクセスできる仕組みを構築します	行政
【三原市再犯防止推進計画】 【関係者との緊密な連携協力】 ○犯罪をした人等が地域で孤立することがないよう、地域社会の一員として受け入れるためには、国や司法関係者、警察、民間団体、地域関係者等の連携協力が必要であり、緊密な連携協力関係の構築を目指します。 【切れ目のない支援】 ○犯罪をした人の立ち直りには、長い時間を要することがあります。本人の希望や特性等を把握し、関係機関や民間ボランティアとの連携により、切れ目のない支援を受けることができるように努めます。 ○更生保護に携わる関係団体の活動支援や、生活困窮者自立支援事業を活用できるよう関係団体と連携し、適切な支援につなげます 【普及啓発】 ○刑務所出所者等が円滑に社会復帰をするためには、市民や地域社会の理解を深める必要があり、団体等の活動を積極的に周知し、普及・啓発等の充実を図ります。 ○更生保護の取組として、犯罪をした者等が社会の中で孤立することがないよう、更生保護活動等に関する周知・啓発を行い、地域において、犯罪をした者等への立ち直りに対する理解を促します	
○生活困窮者自立支援事業により、就労や居住等に関する相談に応じ、関係機関と連携した支援を行います。 ○生活困窮者自立相談支援センターみはらにおいて、犯罪をした人等の相談を受け付け、自立に向けた支援を行います。	社会福祉協議会

基本施策（３）重層的支援体制の整備【重層的支援体制整備事業実施計画】

【方向性】

本市では全庁的に福祉を支援するネットワークづくりに当たり、多機関で連携し、横断的な支援ができる体制の構築等に取り組んでいます。

複合的な課題への対応と、専門的な相談に応じることができるよう、気軽に相談できる窓口の拡充、関係機関の連携による対応体制の強化を図ります。

【主な課題】
○複合する課題に対しては、分野別の支援制度だけではなく、分野を超えた支援体制の構築が必要です。
○ひきこもり家庭などの潜在的な課題、精神保健に課題を抱える世帯に対しては、アウトリーチ等によるアプローチが必要です。
○市全体での包摂的な体制づくりに向けては中核としてコーディネートする機能が必要です。

行政施策の例

・地域共生センターの設置
・ひきこもり相談支援ステーションの設置
・障害のある人の就労支援ステーションの設置
・プラットフォームの設置

【重層的支援体制整備事業】

令和３(2021）年４月１日施行の改正社会福祉法においては、「この法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業」とされています。(第106条の4第2項)

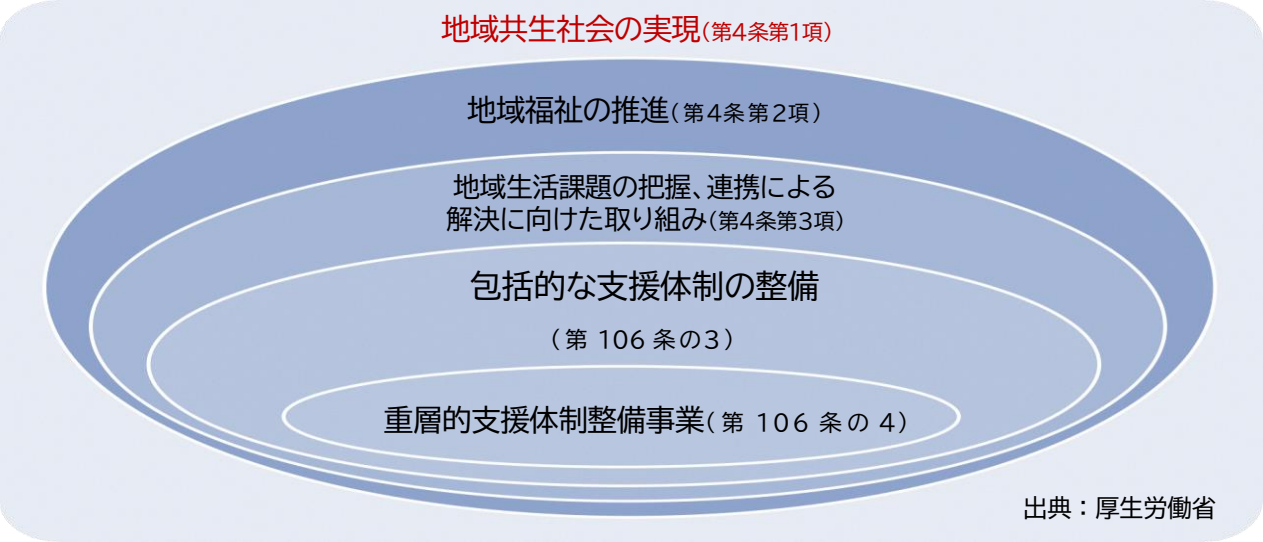

◎重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像

本市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、包括的支援体制の構築のために、「重層的」という言葉で表されるように、一体的に行う３つの支援（①対象者の属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援）に係る５つの事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで誰一人取り残さない体制を構築していきたいと考えています。

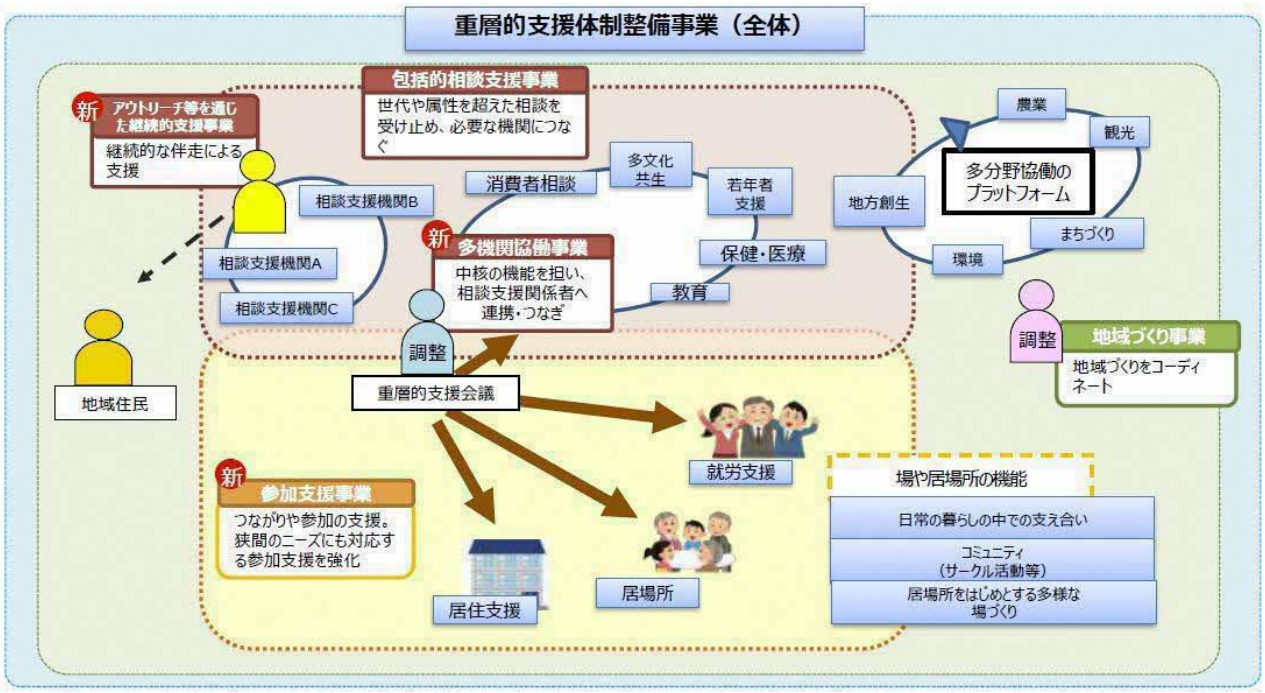

出典：厚生労働省

〈重層的支援体制整備事業実施計画に位置づける主な事業内容〉

・参加支援事業、アウトリーチ等 を通じた継続的支援事業、多機関協働事業

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定等の取組を行います。

※法第 106 条の４の第２項第２号、第４号、第５号、第６号

実施事業	実施形態	人員	実施内容
参加支援事業【第２号】	一体的に委託	３名	社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供 ※社会とのつながりを構築するため、地域における社会資源との調整、活用及び開発、資源発掘、支援プランの作成
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【第４号】			支援が必要であるにもかかわらず届いていない人及び世帯等に対して、アウトリーチも含めた継続的なつながりづくり ※アウトリーチの実施、支援プランの作成
多機関協働事業【第５号】			世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能 ※複合化した相談の整理、重層的支援会議の開催、支援プランの作成

※支援プランの作成【第６号】については第２号、第４号、第５号と共通。

・地域づくりに向けた支援事業【第３号】

分野ごとに、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

実施事業	分野	所管課	実施体制		活動場所等 （令和４年度）
地域介護予防活動支援事業	介護	高齢者福祉課	直営	介護予防研修会	・市内全域
			直営	介護予防自主グループ支援	・介護予防自主グループ 11 か所 ・いきいき百歳体操 92 団体
			委託	介護予防教室	８か所
			委託	地域住民グループ支援	・サロンの立上支援 ・地域福祉講演会 ・研修会の開催
			委託	在宅要援護者仲間づくり育成	・ふれあい・いきいきサロン　191 か所
			直営	高齢者介護予防相談	・市内全域
生活支援体制整備事業	介護	社会福祉課	委託		・第２層協議体９か所 ※小・中学校区を圏域
地域活動支援センター	障害	障害者福祉課	民間（補助金）		４か所
地域子育て支援拠点事業	子ども	こども保育課	一部直営 一部委託		11 か所
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	生活困窮	社会福祉課	委託		１か所

・包括的相談支援事業【第１号】

高齢・障害・子育て・生活困窮等の各分野に窓口を設け、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携を行います。

複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなぎます。

実施事業	分野	所管課	実施体制	設置箇所数 （令和４年度）
地域包括支援センター	介護	高齢者福祉課	委託	５か所
障害者相談支援事業所	障害	障害者福祉課	委託	２か所 ※委託以外の事業所もあり
こども家庭センター	子ども	こども安心課	直営	１か所
自立相談支援センター	生活困窮	社会福祉課	委託	１か所

・重層的支援会議の実施

重層的支援体制整備事業の中で規定される重層的支援会議は、本人の同意が得られた事案に関して市（社会福祉課）と社会福祉協議会が事務局として主催し、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。関係機関と協議し、支援プランを検討するとともに、社会資源を開発するなどの役割を果たします。

なお、本人同意が得られなかった事案に関しては、会議の構成員に対する守秘義務を設けた会議体である支援会議を市が開催します。関係者間で情報共有を図り、早期発見・早期支援を行います。支援会議を通じて地域における見守りの体制の構築や庁内での支援体制の強化をめざします。

※重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、本実施計画及び別途作成するマニュアル等に基づき効果的に実施します。

【施策の取組】

① 重層的支援体制整備事業の推進

〈住民・団体等〉

内容	主体
○日頃から自分が住んでいる地域に興味を持ち、地域の一員であるとの意識を持てるような近隣や地域との関係を構築しましょう ○地域で相談を迷っている人がいたら、できる範囲で相談に乗ったり、相談機関等を紹介しましょう	住民
○座談会やさまざまな集いの場に積極的に参加し、身近な地域の困りごとを共有し、地域でできる解決方法を考えましょう。	地域・団体・企業
○座談会やさまざまな集いの場に積極的に参加し、身近な地域の困りごとを共有し、地域でできる解決方法を考えましょう。 ○民生委員・児童委員や見守りボランティア等と協力し、地域での見守りや地域の困りごとに関わりを持てるような支援を行っていきましょう	専門職

〈行　政　等〉

内容	主体
【相談支援(包括的相談支援)】 ●地域共生センターを核として各相談支援関係機関の連携を推進することで、住民が抱える課題の解決を図ります重点取組 ●制度の狭間の課題に対し、関係機関との連携を推進します重点取組 【アウトリーチ支援(伴走支援)】 ●アウトリーチ活動や支援のネットワークを活用し、住民が抱える複雑化・複合化した課題を解決できる体制を整備します重点取組 【参加支援(孤立予防)】 ●複雑・複合的な課題を抱える人の孤立防止の観点から地域参加できる機会をつくります重点取組 【地域づくり支援(居場所づくり)】 ●複雑・複合的な課題を抱える人が継続的に参加できる居場所の場を提供します重点取組	行政
○アウトリーチ活動や支援のネットワークを活用し、住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために職員を配置し、解決や関わりを持ち続けられるよう支援します ○どこに相談してよいかわからない人や複合的な課題を抱える人などの相談に対応します ○民生委員やボランティア等で行っている見守り活動などを支援し、地域での支え合い体制の強化を進めます	社会福祉協議会

【重点取組】

重点取組	具体的な内容
重層的支援体制整備事業の推進	【相談支援(包括的相談支援)】 ●地域共生センターを核として各相談支援関係機関の連携を推進することで、住民が抱える課題の解決を図ります。 ●制度の狭間の課題に対し、関係機関との連携を推進します。 【アウトリーチ支援(伴走支援)】 ●アウトリーチ活動や支援のネットワークを活用し、住民が抱える複雑化・複合化した課題を解決できる体制を整備します 【参加支援(孤立予防)】 ●複雑・複合的な課題を抱える人の孤立防止の観点から地域参加できる機会をつくります 【地域づくり支援(居場所づくり)】 ●複雑・複合的な課題を抱える人が継続的に参加できる居場所の場を提供します

【指標】

評価指標項目	現状値 (令和４年度) (2022)	目標値 (令和 11 年度) (2029)
総合相談窓口での受付件数	－	増加
重層的支援会議開催数	－	増加
アウトリーチ事業の対応件数	－	増加
参加支援事業の対応件数	－	増加

第5章 推進体制

1 関係機関等の協働による計画推進

本計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。

これらの多様な主体が地域福祉の推進という一つの目的に向かって、総合的・一体的に連携しながら行動していくため、小地域におけるネットワークから、専門的な機関、公的機関等におけるネットワークまで、要支援者の状況に合わせた多種多様なネットワークの連携と活用を進めます。

また、社会資源を効果的に結びつけるコーディネーター的役割を果たす人材を、地域・団体、及び地区社会福祉協議会の中から育成し、需要と供給をうまく結びつける調整機能をもたせます。

（1）行政と社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核として、住民や地域活動団体等との協働を進めるとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」は、本計画のより具体的な取組方針を示す計画です。行政と社会福祉協議会は、各々の立場で、より一層の連携を深めながら、総合的・一体的に各事業を推進していきます。

両計画を見直す際には、整合性を図りながら見直すこととします。

（2）行政内の連携

行政は、住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。そのため、住民・地域・事業者及び社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進するための支援を行います。

また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

（３）地域内の連携

地域福祉の活動の主体として、最も基本的な活動主体は、地域に生活している地域住民、地域団体です。地域の一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

地域福祉計画の推進にあたっては、地域の関係組織・団体が横のつながりを持てるよう、情報交換や交流のできる機会や場づくりを促進します。

今後はこれらの組織・団体を結びつける地域福祉ネットワークを構築し、互いに連携のとりやすい体制を整備します。

（４）保健・医療・福祉・教育の連携

障害、子ども、難病、慢性的な疾病を抱えた人を含め一人の要支援者を支えるためには、保健・医療・福祉の分野を越えた、一体的なサービスを提供する必要があります。

地域包括ケア連携推進協議会、地域ケア会議、生活支援体制整備委員会（地域福祉ネットワーク会議）等の開催により、地域と各種サービス提供事業者が相互に連携できる体制を充実します。

市内には県立広島大学をはじめとして、多くの教育機関があります。これらの機関との連携を一層深めていきます。

また、生涯学習と福祉の連携を図り、ボランティア等の担い手を育成します。

２ 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るため、社会福祉法第107条第３項の規定に則り、毎年度、社会福祉審議会により計画に位置付けた取組の評価を行い、事業の改善等、計画の効果的・効率的な推進を図ります。

また、計画の進捗状況を把握し、必要に応じて方針等の見直しを行います。

ＰＤＣＡサイクルのイメージ

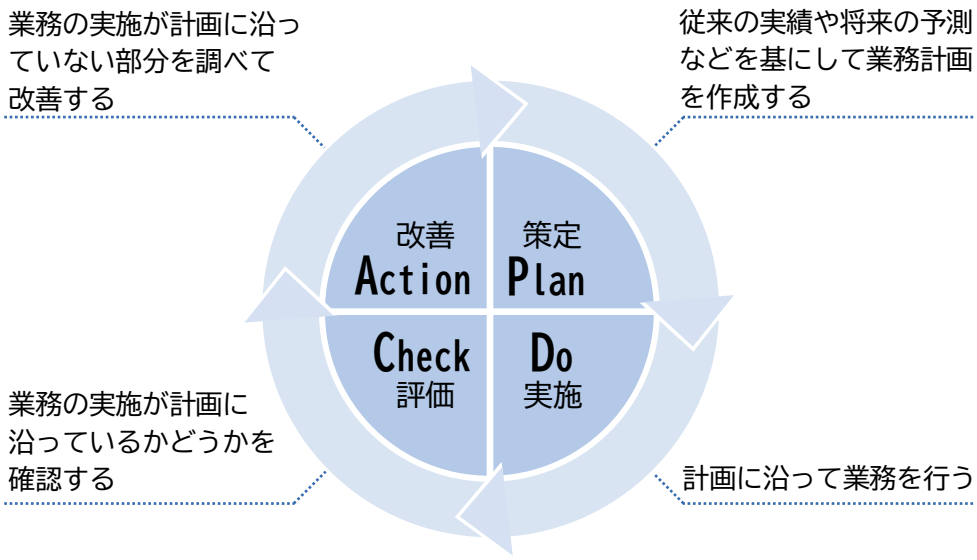

資料編

1　三原市総合保健福祉計画推進等委員会設置要綱

平成２４年４月２７日
要綱第９０号
改正　平成３１年３月２５日要綱第１４号
令和５年７月３日要綱第９８号

（設置）

第１条　三原市高齢者福祉計画、三原市介護保険事業計画、健康・食育みはらプラン、三原市障害者プラン及び三原市子ども・子育て支援事業計画並びにそれらの上位計画である三原市地域福祉計画を三原市総合保健福祉計画と位置づけ、三原市における一体的な保健・医療・福祉行政を推進するため、三原市総合保健福祉計画推進等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1)　三原市地域福祉計画に関すること。
(2)　三原市高齢者福祉計画に関すること。
(3)　三原市介護保険事業計画に関すること。
(4)　健康・食育みはらプランに関すること。
(5)　三原市障害者プランに関すること。
(6)　三原市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
(7)　その他委員会が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　委員会は別表に掲げる機関、団体及び学識経験者で構成される委員１８人以内で組織し、市長が委嘱する。

２　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　委員の任期は３年とし、再任を妨げない。

２　補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
２　会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
３　委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。
（部会）
第６条　委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。
２　部会に属する委員は、委員長が指名する。
３　部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。
４　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
５　部会長は、説明又は意見を求める必要があると認めるときは、部会の会議に第２項に規定する者以外の者を出席させることができる。
６　部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係職員の出席を求めて、説明若しくは意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
７　部会の庶務は、各計画を所管する課が行う。
（庶務）
第７条　委員会の庶務は、社会福祉課において処理する。
（その他）
第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２４年５月１日から施行する。
附　則（平成２７年３月１６日三原市要綱第１０号）
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２８年１２月１９日三原市要綱第１０９号）
この要綱は、公布の日から施行する。
附　則（平成３１年３月２５日要綱第１４号）
この要綱は、公布の日から施行する。
附　則（令和５年７月３日要綱第９８号）
この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第３条関係）

住民自治組織（三原地域）
住民自治組織（本郷地域）
住民自治組織（久井地域）
住民自治組織（大和地域）
広島県東部保健所
三原市医師会
三原市歯科医師会
三原薬剤師会
三原市社会福祉協議会
三原市民生委員児童委員連合協議会
三原市地域自立支援協議会
三原市保育連盟
三原市地域包括支援センター
学識経験者

2　三原市総合保健福祉計画推進等委員会（地域福祉計画策定部会）委員名簿

任期（令和３年７月10日～令和６年７月９日）

所　　属	氏　名	備　考
住民自治組織代表（三原地域）	谷口佳寿子	
住民自治組織代表（本郷地域）	本山　繁則	
住民自治組織代表（久井地域）	新谷　朝夫	
住民自治組織代表（大和地域）	杉谷　辰次	
学識経験者 （高齢者福祉計画・介護保険計画事業計画・地域福祉計画関係）	金子　　努	部会長
学識経験者 （子ども・子育て支援事業計画）	田中　聡子	
学識経験者（健康みはら２１計画）	岡田　淳子	
学識経験者（食育推進計画）	大橋　典子	
学識経験者（障害福祉計画）	伊藤　泰三	
広島県東部保健所代表	井元　敏裕	
三原市医師会代表	小園　亮次	
三原市歯科医師会代表	永金　幸治	
三原薬剤師会代表	森広　亜紀	
三原市社会福祉協議会代表	吉岡　幸治	
三原市民生委員児童委員連合協議会代表	吉田　哲二	副部会長
三原市地域自立支援協議会代表	苅山　和生	
三原市保育連盟代表	眞田　右文	
三原市地域包括支援センター代表	尾野　康雄	

3　策定経過

年　月　日	内　容
令和５年４月～５月	地域活動者・団体アンケート調査
令和５年７月３日	令和５年度 第１回三原市総合保健福祉計画推進等委員会 ・第３期三原市地域福祉計画 ・第８期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ・第６期三原市障害者プラン ・第１期健康・食育みはらプラン ・第２期三原市子ども・子育て支援事業計画（みはら子育て応援プラン） 令和５年度 第２回三原市地域福祉計画策定部会 ・地域の支援者へのアンケート調査結果について ・計画策定のスケジュールについて
令和５年８月22日	令和５年度第３回第４期三原市地域福祉計画策定部会 ・策定部会スケジュールについて ・第２回策定部会での意見について ・第４期三原市地域福祉計画骨子案について
令和５年11月８日	令和５年度 第４回 第４期三原市地域福祉計画策定部会 ・三原市地域福祉計画素案について
令和６年２月20日	令和５年度 第２回三原市総合保健福祉計画推進等委員会 兼令和５年度 第５回三原市地域福祉計画策定部会 ・第４期三原市地域福祉計画（案）について ・第９期三原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ・第７期三原市障害者プラン ・第２期健康・食育みはらプラン

４　用語解説

あ行

◆アウトリーチ

　支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報提供・支援を行うことです。

◆アクセシビリティ

　障害がある人や高齢者を含む、多様な利用者にとって「利用可能性」や「利用しやすさ」のことです。

◆ＳＤＧｓ

　国連サミットで採択された「持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」に記載された、２０３０年までの持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

◆ＮＰＯ

　Non-Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「ＮＰＯ法人」とは、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。

か行

◆虐待

　力の強い者が、抵抗する力がないか極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えることです。身体的・精神的・性的虐待のほか、食事を与えない・病気になっても病院に連れていかない等（ネグレクト）があり、近年、児童虐待に加え、高齢者虐待が問題となっています。

◆共助

　制度化された、相互扶助のことで、社会保険制度、医療や年金、介護保険などを表します。

◆協働

　住民、各種活動団体、事業者、行政など、異なる性格を持つ組織・集団が、それぞれ固有の機能を提供しながら、対等の立場で協力し合うことです。「協力しながら働く」

という意味から「協働」という表現を使います。

◆ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、悩んでいる人に声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る、という適切な対応を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

◆交通弱者

自動車中心の社会において、移動を制約される人々のことです。運転免許を持たない高齢者、子供、障害者、低所得者などが含まれます。

◆コーホート変化率法

各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去の実績人口の動向から「変化率」を求め、それに基づいて将来の人口を推計し、将来の人口を推計するための方法の一つです。

さ行

◆災害時要援護者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、傷病者、日本語が不自由な外国人）です。

◆サロン活動

同じ地域に住む人たちなどが自発的に集まり、お茶会やおしゃべりをしながら、情報交換や相談などができる交流の場をつくっていく活動のことです。

◆市長申立

成年後見制度を利用する必要がある高齢者や障害者の方で、親族などによる後見の申立てが難しい場合に、市町村長が代わって申立てを行う制度です。

◆自助

自分で自分を助けることで、自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、自発的に課題解決に取り組むことです。

◆社会資源

人々の生活の諸要求や、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識

や技術などの物的、人的資源の総称のことです。

◆社会福祉協議会

地域福祉の推進役として社会福祉法第109条に明記された、営利を目的としない、公益性の高い民間団体です。住民や福祉団体、施設、関係機関と協力し合い、一緒に活動をしたり、活動を応援したりする役割を担っており、また地域の要望に合わせたさまざまな福祉サービスも行っています。

◆重層的支援体制整備事業

介護、障害、子育て、生活困窮といった分野別の相談体制では解決に結びつかないような「困りごと」に対応するための支援施策を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業のことです。

◆生活困窮者自立支援法

社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大している中、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の支援を行うための措置を定めた法律です。平成27年４月１日から施行されています。

◆生活支援活動

住民のちょっとした困りごとを、地域のできる範囲で支え合い、解決していく活動です。

◆生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たすために活動している者です。

別名「地域支え合い推進員」と呼ばれています。

◆成年後見制度

認知症、知的障害、精神的疾病などにより、必ずしも判断能力が十分ではない人の権利や財産を保護する制度です。

た行

◆第２層協議体

地域での身近な課題について、医療・介護の専門職、地域住民、行政や高齢者相談センター（地域包括支援センター）などで構成され、定期的な情報の共有や連携の強化、課題解決のための取組の検討などを目的として設置された話し合いの場です。

◆ダブルケア

育児期にある人（世帯）が、親の介護も同時に担うことです。

◆地域包括支援センター

地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療などの総合相談窓口で、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。

◆地域ビジョン

地域の将来のまちづくりに向けて住民が共通の目標を持ち、協力して取り組む計画のことです。

は行

◆８０５０問題

８０代の親が自宅にひきこもる５０代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負う社会問題のことです。

◆バリアフリー

公共の建物や道路、個人の住宅等において、障害者や高齢者をはじめ、だれもが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のことです。具体的には、車いすでも通ることができるように道路や廊下の幅を広げたり、段差を解消したり、手すりを設置したりすることをいいます。また、物理的な障壁だけではなく、社会参加への障壁の排除など心理的、制度的な意味でも用いられます。

◆避難行動要支援者

災害が発生したときや、発生する恐れがあるときに自分１人で安全に避難することが困難で他の人の支援を必要とする人です。

◆プラットフォーム

住民、民生委員、自治会、NPO、学校、企業など、多様な分野の関係者が集まって地域の課題解決に取り組む場のことです。

◆ボランティアセンター

ボランティア活動をしたい人や活動している人や団体、ボランティアの応援がほしい人や団体・施設からの相談を受け、情報提供やコーディネート、活動の支援を行う組織です。

ま行

◆民生委員・児童委員

民生委員は民生委員法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員です。住民の生活状態を把握し、自立した生活に向けて援助を必要とする人に助言や支援を行います。

児童委員は児童福祉法に基づき市町村に配置される民間の奉仕員です。厚生労働大臣の委嘱を受ける。民生委員が児童委員を兼務します。

福祉関係者と連携し住民の福祉の増進を図るための活動を行います。

や行

◆ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。

◆ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が使いこなすことのできる製品や環境などのデザインを目指す概念です。

第４期三原市地域福祉計画

令和６年３月

発　行：三原市
編　集：三原市保健福祉部社会福祉課　地域共生係
〒723－8601　広島県三原市港町３丁目５番１号
電　　話：(0848) 67-6058
ファックス：(0848) 64-2130
Ｅ メ ー ル：fukushi@city.mihara.hiroshima.jp